



特許協力条約 (PCT) に関するセミナーテキスト
世界的な特許取得のための制度

2023年6月27日

国際事務局作成

目次

| | Page |
|-------------------------------------|------|
| 序..... | 4 |
| PCT 制度入門..... | 5 |
| PCT の流れ..... | 10 |
| PCT の基本事項..... | 11 |
| PCT 出願の提出..... | 16 |
| 申立て..... | 23 |
| 代理人及び共通の代表者..... | 27 |
| 優先権主張..... | 32 |
| 国際出願に関する欠陥の補充..... | 47 |
| 規則 92 の 2 に基づく変更の記録..... | 58 |
| 受理官庁の機能..... | 61 |
| 受理官庁としての国際事務局..... | 64 |
| 国際事務局との最適な通信手段..... | 71 |
| 国際調査機関 (ISA) による国際調査及び見解書..... | 72 |
| 補充国際調査 (SIS)..... | 79 |
| 国際予備審査の請求..... | 88 |
| 国際予備審査..... | 96 |
| 発明の単一性及び異議申立手続..... | 104 |
| 国際事務局の役割..... | 109 |
| 国際公開..... | 112 |
| 公開後の一件書類の利用..... | 120 |
| PCT に基づく支払手数料..... | 127 |
| PCT における補正..... | 134 |
| 国内段階への移行..... | 139 |
| 取下げ..... | 149 |
| 生物材料の寄託及び配列リストに関する要件..... | 152 |
| 国際出願の手続上の安全措置 (セーフガード)..... | 162 |
| 2022 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正..... | 167 |
| 最近の進展..... | 169 |
| 出願人のための ePCT サービス (2023 年 4 月)..... | 178 |
| 情報の取得..... | 203 |

序

このテキストは特許協力条約（PCT）に関するセミナーのサポート教材として世界知的所有権機関（WIPO）国際事務局によって作成されたものです。

テキスト内で使用される以下の用語及び表現は、次の意味として用いられています：

| | | |
|-----------------------------------|---|---------------|
| 実施細則（Administrative Instructions） | - | PCT 実施細則 |
| 条（Article） | - | PCT における条 |
| 第 I 章（Chapter I） | - | PCT 第 I 章 |
| 第 II 章（Chapter II） | - | PCT 第 II 章 |
| 締約国（Contracting State） | - | PCT 締約国 |
| 規則（Regulations） | - | PCT 規則 |
| 規則（Rule） | - | PCT 規則における規則 |
| 号（Section） | - | PCT 実施細則における号 |

「国内（national）」官庁、国内手数料、国内段階、国内手続等の記載は、「広域（regional）」官庁（例 EPO）等を含むものとしします。

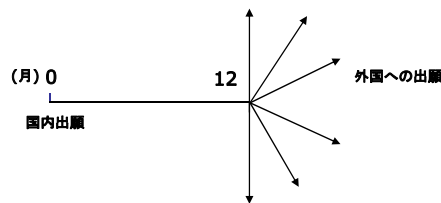
以下の略称・略号は、次の意味として用いられています：

| | | |
|------------------|---|------------------------------------------|
| ARIPO | - | アフリカ広域知的所有権機関 |
| DAS | - | 優先権書類デジタルアクセスサービス |
| DO | - | 指定官庁 |
| EAPC | - | ユーラシア特許条約 |
| EAPO | - | ユーラシア特許庁 |
| EO | - | 選択官庁 |
| EPC | - | 欧州特許条約 |
| EPO | - | 欧州特許庁/欧州特許機関 |
| Euro-PCT | - | Euro-PCT 出願：出願された受理官庁に関係なく「EP」の指定を含む国際出願 |
| IB | - | （世界知的所有権機関）国際事務局 |
| IPE | - | 国際予備審査 |
| IPEA | - | 国際予備審査機関 |
| IPRP（Chapter I） | - | 特許性に関する国際予備報告（PCT 第 I 章） |
| IPRP（Chapter II） | - | 特許性に関する国際予備報告（PCT 第 II 章） |
| ISA | - | 国際調査機関 |
| ISR | - | 国際調査報告 |
| OAPI | - | アフリカ知的所有権機関 |
| RO | - | 受理官庁 |
| SIS | - | 補充国際調査 |
| SISA | - | 補充国際調査機関 |
| SISR | - | 補充国際調査報告 |
| WIPO | - | 世界知的所有権機関 |
| WO of ISA | - | 国際調査機関の書面による見解 |
| WTO | - | 世界貿易機関 |

このテキストは、特許協力条約（PCT）、PCT 規則及び PCT 実施細則の要件に基づいています。このテキストとこれらの要件との間に相違がある場合は、後者（要件）が適用されます。

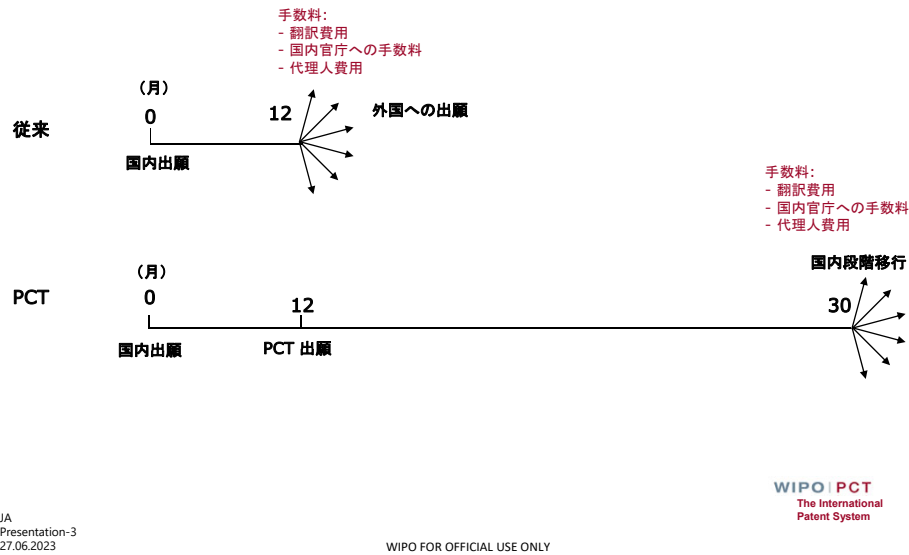


従来の特許制度



- 国内出願から12ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う複数の外国出願を行う必要がある：
 - 複数の様式上の要件
 - 複数の調査
 - 複数の公開
 - 複数の審査及び手続
 - 翻訳料及び国内手数料が12ヶ月の時点で要求される
- 地域的な協定によるある程度の合理化：
 - ARIPO、EAPO、EPO、OAPI

従来の特許制度 vs. PCT 制度



PCT 制度

国内出願から12ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う PCT 国際出願を行う。「国内段階」への移行期限は、優先日から30ヶ月以内*:

- 1セットの様式上の要件
- 国際調査
- 国際公開
- 国際予備審査
- 国内段階へ移行する前に、国際出願を整えることができる
- 翻訳料及び国内手数料は30ヶ月*の時点で、しかも出願人が国内段階への移行を望む場合のみ必要

* 例外については、次の URL を参照
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

PCT 制度の一般的注意事項 (1)

- PCT 制度は特許の「出願」制度であって、特許の「付与」制度ではない; 「PCT 特許」というものは存在しない
- PCT 制度は次のように構成されている
 - 国際段階:
 - 国際出願の提出
 - 国際調査及び国際調査機関の見解書
 - 国際公開
 - 国際予備審査
 - 指定官庁に対する国内/広域段階
- 特許付与の決定は、国内段階において、国内官庁又は広域官庁によって独自に行われる

PCT 制度の一般的注意事項 (2)

- PCT を通して、発明のみが特許、実用新案、類似の権利への適用により保護される
- 意匠及び商標の保護は、PCT を通しては得られない; これらの工業所有権の保護を扱う別の国際条約 (それぞれハーグ協定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書) がある
- PCT はパリ条約等の工業所有権分野の国際条約と同じように WIPO によって管理されている

PCT締約国 (157)

広域保護又は国内保護 (表示のない場合) のための指定が可能な国

EA ユーラシア特許

AM アルメニア
AZ アゼルバイジャン
BY ベラルーシ
KG キルギス
KZ カザフスタン
RU ロシア連邦
TJ タジキスタン
TM トルクメニスタン

* 広域特許のみ

- 1 2008年1月1日より前 (HR
に対して)、2009年1月1
日より前 (MKに対して)、
2010年5月1日より前 (AL
に対して)、2010年10月1
日より前 (RSに対して) に
出願された出願については
引き続き拡張協定が適用可
能
- 2 2020年7月1日以降に出願
された国際出願に限る

EP 欧州特許

AL アルバニア¹
AT オーストリア
* BE ベルギー
BG ブルガリア
CH スイス
* CY キプロス
CZ チェコ共和国
DE ドイツ
DK デンマーク
EE エストニア
ES スペイン
FI フィンランド
* FR フランス
GB 英国
* GR ギリシャ
HR クロアチア¹
HU ハンガリー
* IE アイルランド
IS アイスランド

IT イタリア²
LI リヒテンシュタイン
* LT リトアニア
LU ルクセンブルグ
* LV ラトビア
* MC モナコ
MK 北マケドニア¹
* MT マルタ
* NL オランダ
NO ノルウェー
PL ポーランド
PT ポルトガル
RO ルーマニア
RS セルビア¹
SE スウェーデン
* SI スロベニア
SK スロバキア
* SM サンマリノ
TR トルコ

JA
Presentation-7
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 締約国 (157) (続き)

広域保護又は国内保護 (表示のない場合) のための指定が可能な国

AP ARIPO 特許

BW ボツワナ
CV カーボ・ベルデ
GH ガーナ
GM ガンビア
KE ケニア
LR リベリア
LS レソト
MW マラウイ
MZ モザンビーク
NA ナミビア
RW ルワンダ
SC セーシェル
SD スーダン
SL シエラレオネ
ST サントメ・プリンシペ
* SZ エスワティニ
TZ タンザニア連合共和国
UG ウガンダ
ZM ザンビア
ZW ジンバブエ

* 広域特許のみ

OA OAPI 特許

* BF ブルキナファソ
* BJ ベナン
* CF 中央アフリカ共和国
* CG コンゴ
* CI コートジボワール
* CM カメルーン
* GA ガボン
* GN ギニア
* GQ 赤道ギニア
* GW ギニアビサウ
* KM コモロ
* ML マリ
* MR モーリタニア
* NE ニジェール
* SN セネガル
* TD チャド
* TG トーゴ

JA
Presentation-8
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 締約国 (157) (続き)

国内保護 (表示のない場合) のための指定が可能な国

| | | |
|-------------------|-------------------------|-----------------------------|
| AE アラブ首長国連邦 | ID インドネシア | MY マレーシア |
| AG アンティグア・バーブーダ | IL イスラエル | NG ナイジェリア |
| AO アンゴラ | IN インド | NI ニカラグア |
| AU オーストラリア | IQ イラク | NZ ニューゼーランド |
| * BA ボスニア・ヘルツェゴビナ | IR イラン・イスラム共和国 | OM オマーン |
| BB バルバドス | JM ジャマイカ | PA パナマ |
| BH バーレーン | JO ヨルダン | PE ペルー |
| BN ブルネイ・ダルサラーム | JP 日本国 | PG パプアニューギニア |
| BR ブラジル | ** KH カンボジア | PH フィリピン |
| BZ ベリーズ | KM コモロ連合 | QA カタール |
| CA カナダ | KN セントクリストファー・ネイビス | SA サウジアラビア |
| CL チリ | KP 朝鮮民主主義人民共和国 | SG シンガポール |
| CN 中国 | KR 大韓民国 | ST サントメ・プリンシペ |
| CO コロンビア | KW クウェート | SV エルサルバドル |
| CR コスタリカ | LA ラオス人民民主共和国 | SY シリア・アラブ・共和国 |
| CU キューバ | LC セントルシア | TH タイ |
| CV カーボ・ベルデ | LK スリランカ | ** TN チュニジア |
| DJ ジブチ | LY リビア | TT トリニダード・トバゴ |
| DM ドミニカ | ** MA モロッコ | UA ウクライナ |
| DO ドミニカ共和国 | ** MD モルドバ | US アメリカ合衆国 |
| DZ アルジェリア | * ME モンテネグロ | UZ ウズベキスタン |
| EC エクアドル | MG マダガスカル | VC セントビンセントおよびグ レナディーン諸島 |
| EG エジプト | MN モンゴル | VN ベトナム |
| GD グレナダ | MU モーリシャス (2023年3月15日~) | WS サモア |
| GE ジョージア | MX メキシコ | ZA 南アフリカ |
| GT グアテマラ | | |
| HN ホンジュラス | | |

JA
Presentation-9
27.06.2023

* 欧州特許の拡張が可能

** 欧州特許の有効化が可能

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

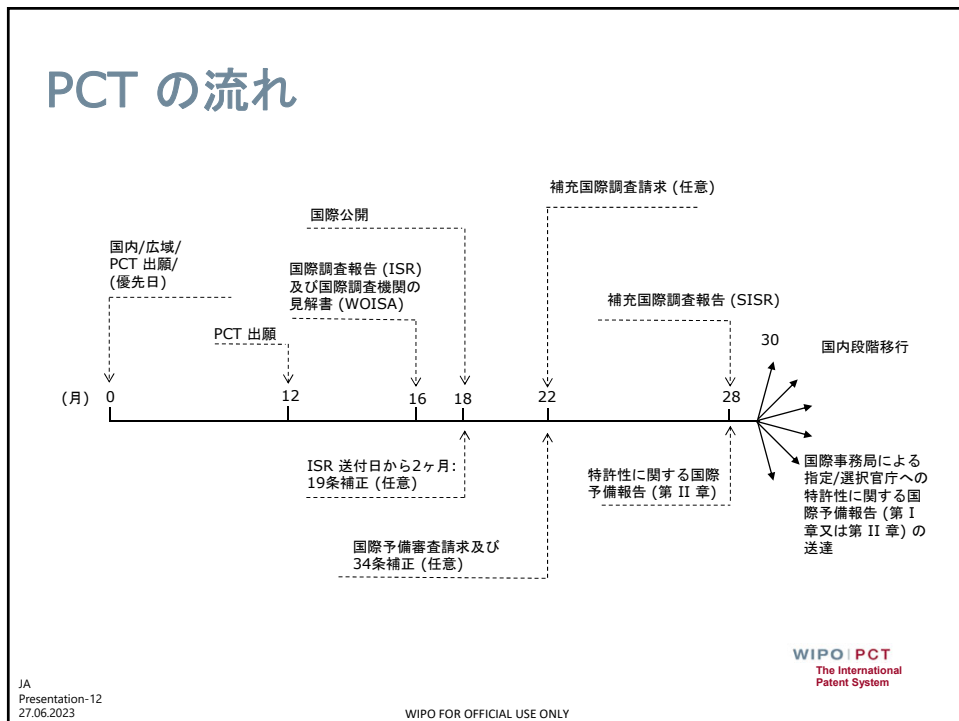
PCT 締約国ではない国々 (36)

| | | |
|----------|---------|--------|
| アフガニスタン | ハイチ | パラグアイ |
| アンドラ | キリバス | ソロモン諸島 |
| アルゼンチン | レバノン | ソマリア |
| バハマ | モルディブ | 南スーダン |
| バングラデシュ | マーシャル諸島 | スリナム |
| ブータン | ミクロネシア | 東チモール |
| ボリビア | ミャンマー | トンガ |
| ブルンジ | ナウル | ツバル |
| コンゴ民主共和国 | ネパール | ウルグアイ |
| エリトリア | パキスタン | バヌアツ |
| エチオピア | パラオ | ベネズエラ |
| フィジー | | イエメン |
| ガイアナ | | |

JA
Presentation-10
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System



PCT 第22条 (1) に基づく国内移行期限 (30ヶ月) との不適合

- 以下の締約国の官庁が、変更されたPCT 第22条 (1) が国内法に適合しない間、第 I 章に基づく30ヶ月の移行期限 (2002年4月1日発行) を適用しない旨を国際事務局に通知している:
 - LU ルクセンブルグ
 - TZ タンザニア
- 上記の締約国に関して、広域特許のために指定された場合、移行期限は31ヶ月
- 上記の締約国に関して、19ヶ月以内に予備審査請求がなされなければ、優先日から20又は21ヶ月以内に国内段階に移行しなければならない



PCT の基本事項

- 国際出願
- 国際出願日
- 出願人
- 管轄受理官庁及び管轄国際調査機関

国際出願

- 全ての締約国 (全ての種類の保護が可能) の指定をデフォルトで含み、通常の優先権主張を伴うことが可能な一つの出願を行うのみ
- それぞれの指定国において通常の国内出願の効果が得られる (優先日の確立を含む) ; 国際出願日はそれぞれの指定国における出願日となる
- 一つの言語で出願
- 一つの官庁に対して出願
- 一セットの様式上の要件
- 優先日から30ヶ月まで国内手続の後倒し (例外は次を参照 www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

国際出願日の認定のための最小限要件 (第11条 (1)) (1)

- 国際出願に少なくとも次のものが含まれていなければならない:
 - 国際出願をする意思の表示
 - 全ての可能な指定の効果がある願書 (第4条、規則 3 及び 4.9)
 - 出願人の氏名又は名称 (規則 4.5)
 - 明細書 (規則 5)
 - 請求の範囲 (規則 6)

国際出願日の認定のための最小限要件 (第11条 (1)) (2)

- 留意事項: 以下のいずれかの場合、受理官庁はさらなる手続のため国際出願を受理官庁としての国際事務局に送付する (規則 19.4)
 - 出願人の住所又は国籍の理由のため受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人が一人もない場合 (規則 18 及び 19)
 - 国際出願が受理官庁が認める言語で行われていない場合 (規則 12.1)

国際出願日の認定に必要なない項目

- 手数料の支払い
- 出願人の署名
- 発明の名称
- 要約
- 図面 (図面の欠落については、第14条 (2) 及び 規則 20.5 参照)
- 調査又は公開の言語への翻訳

PCT 出願人 (第9条 及び 規則 18)

- 出願人は自然人 (例えば発明者)、又は法人 (例えば、企業、大学、NGO) (2012年9月16日以降、米国についても該当する)
- 異なる指定国について異なる出願人を記載することができる (規則 4.5(d))
- 出願人のうち少なくとも一人がPCT締約国の国民又は居住者でなければならない (規則 18.3)

国際出願の出願先 (規則 19)

- 国内官庁に対して
- WIPO 国際事務局に対して
- 広域官庁に対して

詳細は、PCT 出願人の手引 国際段階の一般情報、附属書B1、B2を参照

受理官庁の選択

検討事項:

- 許容される出願言語
- 国際調査機関の選択
- 優先権の回復の基準及び支払手数料
- 引用による補充の可能性
- 変換前の形式による出願の許容

管轄国際調査機関 (規則 35)

- 管轄 ISA は RO によって特定される
- RO が二以上の ISA を特定している場合、出願人がいずれか選択:
 - 選択にあたって、出願人は ISA によって認められる言語を考慮しなければならない (特定の場合、国際調査のために国際出願の翻訳文を要求される (規則12.3))
- RO/IB に対して国際出願が行われる場合、国際出願が出願人の国籍又は住所に基づいて管轄 RO にされたとしたならば管轄したであろう ISA が管轄する
- ISA の選択は願書に表示する (第 VII 欄)



国際出願を構成する要素

- 願書 (第 3 条 (2))
- 明細書 (第 3 条 (2))
- 一以上の請求の範囲 (第 3 条 (2))
- 要約 (国際出願日に影響することなく後から提出可能)
(第 3 条 (2) 及び 第 3 条 (3))
- 図面 (必要な場合) – 後から提出すると、国際出願日が繰り下がる
(第 3 条 (2) 及び 第 14 条 (2))
- 明細書の配列リスト部分 (必要な場合) (規則 5.2 (a))
- 寄託された微生物又は他の生物材料に関する表示 (いくつかの指定官庁 (例えば日本) は、国際出願日における明細書内又は国際出願内にその表示をすることを要求している) (規則 13の2))

国際出願に付属する要素

- 国際調査又は国際公開のための国際出願の翻訳文（必要な場合）－ 国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 12.3 及び 12.4）
- 別個の委任状又は包括委任状の写し－ 国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 90.4 及び 90.5）
- 優先権書類－ 国際公開日までに提出できる（規則 17.1）
- 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式による配列リスト－ 遅延提出手数料の支払いを条件として（必要な場合）、国際出願日に影響することなく後から ISA に直接提出できる（規則 13の3）
- 国際出願の一部でない寄託された生物材料への別個の言及、例えば、様式 PCT/RO/134（規則 13の2）

願書 (1)

- 国際出願の電子出願
 - ePCT 出願
 - 受理官庁によって提供される他の出願手段

願書 (2)

- 印刷された願書様式 (様式 PCT/RO/101)
 - インターネットから入手可能
(<http://www.wipo.int/pct/en/forms>)
- コンピュータで作成した願書 (規則3.1及び3.4、実施細則第102号(h))
 - 社内コンピュータシステムとの統合のため
 - レイアウト及び内容は印刷された様式に対応しなければならない
(若干の調整は許容される)

国の指定に関する概念及び運用 (規則 4.9)

- 全ての PCT 締約国の自動的かつ包括的な指定
 - 包括的指定の例外がDE、JP、KRに対して可能 (「自己指定」に関する特別の規定を有する国)
 - 国際出願が該当国に出願された先の出願に基づく優先権主張を含む場合にのみ指定を除外することが可能
 - さもなければ、指定の取下げが可能
- 保護の種類を選択を国内段階移行まで先延ばしすることが可能
(例: 特許又は実用新案、国内又は広域特許)
- 原出願 ("Parent") の情報 (継続出願、追加特許) は調査目的で PCT 願書に含めることができる

先の調査の結果の利用 (規則 4.12)

- 出願人は、ISA に対し、国際調査を行うにあたり先の調査の結果を考慮することを請求することができる
 - どのように？ 願書様式の適切な欄に記入することにより
- ISA がそのような先の調査結果を考慮する限りにおいて、調査手数料が減額される可能性がある
 - 詳細については、国際事務局と ISA/IPEA 間の取決めを参照
www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html

先の調査及び/又は分類結果の RO による ISA への送付 (規則 12の2、23の2、41) (1)

- 出願人が、規則 4.12 に基づき ISA に対して先の調査の結果を考慮することを請求しなかった場合であっても、RO は出願人の明示的な承諾なしに先の出願の調査/分類結果を送付する
- 例外:
 - RO/DE、RO/FI、RO/SE に出願する出願人は、PCT 出願の出願時に願書様式の適切なボックスをチェックすることにより、先の調査の結果を ISA へ送付しないことを請求することができる

先の調査及び/又は分類結果の RO による ISA への送付 (規則 12の2、23の2、41) (2)

■ 例外: (続き)

- そのような送付が、適用される国内法令に適合しない旨を IB へ通知した RO は、出願人が願書様式の適切な欄をチェックすることにより明示的に承諾を与えた場合にのみ、先の調査及び先の分類の結果を ISA に送付する (関係する RO: AU、CH、CZ、FI、HU、IL、JP、NO、SE、SG、US)
- 先の PCT 出願について優先権主張がされ、先の国際調査が異なる ISA によって行われた場合、RO は、出願人が願書様式の適切な欄をチェックすることにより明示的に承諾を与えた場合にのみ、先の調査及び先の分類の結果を ISA に送付する

願書の署名 (1) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 原則として、願書は「出願人」又は「出願人及び発明者」として記載された全ての者 (法人又は自然人) によって署名されなければならない

ただし、出願人のうち一人だけが署名した場合であっても、他の出願人の署名の欠落は欠陥としてみなされない

注意事項として、取下げに関する通知に関しては、全ての出願人による、又は全ての出願人の代理人による署名が必要とされる (出願人及び発明者を含む)

なお、指定官庁は、当該指定官庁に対する出願人であって、願書に署名をしていない出願人について、署名によって国際出願の確認を要求することができる

願書の署名 (2) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 出願人として記載されていない者による署名
(FOR---ON BEHALF OF---AS AUTHORIZED SIGNATORY OF)
受理官庁が適用する国内法令による：
 - 出願人が法人である場合における、法人の代表者又は従業員（代表者又は従業員は、弁理士又は特許代理人である必要はない）
 - 出願人が法律行為能力を有しない自然人である場合の法定代理人
 - 出願人が倒産した企業である場合の法定代理人
- 「発明者のみ」と表示された者は、願書に署名する必要はない

願書の署名 (3) (規則 4.15、26.2の2 (a))

- 願書が出願人ではなく代理人によって署名されている場合には、全ての出願人によって署名された別個の委任状を提出しなければならない（つまり別個の委任状の正本又は包括委任状の写し）

ただし、複数ある出願人のうちの一人の署名による委任状が提出された場合には、他の出願人の署名による委任状の欠落は欠陥とはされない

なお、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している受理官庁がある

国際出願の様式上の要件 (規則 11) (1)

- 全ての用紙は A4 サイズの紙 (規則 11.5)
- 行の間隔: 明細書、請求の範囲、要約の頁は、1.5文字の幅 (規則 11.9(c))
- 明細書、請求の範囲、要約、図面における最小及び最大の余白 (規則 11.6)
- 出願人又は代理人の書類記号の表示 (規則 11.6(f) 及び 実施細則第109号)
 - 最大12文字 (半角英数字)
 - 用紙の上部余白の左隅
 - 用紙の上端から1.5 cm 以内

国際出願の様式上の要件 (規則 11) (2)

- 用紙の頁番号付与 (規則 11.7、実施細則第207号及び第311号)
 - 用紙の上端又は下端の中央で、余白に入らないこと
 - 4つの番号系列: 願書
明細書、請求の範囲、要約
図面 (必要ならば)
明細書の配列リスト部分 (必要ならば)
- 図面特有の要件 (規則 11.13)

推奨: 図中に文章を書かない (国内段階での翻訳の問題を避けるため)

明細書の各事項の見出し (規則 5 及び 実施細則第204号)

- 技術分野
- 背景技術
- 発明の開示、又は発明の概要
- 図面の簡単な説明
- 発明を実施するための最良の形態、又は該当する場合は、
発明を実施するための形態
- 産業上の利用の可能性
- 配列リスト
- 配列リストのフリーテキスト

JA
Presentation-37
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

■
申立て


WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

規則 4.17に基づく申立て

- 目的: 国際段階において、特定の国内段階の要件を先取りして行うことができるようにする (規則 51の2.2)
- 願書に含めるか、後で提出するかは選択可能
- 申立ては、以下の項目に関する (規則 4.17) :
 - 発明者の特定
 - 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格
 - 先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格
 - 発明者である旨の申立て (米国を指定国とする場合のみ)
 - 不利にならない開示又は新規性喪失の例外

形式要件

- 申立ては、実施細則第211号乃至第215号に記載の標準文言で構成されなければならない
- 申立てがなされたならば、指定/選択官庁は資料や証拠を求めることはできない
 - ただし、その官庁がその申立ての真実性に合理的な疑義をもつ場合を除くほか、
 - 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関しては証拠が求められる場合がある

発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)) (米国を指定国とする場合のみ)

- 2012年9月16日以降、新しい標準文言 (実施細則第214号を参照)
- 全ての発明者について、同じ申立てに名前を記載する必要がある
- 申立てには全ての発明者によって署名と日付が記載されなければならない
- 各発明者の署名は同一の完全な申立ての写しである異なる用紙にされてもよい
- 署名は原本である必要はない (FAXコピー)
- DO/USは、国際出願が押印を署名として受け付けている受理官庁に提出された場合、押印を署名として受け付ける

申立ての追加又は補充 (規則 26の3)

- 出願人は、規則 4.17に基づいてなされた申立ての補充又は追加をすることができる
- 期限: 優先日から16ヶ月が経過するまで (16ヶ月経過後であっても国際公開の技術的準備の完了する前に国際事務局に申立てが受理された場合には認められる)
- 受理官庁又は国際事務局は、要件に従った記載がなされていない場合、又は、発明者である旨の申立て (規則 4.17(iv)) において要件に従って署名がなされていない場合には、出願人に申立ての補充を求めることができる

申立ての公開

- 適切な期限内に受理された申立ては、公開された国際出願の表紙で言及される
- 申立て全文は国際出願の一部として公開される

規則 4.17に基づく申立て：その他の事項

- 国内様式は標準文言に従っていないので、国際段階の申立てのために国内様式を使ってはいけない（例えば、発明者である旨の申立て/委任状を組み合わせたもの）
- 申立てが国際出願日以降に提出された場合、追加ページ分の手料は要求されない
- 欠陥のある申立てが国際段階の間に補充されない場合：
 - 国際事務局での申立てに関する手続に影響はない
 - 指定/選択官庁は欠陥のある申立てを受け入れる可能性もある
- 申立ての取下げに関する規定はない



代理人 (規則 90)

- 誰を代理人として選任できるか？
 - 受理官庁に対して、業として手続をとる権能を有する者 (弁護士、弁理士等)は誰でも、国際事務局、国際調査機関、国際予備審査機関に対して手続をとる権能を有する (第49条)
 - 国際調査機関及び/又は国際予備審査機関に対して業として手続をとる権能を有する者は、特に当該国際調査機関又は国際予備審査機関に対する手続を行う代理人として選任されることができる (規則 90.1(b) 及び (c))
 - 復代理人は、代理人によって選任される (規則 90.1(d))
- 誰が共通の代理人か？
 - 全ての出願人によって選任された代理人

共通の代表者（規則 90）

- 誰を共通の代表者として選任できるか？
 - 国際出願を行う資格のある（すなわち PCT 締約国の国民又は居住者である）出願人のうちの一人が、共通の代表者として他の全ての出願人により選任されることができる
 - 共通の代理人又は共通の代表者が選任されていない場合は、願書で最初に名前が記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人が、自動的に共通の代表者と「みなされる」

代理人及び共通の代表者（規則 90）

- 共通の代理人又は共通の代表者による（又は対する）行為は、以下の場合を除いて、関係出願人による（又は対する）行為としての効果をもつ：
 - 「みなされた」共通の代表者による取下げの行為（規則 90.3(c) 及び 90の2.5）
 - 受理官庁が委任状提出を求めておらず（規則 90.4 及び 90.5）、全ての出願人により署名された委任状を提出していない場合における、代理人又は共通の代表者による取下げの行為（規則 90の2.5）

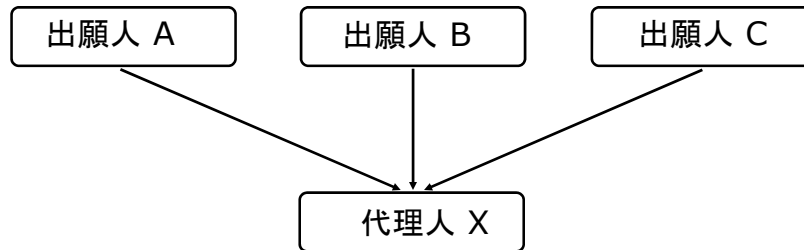
代理人及び共通の代表者の選任 (規則 90.4 から90.6)

- 代理人及び共通の代表者は以下のいずれかの方法で選任することができる:
 - 願書又は (第II章の手続に対しては) 予備審査請求書において
 - その国際出願に対応する別個の委任状において
 - 出願人の名義で提出された全ての国際出願に対する包括委任状において
- 包括委任状は、受理官庁、又は場合によっては国際調査機関もしくは国際予備審査機関に提出する
- 代理人の解任及び代理人の辞任については、規則 90.6を参照

委任状提出要件の放棄 (規則 90.4(d) 及び 90.5(c))

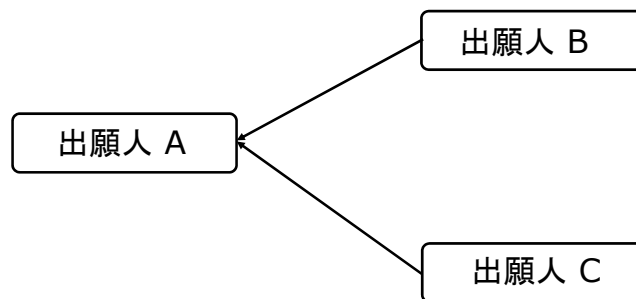
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関、国際事務局は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能:
 - 別個の委任状; 及び/又は
- 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関は、以下の書類の提出要件を放棄することが可能
 - 提出された包括委任状の写し
- しかしながら、全ての官庁及び機関は、基本的に要件を放棄したとしても、特別な場合には委任状の提出を求めることが可能
- 要件を放棄した官庁についての情報は、以下を参照
<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

共通の代理人



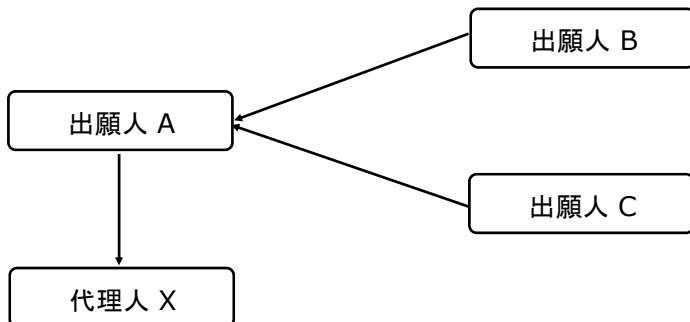
代理人 X は、全ての出願人によって選任されていれば、共通の代理人である

選任された共通の代表者 (規則 90.2(a))



- 出願人 B 及び C が、出願人 A を彼らの共通の代表者として選任する
- これは、出願人 A が PCT 締約国の国民又は居住者の場合のみ可能である

選任された共通の代表者の代理人



- 出願人 A (例、法人出願人) は、他の出願人 (例、出願人/発明者) から共通の代表者として選任されている場合、出願人 A が代理人 X を選任する
- 代理人 X は、選任された共通の代表者 A に代わって、全ての出願人のために、取下げを含む全ての書類に署名できる (規則 90.3(c)); ただし、PCTの機関が委任状提出要件を放棄した場合にも、委任状が提出されていることを条件とする

JA
Presentation-53
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

「みなされた」共通の代表者 (規則 90.2(b))



- この場合には、共通の代理人はおらず、かつ、出願人は共通の代表者を選任していない; 従って、出願人 A が「みなされた」共通の代表者となる (願書に最初に記載され、かつ、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願を提出する資格がある出願人)
- 出願人 A のみによって選任された代理人 X は、取下げを除いて、全ての出願人のために全ての書類に署名できる (規則 90.3(c) 及び 90 の 2.5(a))

JA
Presentation-54
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System



優先権主張

- PCT における要件
- 優先権書類
- 優先権主張の補充又は追加
- 優先権の回復

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

優先権 (パリ条約第4条) (1)

- いずれかの同盟国において出願人によって出願された特許出願について、出願人 (又はその承継人) は、他の全ての同盟国において12ヶ月以内に特許保護の適用を受けようとする際に特定の権利を得る資格がある
- 先行技術の目的で、後の出願は最初の出願と同じ日に出願されたものとして扱われる
- 優先権は主題事項について最初に出願された出願を基礎とすることができる (パリ条約第4条C(4)の例外参照)

優先権 (パリ条約第4条) (2)

- 複数及び部分優先を主張することが可能
- 後の出願は優先権を主張した最初の出願と同じ主題についてでなければならない
- 最初の出願が取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたことは優先権の基礎としての機能を果たす資格を損なうものではない

優先権の主張 (PCT 第8条、規則 4.10)

- 国際出願は一又は二以上の先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる
 - パリ条約の締約国への国内出願、広域出願、国際出願
 - パリ条約の締約国ではないが、世界貿易機関 (WTO) の加盟国への出願

優先日 (PCT 第2条(xi))

- 優先日は期間の計算上、次の日をいう：
 - 国際出願が優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日
 - 国際出願が複数の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの日
 - 国際出願が優先権の主張を伴わない場合には、その出願の国際出願日

優先権主張の記載 (規則 4.10) (1)

- 先の国内出願：
 - 先の出願の日付
 - 先の出願の番号
 - 先の出願がされたパリ条約の締約国又はWTOの加盟国
- 先の広域出願：
 - 先の出願の日付
 - 先の出願の番号
 - 広域特許を与える任務を有する当局 (実務的には、広域官庁)
 - 広域特許条約の締約国のいずれかがパリ条約の加盟国又はWTOの加盟国のいずれでもない場合には、先の出願がされた国のうち、パリ条約の締約国又はWTOの加盟国の国名を少なくとも一つ

優先権主張の記載 (規則 4.10) (2)

- 先の国際出願：
 - 国際出願日
 - 国際出願番号
 - 先の国際出願がされた受理官庁

優先権書類の提出 (規則 17.1)

- 先の国内出願、広域出願又は国際出願に基づく優先権主張を伴う場合には、出願人は当該先の出願 (すなわち、先の出願の認証謄本) を提供しなければならない
 - 受理官庁又は国際事務局に優先権書類を直接提出 (規則 17.1(a))、又は、
 - 先の出願が受理官庁としての官庁に出願されている場合のみ、受理官庁に対し、優先権書類を、作成し及び国際事務局に送付するよう請求 (規則 17.1(b))、又は、
 - 先の出願が優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) に参加している受理官庁に出願されている場合、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から入手するよう請求 (規則 17.1(b)の2))

優先権書類の提出期限 (規則 17.1)

- 出願人が受理官庁に直接提出：
 - 優先日から16ヶ月以内
- 出願人が国際事務局に直接提出：
 - 国際公開前まで
- 受理官庁に対し、優先権書類を作成し及び国際事務局に送付するよう請求：
 - 優先日から16ヶ月以内
- DAS 経由で国際事務局に提出：
 - DAS 経由で国際事務局が優先権書類を利用することを可能にしなければならず、且つ、国際公開前に国際事務局に対して優先権書類を取得するよう請求しなければならない

優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS)

- 法的根拠：
 - PCT 規則 17.1(b)の2)
 - 実施細則第715号及び第716号
- 出願人は、国際事務局に対し、優先権書類を電子図書館から取得するよう請求することが可能 (また、いくつかの指定官庁でも可能)
- 参加庁: AR, AT, AU, BR, CA, CL, CN, CO, DK, EA, EE, EP, ES, EUIPO, FI, GB, GE, IB, IL, IN, IT, JP, KR, MA, MX, NL, NO, NZ, SE, US
- DAS に関する詳細は、以下参照：
www.wipo.int/das/en

DAS 経由の優先権書類の取得

- DAS 経由で、国際事務局に対し、先の出願の優先権書類の謄本の取得を請求することの可能性
- 当該サービスは AR, AT, AU, BR, CL, CN, CO, DK, EA, EE, EP, ES, FI, GB, GE, IL, IN, IT, JP, KR, MA, MX, NL, NO, NZ, SE 及び US に出願された先の国内又は広域出願、及び AT, AU, BR, CL, CN, CO, DK, EA, EP, ES, FI, GE, IL, IN, IT, MA, MX, NL, NO, SE 及び RO/IB (受理官庁としての国際事務局) に出願された先の国際出願について利用可能
- 先の国内出願が提出された官庁は第1庁 (OFF)、又は提供庁 (Depositing Office) として知られている
- 優先権書類を取得する官庁は第2庁 (OSF)、又は取得庁 (Accessing Office) として知られている

DAS 利用の主なステップ

- 第1庁に対し、先の出願がDAS を通して利用できるよう請求する
- 第1庁 (場合によっては第1庁の代わりに国際事務局) が出願人にアクセスコードを付与する
- PCT 国際出願を提出する際、願書の該当欄にチェックを入れるとともにアクセスコードを記入し、国際事務局に対し DAS を通して優先権書類を取得するよう請求する (出願後にePCTを利用して当該請求を行うことも可能)
- 国際事務局は、DAS 経由で優先権書類を取得し、出願人に対し様式 PCT/IB/304 を用いて取得の確認書を送付する

DAS 優先権書類の取得の請求

Details of Priority Claim of Earlier Application

National Regional International (PCT)

Country: US United States of America

Filing date: 29 July 2011

Number: 61/274,654

The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the above-identified earlier application.
Access code: 1234

The receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the above-identified earlier application.

The receiving Office is requested to restore the right of priority

OK Cancel

- 優先権の詳細に関するページで優先権の主張についてチェックボックスを選択しアクセスコードを記入する

JA
Presentation-67
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

優先権主張の補充及び追加

- 問題となる項目
 - 優先権主張の欠落
 - 優先日の欠落
 - 日付、番号、出願国の表示の欠落
 - 先の出願の出願日が国際出願日より12ヶ月以上前である
 - 先の出願がパリ条約の締約国又は WTO の加盟国にされていない
- 該当条文:
 - 第8条
 - 規則 4.10、26の2、48.2(a)(vii) 及び 91

JA
Presentation-68
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

優先権主張の補充又は追加 (規則 26の2) 優先日の変更される場合 (1)

■ 該当する項目:

- 既に出願に記載されたどの優先権主張よりも先の出願日を有する優先権主張を追加する場合
- 最先の優先権主張の出願日を補充する場合

優先権主張の補充又は追加 (規則 26の2) 優先日の変更される場合 (2)

■ 適用される期限:

- 国際出願日から4ヶ月以内; 又は
- 次の期限が上記4ヶ月よりも遅い場合には、次の期限のうち早く満了する期限:
 - 補充又は追加前の優先日から16ヶ月
 - 補充又は追加後の優先日から16ヶ月
- 受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、且つ、上記期間の満了の後、1ヶ月以内に受理した優先権主張の補充は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則 26の2.2(b))

なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない

優先権主張の補充又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更されない場合 (1)

■ 該当する項目:

- 優先権主張の出願日を変更しない補充
- 既に出願に記載された最先の優先権主張よりも後の出願日を有する優先権主張を追加する場合 (例、二番目の優先権主張)
- 最先ではない優先権主張の出願日を補充する場合

優先権主張の補充又は追加 (規則 26の2) 優先日が変更されない場合 (2)

■ 適用される期限:

- 規則 26の2.1(a):
 - 国際出願日から4ヶ月以内; 又は
 - 優先日から16ヶ月
どちらか遅く満了する期間
 - 受理官庁又は国際事務局が優先権主張を無効とみなす旨を宣言する前であり、かつ、上記期間の満了の後、1ヶ月以内に受理した優先権主張の補充は、上記期間の満了の前に受理したものとみなす (規則 26の2.2(b))
なお、この規定は優先権主張を遅れて追加する場合には適用されない
- 規則 91: 優先日から26ヶ月以内

受理官庁又は国際事務局による 補充の求め (1)

- 様式:
 - 受理官庁: 様式 PCT/RO/110
 - 国際事務局: 様式 PCT/IB/316
- 次の場合に求め (規則 26の2.2(a)) が出される:
 - 優先権の主張が規則 4.10に定める要件を満たしていない
 - 優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない
 - 国際出願の国際出願日が優先権期間の満了の日の後である

受理官庁又は国際事務局による 補充の求め (2)

- 国際出願日が優先期間の満了の日の後であるが、優先期間の満了の日から2ヶ月以内であるときは、受理官庁は優先権の回復のための請求の提出の可能性 (規則 26の2.3) を出願人に通知する
- 出願人が求めに応じて優先権主張の補充を行わない場合には、その優先権主張は、PCT の手続き上、無効とみなされる (規則 26の2.2(b))

受理官庁又は国際事務局による 補充の求め (3)

- ただし、優先権主張は、次のいずれかの理由のみでは無効とはみなされない (規則 26の2.2(c)) :
 - 先の出願の番号の表示が欠落; 又は
 - 優先権主張における表示がこれに対応する優先権書類に記載されている表示と合致しない; 又は
 - 国際出願日が優先期間が満了した日より遅い日であって、当該満了の日から2ヶ月の期間内

受理官庁又は国際事務局による 補充の求め (4)

- PCT の手続き上、優先権主張が無効とみなされた場合であっても、指定官庁は、国内法に従って、その優先権主張を認めることができる
- 第三者への注意: 指定国ごとに異なる優先日が適用される可能性がある (規則 26の2.2(d) 及び48.2(a)(ix))

優先権の主張に関する公表 (1)

■ 無効とみなされた、又は以下の理由のみで無効とみなされなかった優先権の主張に関する情報は:

- 出願番号が欠落している
- 優先権の主張における表示と合致しない
- 国際出願日が優先期間外であるが、優先期間の満了の日から2ヶ月の期間内である

国際事務局によって、該当する場合、出願人の提出した当該優先権の主張に関する情報とともに、無料で公表される (規則 26の2.2(d))

優先権の主張に関する公表 (2)

■ 規則 26の2.1(a) に基づく優先権の主張の補充及び追加:

優先権の主張の補充又は追加の期間の満了後、出願人は、以下を条件として、国際事務局に優先権の主張に関する情報を公表することを請求できる (規則 26の2.2(e)) :

- 優先日から30ヶ月以内
- 手数料の支払い

優先権の回復 – 権限のある機関

- 国際段階では受理官庁 (規則 26の2.3)
- 国内段階では指定官庁 (規則 49の3.2)

優先権の回復 適用される基準

- 適用される基準: 規則 26の2.3(a) 及び 49の3.2(a)
- 回復のための二つの基準:
 - 優先期間の徒過が、状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず生じた場合
 - 優先期間の徒過が、故意ではない場合
- 全ての官庁は、これらの基準のうち少なくとも一つを適用するものとし、また、これら両方を適用することができる; 指定官庁は、国内法令の規定に基づいて、出願人の立場から見て、より有利な基準を適用することができる

受理官庁による回復（規則 26の2.3）

■ 要件:

- 受理官庁に回復の請求を提出
- 期限: 優先期間の満了の日から2ヶ月
- 優先期間内に国際出願が提出されなかったこと理由の陳述
- 望ましくは、理由の陳述を裏付ける申立てその他証拠の提出
- 該当する場合、回復請求手数料の支払い

受理官庁による回復 IBへの書類の送付

- **基本原則:** 優先権回復請求に関して出願人から受領した全ての書類の RO から IB への送付義務付け

■ 例外:

- RO は、出願人による理由を示した請求により、又は当該 RO の決定に基づき、以下の場合には情報を送付しない
 - 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと
 - 当該情報の公開又は公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと
- 出願人は差替え用紙の提出を求められることがある

受理官庁による回復の拒否の効果 (規則 26の2.3)

- 国際出願日より14ヶ月以内に出願された先の出願に基づく優先権の主張は、
 - 受理官庁によって優先権が回復されていなくても、国際出願は維持 (規則 26の2.2(c)(iii))
 - 国際段階における期間を計算する基礎となる
- 国内段階における当該優先権の主張の有効性は保証されない

国内段階における優先権の回復の効果 (規則 49の3.1)

- 国内段階における受理官庁による優先権の回復の効果：
 - 受理官庁が「相当な注意」を基準として回復した場合には、全ての指定官庁で有効
 - 受理官庁が「故意ではない」を基準として回復した場合には、同様の (もしくはより緩やかな) 基準を採用する指定官庁でのみ有効
 - 受理官庁による回復は指定官庁を完全に拘束するものではない: 指定官庁による限定的な検査は可能
 - 受理官庁による回復を拒否する決定は指定官庁を拘束するものではない
- 国内法令に適合しないことの宣言 (留保) はWIPOウェブサイトを参照:
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

留保した官庁

国際事務局に規則 26の2.3(a) から (i)、規則 49の3.1(a) から (d) 及び/又は規則 49の3.2(a) から (g) が国内法令に適合していないことを通知した官庁:

- ❑ 受理官庁として不適合 (規則 26の2.3(j)) :
BR, CO, CU, CZ, DE, DZ, GR, ID, IN, KR, PH
- ❑ 指定官庁における受理官庁の決定の効果との不適合 (規則 49の3.1(g)) :
BR, CA, CN, CO, CU, CZ, DE, DZ, ID, IN, KR, LT, MX, PH
- ❑ 指定官庁として不適合 (規則 49の3.2(h)) :
BR, CA, CN, CO, CU, CZ, DE, DZ, ID, IN, KR, MX, PH

* カナダ知的財産庁は、2019年10月30日以降の出願日の国際出願について、PCT規則 49の3.1(g)の国内法令との不適合通知を取り下げた。

PCT留保及び不適合の表を参照

www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-85
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY



国際出願に関する欠陥の補充

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際出願日に影響なく補充できる欠陥 (1)

- 出願人の国籍又は住所からして、管轄する官庁ではない (第11条 (1)(i)、規則 19.4(a)(i))
- 国際出願が、受理官庁が認めない言語で行われた (規則 19.4(a)(ii))
- 出願人の国籍、及び/又は住所の表示の誤り (実施細則第329号)
- 願書、要約、図面の文言が認められない言語で提出された (規則 26.3の3)
- 優先権の主張の記載が不完全、誤り、又は欠落 (規則 26の2)
- 規則4.11に規定される表示の補正又は追加 (規則26の4)

国際出願日に影響なく補充できる欠陥 (2)

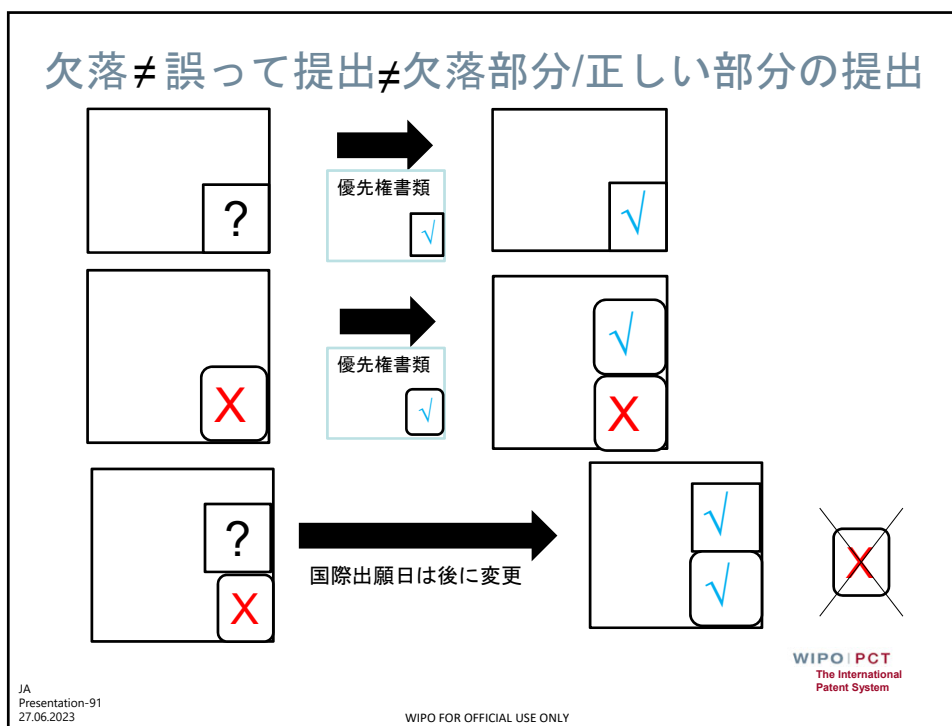
- 手数料の未払い、又は不足 (規則 16の2)
- 願書における署名の欠落 (規則 4.15)
- 規則 4.17の申立ての記載が不完全、誤り、又は欠落 (規則 26の3)
- 様式上の欠陥 (規則 11 及び 26)
- 発明の名称の欠落
- 要約の欠落
- 明白な誤記 (規則 91)

国際出願日が繰り下がる欠陥 (規則 20.5 及び20.5の2)

- 以下に列挙した事項に関する欠落した用紙又は正しい要素又は部分の提出
 - 明細書
 - 請求の範囲
 - 図面

国際出願の欠落した又は誤って提出された要素及び部分を引用により含めること (規則 20.5及び20.5の2) (1)

- 目的: 優先権主張の基礎出願に含まれている要素又は部分が誤って欠落している場合に、国際出願日に影響を与えることなく含めることを可能にする
 - 要素 = 明細書の全部、請求の範囲の全部
 - 部分 = 明細書の一部、請求の範囲の全部、図面頁の一部又は全部



欠落部分もしくは誤って提出された要素
または部分の手續に関する概要

| | 引用による補充 | | 欠落部分/正しい要素・部分の提出 | |
|----------------------|------------------------|-------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------|
| | 欠落部分 | 誤って提出された要素または部分 | 欠落部分 | 誤って提出された要素または部分 |
| 主な規則 | 20.5(d)、20.5の2(d)、20.6 | | 20.5(b)および(c) | 20.5の2(b)および(c) |
| 国際出願日 | 維持される | | 変更される | |
| 官庁による適用 | 一部のROおよびDOでは適用されない | | すべてのROおよびDOにより適用される | |
| 誤って提出された用紙の処理 | 該当なし | 出願に残る (出願の一部として国際公開され、例えば明細書など、関連する要素の末尾に移動) | 該当なし | 出願から削除される (PATENTSCOPE上で表示されない) |

JA
Presentation-92
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際出願の欠落した又は誤って提出された要素及び部分を引用により含めること (規則 20.5及び20.5の2)(2)

■ 要件:

- 国際出願を最初に受理した日に優先権が主張されていない(規則 4.18)
- 基礎出願が要素又は部分を包含 (規則 20.6(b))
- 願書に引用により含めること (の可能性) の陳述を記載 (規則 4.18)
- 引用により含めることの確認を期限内に行う (規則 20.6 及び 20.7)

■ 権限のある機関: 受理官庁

引用により含めることの確認 (規則 20.5の2、20.6 及び 20.7) (1)

- 期間: 出願から2ヶ月、又は補充の求めから2ヶ月 (規則 20.7)
- 提出すべき書類 (規則 20.6) :
 - 確認する書面の通知
 - 欠落した又は正しい要素又は部分に関する用紙
 - 優先権書類が未だ提出されていない場合には、提出された先の出願
 - 国際出願がされた言語ではない場合には翻訳文
 - 優先権書類 (及び、翻訳文) のどこに当該部分が記載されているかに関する表示

引用により含めることの確認 (規則 20.5の2、20.6 及び 20.7) (2)

- 引用により含めることの全ての要件を満たしていない場合
(例えば、欠落要素又は欠落部分が先の出願に完全には記載されていない場合)：
 - 国際出願日として後の出願日が適用される (欠落した又は正しい要素又は部分を受領した日)
 - 出願人は欠落部分又は正しい要素又は部分を無視することを請求することができる (規則 20.5(e)及び規則 20.5の2(e))

第11条 (1) に基づく受理官庁による 欠陥の補充の求め (規則 20.3)

- 明細書全体若しくは請求の範囲全てが欠落している場合には、受理官庁は出願人に次のことを求める：
 - 第11条(2)に基づき補充書を提出することによって、国際出願日として後の出願日を適用する、又は、
 - 要素は規則 4.18の規定に基づく引用により補充される要素であることを規則 20.6(a)の規定に従って確認することによって、最初に国際出願としての提出を受領した日を国際出願日として適用する

引用による補充の国内段階における効果 (規則 82の3.1(b))

- 指定官庁は、限定された範囲で、引用による補充が認められた決定を再検査することができる
- 多くの受理官庁及び指定官庁によって、国内法令に適合しないこと(留保)の宣言が行われている
WIPOウェブサイト参照:
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html

国内法令に適合しないことの宣言(1)

国際事務局に規則 20.3(a)(ii) 及び (b)(ii)、20.5(a)(ii) 及び (d)、20.5の2 (a)(ii) 及び (d)、20.6が国内法令に適合しないことを通知した官庁:

- 受理官庁として不適合 (規則 20.8(a)) :
CU, CZ, DE, ID, KR, MX
- 指定官庁として不適合 (規則 20.8(b)) :
CN, CU, CZ, DE, ID, KR, MX, TR

国内法令に適合しないことの宣言(2)

- ❑ 受理官庁として不適合 (規則 20.8(aの2)) :
CL, CU, CZ, DE, EP*, ES, FR, ID, KR, MX
- ❑ 指定官庁として不適合 (規則 20.8(bの2)) :
CL, CN, CU, CZ, DE, EP*, ES, ID, KR, MX, TR

*2022年11月1日より

明白な誤記の訂正 (規則 91) (1)

- 誤記の訂正は権限のある機関の許可に従う：
 - ❑ 願書における誤記の場合には、受理官庁
 - ❑ 願書以外の国際出願における誤記又は国際調査機関に提出した書類の誤記の場合には、国際調査機関
 - ❑ 願書以外の国際出願における誤記又は国際予備審査機関に提出した書類の誤記の場合には、国際予備審査機関
 - ❑ 国際出願又は国際出願の補正又は補充以外の書類であって、国際事務局に提出された書類の誤記の場合には、国際事務局

明白な誤記の訂正 (規則 91) (2)

- 期間: 優先日から26ヶ月 (規則 91.2)
- 規則 91では訂正することができない誤記を明確化:
 - 要素や用紙の欠落
 - 要約部分の誤記
 - 19条補正の誤記
 - 優先日について変更が生じる優先権主張の誤記

明白な誤記の訂正 (規則 91) (3)

- 指定官庁は、当該指定官庁が権限のある機関であった場合に訂正を許可しなかったと認めた場合にのみ、訂正を無視することができるが、意見を述べる機会を出願人に与えなければならない (規則 91.3(f))
- 許可された訂正のための請求:
 - 国際公開の技術的準備が完了した後に、国際事務局が明白な誤記の訂正の許可を受理した場合には、国際事務局は、訂正を含む用紙、又は差替え用紙及び提出された書簡とともに、すべての訂正を示す陳述を公開し、表紙を再度公開する (規則 48.2(i))

明白な誤記の訂正 (4) (公開、規則 48.2)

- 拒否された訂正のための請求：
 - 訂正のための請求の拒否の日から2ヶ月以内に提出された出願人の要請に応じ、特別の手数料の支払いを条件として、拒否の理由、及び出願人が提出する簡単な意見書とともに、拒否された訂正のための請求が国際事務局によって公開される (規則 91.3(d)); 国際公開の技術的準備が完了した後は、表紙の再公開とともに速やかに公開される (規則 48.2(k))

補充の手續 (規則 26.4)

- 願書の補充：
 - 書簡において記載することができる
- 願書以外の国際出願の要素の補充：
 - 差替え用紙、及び、差替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡を提出

差替え用紙とは何か (規則 26.4、46.5(a) 及び 66.8(a))

- 国際段階において、以下の理由により、提出された出願当初の
(又は、先の) 用紙と異なる用紙:
 - 方式上の欠陥の補充 (規則 26)
 - 明白な誤記の訂正 (規則 91)
 - 請求の範囲の補正 (第19条)
 - 明細書、請求の範囲、図面の補正 (第34条)
 - 出願人、発明者、代理人に関する願書内の表示の変更
(規則 92の2)

どのような場合にどのような方法で 差替え用紙を提出するのか

- 差替え用紙は以下の場合に提出されなければならない
 - 補充/訂正/補正が願書以外の国際出願の部分について行われる場合、すべてのケース
 - 補充/訂正/補正が願書内であって、書簡内で通知することができず、願書のその用紙の明確性及び直接の複製に悪影響を及ぼすことなく願書に移すことができない性質のものである場合
- 差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について説明しなければならない

追加の補充の手續

指定/選択官庁による再検査、及び、指定/選択官庁に対する補充の機会: (第24条(2)、第25条、第26条、第39条(3)、第48条、規則 82の2 及び 82の3)



規則 92の2に基づく変更の記録

規則 92の2: 該当する変更

- 氏名又は名称の変更
- あて名の変更
- 国籍の変更
- 発明者の追加/削除
- 出願人の変更 (譲渡、追加、削除)
- 代理人の変更

規則 92の2に基づく変更の記録の請求

- 書面にて請求
- 国際事務局又は受理官庁に提出
- 一般的には国際段階で変更の証拠を求めることはない(しかし、国内段階に入った場合に指定官庁が証拠(例えば、譲渡証書)を求める場合がある)
- 国際事務局は出願人に(様式PCT/IB/306を発行して)請求された変更が記録されたことを通知する

規則 92の2に基づく出願人の名義の変更の記録

- 記録上の出願人（旧出願人）の書面による同意なしに、願書に記載されていない者（新たな出願人）が名義の変更を請求する場合には、譲渡証書又は名義の変更を裏付ける書類の写しを変更の請求とともに提出する
- 新たな出願人の新たな代理人が請求を行う場合には、上記書類に加えて変更後の出願人の委任状を同時に提出する

規則 92の2に基づく期限 (1)

- 請求は優先日から30ヶ月の期間の満了前に国際事務局に受理されなければならない
 - したがって、受理官庁にも請求を行うことが可能ではあるが、国際事務局に直接提出することを推奨される
- 期間の満了の後に国際事務局が記録の要請を受理した場合には、請求された変更は記録されず、出願人は関係する各指定又は選択官庁に対して手続を行わなければならない

規則 92の2に基づく期限 (2)

- 出願人が国際出願の国際公開に特定の変更が反映されることを望む場合には、変更の記録の請求が国際事務局に国際公開の技術的準備が完了（通常、実際の公開日から15日前）する前に到達しなければならない
- 変更の記録の請求が国際事務局に到達するのが遅かったため国際公開に反映させることができない場合には、国際事務局は関係する全ての指定及び選択官庁に通知する



■ 受理官庁の機能

受理官庁 (1)

- 国際出願についての国際調査を管轄することとなる国際調査機関の特定 (第16条(2))
- 国際出願についての国際予備審査を管轄することとなる国際予備審査機関の特定 (第32条(2))
- 国際出願のために認める言語の指定 (規則 12.1(a) 及び (c))
- 送付手数料の額の決定 (規則 14.1(b))

受理官庁 (2)

- 次に関して受理官庁として行動する資格の有無の確認
 - 出願人の国籍/住所 (規則 19.1 及び 19.2)
 - 出願言語 (規則 12.1(a))、及び、該当する場合、RO/IBへの国際出願の送付 (規則 19.4)
- 国際出願日の許可又は拒絶 (第11条(1) 及び 規則 20)
- 欠落要素又は部分の引用による補充の請求に関する決定 (規則 20.5 乃至 20.7)
- 言及された図面が含まれているか確認 (第14条(2))

受理官庁 (3)

- 国際出願の翻訳文の要求の有無の確認 (規則 12.3 及び 12.4)
- 方式上の欠陥の確認 (第14条(1))
- RO、IB、ISAへの手数料の徴収 (規則 14、15 及び 16)
- 要求された手数料の期間内の支払の有無の確認 (規則 16の2)
- 優先権主張の確認 (規則 4.10 及び 26の2)
- 優先権の回復の請求に関する決定 (規則 26の2.3)

受理官庁 (4)

- 国内法令で要求されている場合、国の安全に関する規定の充足についての手続 (ROが広域官庁又はRO/IBの場合、その手続きは出願人の責任)
- 要求された翻訳文を含む、国際出願の記録原本の IB への送付、及び、調査用写しの ISA への送付 (第12条、規則 22.1 及び 23.1)
- 出願人及び国際機関からの通信の転送及び受理
- PCT 国際出願の認証謄本の作成 (規則 21.2)



受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) (1)

- 国際事務局は全ての PCT 締約国の国民及び居住者のための受理官庁となる (規則 19.1(a)(iii))
- 国の安全に関する規定を満たすことは出願人の責任
- RO/IB は如何なる言語で出願された国際出願も受理する
- 管轄 ISA 及び管轄 IPEA は、国際出願が管轄国内又は広域官庁に出願されたものとして決定する (規則 35.3(a) 及び 59.1(b)); 願書において ISA を表示しなければならない (規則 4.1(b)(iv) 及び 4.14の2)

受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) (2)

- 管轄国内及び広域官庁に対して業として手続をとる権能を有する代理人は RO/IB に対して業として手続をとる権能を有する (規則 83.1の2)
- 願書の第 IV 欄に表示される代理人又は共通の代表者に関する別個の委任状若しくは包括委任状の提出要件を RO/IB は (所定の条件において) 放棄している (www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/p_a_waivers.pdf 参照)
- 所定の締約国からの出願人は送付手数料が無料

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (1)

- 以下の場合、国際出願は RO/IB に送付される:
 - PCT 締約国の出願人であって、出願人の国籍又は住所が出願した受理官庁としての管轄ではない官庁に対して出願がなされた場合
 - 出願言語が、出願した受理官庁が認める言語ではない場合
 - 受理官庁が規則20.8及び20.8 (aの2) に基づいて不適合を通知していることにより、規則20.5 及び20.5の2による欠落している又は正しい要素又は部分を引用補充できない場合
 - 他の理由により、出願した受理官庁と RO/IB が、出願人の承諾を得て、送付に合意した場合

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (2)

■ 送付の条件:

- 国の安全に関する規定を満たしている
- 送付手数料に等しい手数料が支払われている (すべての官庁が要求しているわけではない)

■ 国際出願日に関する送付の効果:

以下の場合、「非管轄」官庁によって受理された日が国際出願日となる

- 国際出願日に関する最小限の要件を満たしている

RO/IB への国際出願の送付 (規則 19.4) (3)

■ 送付の結果:

- 全ての PCT 出願手数料を国際事務局に対しスイスフラン、ユーロ又は米ドルで支払う
 - RO/IB が実際に受理した日から1ヶ月以内に支払う
- 送付手数料に等しい手数料 (要求された場合) 以外の非管轄官庁に支払われた手数料は返還される
- 先に代理人として選任された者が RO/IB に対して業として手続きをとる権能を有しているか確認しなければならない (規則 83.1の2)
- 出願人が選択した国際調査機関が正しいか確認しなければならない (規則 35)

RO/IB へのPCT 出願手段

- RO/IB は国際出願をePCT で受理する(推奨)
- ePCTが何らかの事情で利用可能でない場合、新しい「緊急用アップロードサービス」から国際出願をアップロードすることも可能
- 電子的に文書を提出することが技術的に困難な出願人のための更なる安全措置として、IBは限定されたFAXサービスを運用する
 - FAX 送信に伴う装置のトラブルやその他の問題は出願人側が責任を負う(規則 92.4(c))
- 時差に注意: 文書が所定の期間内に提出される必要がある場合に、期間内に文書が送付されたか否かの判断にはジュネーブにおける期間の満了が用いられる(規則 80.4(b))

PCT/IB 出願に関する優先権書類の提出 (1)

- RO/IB への PCT 出願、又は規則 19.4 に基づき RO/IB へ送付されたPCT 出願において、先の国内・広域・国際出願 (RO/IB 以外の受理官庁) に基づく優先権が主張されている場合:
 - RO/IB は先の出願が出願された官庁ではないので、その出願の認証謄本 (優先権書類) の作成を RO/IB に請求することはできない
 - 願書の第 VI 欄の関連チェックボックスにレ印が付されている場合、RO/IB は職権訂正でそれを削除する

PCT/IB 出願に関する優先権書類の提出 (2)

- ❑ 出願人は、16ヶ月の期間内に関連する国内・広域官庁又は受理官庁から優先権書類を取得し提出しなければならない
 - － なお、関連する官庁が出願人に代わって優先権書類を国際事務局に送付する場合であっても16ヶ月の期間は適用される（言い換えると、規則 17.1(b) は適用されない）；また、確認を条件として、期限を遵守するために国際事務局に対して優先権書類を ePCT で送信することができる
- ❑ 先の出願が DAS に参加している官庁に出願されている場合、RO/IB に対し、優先権書類を DAS 経由で入手するよう請求することができる（規則 17.1(b)の2）

PCT/IB 出願に関する優先権書類の提出 (3)

- 先の PCT/IB 出願に基づく優先権主張が後の PCT/IB 出願においてなされた場合、願書の第 VI 欄の関連するチェックボックスにレ印を付すことができ、RO/IB が対応する優先権書類を準備し、IB に送付する（規則 17.1(b) 及び21.2 参照）

国際調査のための翻訳文 (規則 12.3、20.1(c) 及び (d))

- 国際出願が RO/IB に対して国際調査を行う ISA により認められていない言語によりされた場合には、出願人は翻訳文を求められる：
 - RO/IB に提出する
 - RO/IB が国際出願を受理した日から1ヶ月以内
 - 国際調査を行う ISA が認める言語であって国際公開の言語への国際出願の翻訳

要求される翻訳文の提出の求め (規則 12.3(c) 及び (e))

- RO/IB が PCT 出願番号と国際出願日を出願人に通知する時点で、出願人が要求される翻訳文を提出しない場合には、RO/IB は出願人に以下を求める：
 - 国際出願を受理した日から1ヶ月以内に要求される翻訳文を提出すること
 - 当該1ヶ月以内に要求される翻訳文が提出されなかった場合には、翻訳文を次の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に提出すること (該当する場合には、国際出願手数料の25%に該当する遅延提出手数料を支払う)
 - 求めの日から1ヶ月の期間、又は、
 - RO/IB による国際出願の受理の日から2ヶ月の期間

翻訳文の未提出、及び/又は遅延提出 手数料の未払い (規則 12.3(d))

- 出願人が、適用される期間内に、要求された翻訳文の提出、及び/又は、必要に応じ、遅延提出手数料の支払を行わなかった場合には、国際出願は取り下げられたものとみなされ、RO/IB はその旨を宣言する
- RO/IB によって下記期間までに受理される翻訳文及び支払は、適用される期間の満了前に受理したものとみなされる (すなわち、求めの日から1ヶ月又は国際出願の受理日から2ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間内)
 - RO/IB が、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言を行う前、及び、
 - 優先日から15ヶ月の期間の満了前

JA
Presentation-131
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際事務局との最適な通信手段



WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

IBとの最適な通信手段 (1)

■ RO/IBに新たな出願を提出するには:

- 出願人は ePCT を使用する (推奨)
- ePCTが利用可能でない場合、「緊急用アップロードサービス」から国際出願をアップロードすることも可能
(<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml> 参照)

IBとの最適な通信手段 (2)

■ 出願後の書類を IB 又は RO/IB に提出するには:

- 出願人は ePCT を使う (推奨);
- ePCT が利用可能でない場合、出願人は新しい「緊急用アップロードサービス」を使うことができる

■ 緊急時に IB から様式や通信を受け取るには:

- ePCT から出願のファイルにアクセスする (高度な認証方法) (推奨)
- IB が様式や通信を電子メールで送付するよう承認する (望ましくは「電子メールのみ」)
- 2020年1月1日から、緊急時の通信のFAXでの送付は行われない

IBとの最適な通信手段 (3)

- IB は、以下の理由から通信手段としての FAX の利用を強く非推奨:
 - FAX 送信の技術的な信頼性の欠如
 - 送信の失敗及び/又は視認性の問題は常に出願人の責任となる (規則 92.4(c))
 - 出願人側で FAX 送信が成功した旨のレポートが得られても、送信が成功したことの証拠にならない
- 上記にもかかわらず、2020年1月1日より、電子的に文書を提出することが技術的に困難な出願人のための更なる安全措置として、IB は限定された FAX サービスの運用を継続する
 - PCT で継続される 2 つの FAX 番号は、PCT ウェブサイトに掲載 (https://www.wipo.int/pct/ja/#_contact)
 - 出願人は、IB の通常業務時間内に FAX を送信する前に、出願の「担当官 (権限のある職員)」に連絡することが勧められる (若しくは時間外であれば留守番電話にメッセージを残す)

JA
Presentation-135
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

国際調査機関 (ISA) による 国際調査及び見解書


WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際調査機関 (1)

- 発明の単一性の確認 (規則 13及び40)
- 発明の名称の確認 (規則 37)、要約の確認 (規則 38)
- 請求の範囲に記載されている発明の調査 (第15条(3)、規則 33.3)
- 明白な誤記が次の書類にある場合、その誤記の訂正の許可:
 - 国際出願の願書以外の部分 (規則 91.1(b)(ii))
 - 国際調査機関に提出された書類 (規則 91.1(b)(iv))

国際調査機関 (2)

- 国際調査報告 (ISR) の作成 (規則 42及び43) 及び/又は国際調査報告を作成しない旨の宣言 (第17条(2))
- ISA 見解書の作成 (規則 43の2): 請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性 (非自明性) 及び産業上の利用可能性についての最初の非拘束的な見解

国際調査機関 (全24機関)

- AT - オーストリア
- AU - オーストラリア
- BR - ブラジル
- CA - カナダ
- CL - チリ
- CN - 中華人民共和国
- EG - エジプト
- ES - スペイン
- FI - フィンランド
- IL - イスラエル
- IN - インド
- JP - 日本
- KR - 大韓民国
- PH - フィリピン
- RU - ロシア連邦
- SE - スウェーデン
- SG - シンガポール
- TR - トルコ
- UA - ウクライナ
- US - 米国
- EA - ユーラシア特許機構 (AM, AZ, BY, KZ, KG, RU, TJ, TM) 2022年7月1日より
- EP - 欧州特許庁
- XN - 北欧特許機構 (デンマーク、アイスランド、ノルウェー)
- XV - ヴィシェグラード特許機構 (VPI) (チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-139
27.06.2023

出願した官庁 (受理官庁) によりどの ISA を利用できるか決まる

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際調査における先行技術 (第15条(2) 及び 規則 33)

- 先行技術:
 - 公衆に対して利用可能とされたものであり、
 - 世界中の何れかの場所で、
 - 書面により開示され、
 - 請求の範囲に記載された発明が新規性、進歩性を有するかどうかの判断に役立ち得るものであり、
 - 国際出願日の前に公衆に利用可能となったもの
- PCT 最小限資料 (規則 34)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-140
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

国際調査報告 (ISR) (規則 42及び43)

- 国際調査報告には次の事項が含まれる:
 - IPC (国際特許分類) 記号
 - 調査を行った技術分野の表示
 - 発明の単一性の欠如に関する表示
 - 関連する先行技術文献のリスト
 - 特定の請求の範囲 (全ての請求の範囲ではない) について有意義な調査ができなかったことに関する表示
- ISR 及び ISA 見解書は、次のうちいずれか遅く満了する期間内に作成されなければならない:
 - ISA による調査用写しの受理の日から3ヶ月 (通常、優先権が主張されている場合には、優先日から約16ヶ月)
 - 優先日から9ヶ月

国際調査報告が作成されない場合 (1)

- 国際出願が、ISA が調査を要しないとされている対象に関するものであり、調査を行わないことを決定した場合 (第17条(2)(a)(i) 及び規則 39.1))
- 明細書、請求の範囲又は図面が、いずれの請求の範囲に対しても有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていない場合 (第17条(2)(a)(ii))
- 国際出願が、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列の開示を含んでいるが:
 - その配列リストが提出されていない
 - 提出された配列リストが実施細則の附属書 C で規定されている基準を満たしていない、又は電子形式ではない (規則 13の3.1(d))
 - 期間内に配列リストの遅延提出手数料が支払われなかった (規則 13の3.1(d))

国際調査報告が作成されない場合 (2)

■ その場合:

- ISA は、国際調査報告を作成しない旨を宣言し、その宣言は公開された国際出願の一部として公開される (規則 48.2(a)(v))
- 出願は有効であるが、国際調査報告が作成されていないので、IPEA は国際予備審査を行う必要がない (規則 66.1(e))

ISA の見解書 (規則 43の2) (1)

■ 以下の事項についての最初の非拘束的な予備的見解:

- 新規性 (非予見性)
- 進歩性 (非自明性)
- 産業上の利用可能性

■ 見解書は ISR と同時に全ての国際出願について作成される

■ 見解書は ISR とともに出願人及び国際事務局に送付される

ISAの見解書 (規則 43の2) (2)

- 見解書は国際公開日にPATENTSCOPEで原語で利用可能
- ISA 見解書に対する出願人による正式な反論手続はない
- 非公式コメントを国際事務局に提出可能
 - 原語で見解書と共に公開される
 - IPRP (第 I 章) が送付されるのであればその際に DO へ送付される
- IPRP (第 I 章) とその翻訳は優先日から30ヶ月で作成される

ISA の見解書における先行技術 (規則 43の2.1(b) 及び 64.1)

- 先行技術:
 - 国際調査目的と同じ
 - しかし、優先日前に公に利用可能なものすべてが対象
- ISA は国際事務局に対して優先権書類の写しを要請することができる (規則 66.7(a)); しかし、ISA 見解書の作成時に ISA がその写しを利用できない場合であっても、出願人が規則 17.1 の要件を満たさない場合を除き、見解書は、優先日が該当する先行技術の日として作成される

特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (PCT 第 I 章) (規則 44の2)

■ 出願人が国際予備審査を請求しない場合には:

- ISA の見解書に基づいて、IB が IPRP (第 I 章) を作成する
- IPRP (第 I 章) 及びその翻訳は、
 - 指定官庁に送付される
 - 優先日から30ヶ月が経過した時に PATENTSCOPE にて公衆に利用可能となる (しかし、国際出願や ISR のように「公開」はされない)

第 II 章の手續におけるISAの見解書の 利用 (規則 66.1の2)

■ 出願人が国際予備審査を請求する場合:

- ISAの見解書がIPEAの見解書になる (IPEAが特定のISAが作成した見解書を受け入れないことを決定している場合を除く)
- 出願人によるISAの見解書に対する非公式コメントはIPEAには送付されない (第34条補正/抗弁のみ)
- 国際予備審査報告が作成された場合には、IBに提出された非公式コメントは指定官庁 (DO) や選択官庁 (EO) へ送付されない



目的

- PCT 出願人が多大な費用をかけて国内移行した後に、新たな先行技術が見つかることへの懸念に応える
- PCT 国際段階で任意の補充調査を導入することで、このリスクを軽減する
- 先行技術が記載されている言語の種類が増加していることを考慮して、国際段階の調査範囲を拡大する

主な特徴

- 出願人に対する任意のサービス
 - 現在、次の機関がサービスを提供: AT、EP、FI、RU、SE、SG、TR、UA、XN、XV
 - 今後、より多くの国際機関が補充国際調査 (SIS) を提供することが期待される
- 出願人は、主国際調査を担当する機関を除き、このサービスを提供する機関による補充調査を請求することができる
- 各機関は補充調査の範囲と手数料を決定する
- SIS は一つの発明のみが対象 - 追加手数料を支払うという選択肢はない

このサービスの利用の決定 (1)

- 主国際調査報告は、通常の目的において十分な程度に、高品質であることを意図している
- したがって、補充国際調査サービスは全ての国際出願に対して利用するものではなく、国際段階において、追加費用をかける価値があると出願人が判断した場合に、追加の情報を与えるためのもの
- 補充調査を請求する前に、出願人は次の事項を検討する必要がある:
 - 主国際調査報告
 - 特定の出願の商業的価値
 - ISA が専門としていない言語による、特定の技術分野に関連する文献の数

このサービスの利用の決定 (2)

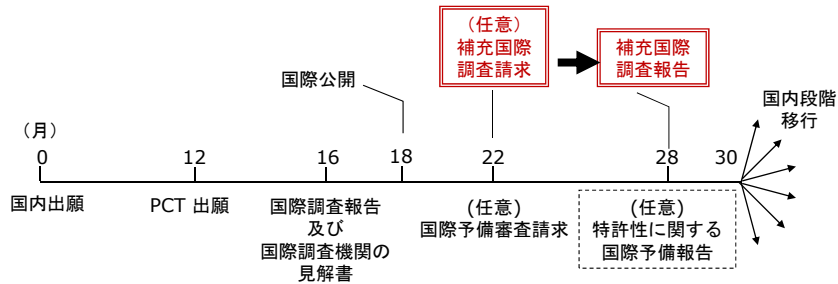
- 特定の国際機関によって行われる調査の観点 (SISA の選択は自由)
- 特定の言語での先行技術文献に対して行われる調査の観点
- 主 ISA が第17条(2)に従って調査されなかった特定の対象の観点 (例: 処置方法、規則 39.1(iv))

期間及び手数料

- 補充調査の請求は優先日から22ヶ月の期間内に**国際事務局**に対して提出する
- 手数料は請求の提出から**1ヶ月以内にスイスフラン**で支払う:
 - 補充調査手数料*
 - 補充調査取扱手数料*
- 補充調査のために指定された機関は、補充調査請求及び国際調査報告 (ISR) を受理した場合に補充国際調査を開始する (主 ISR を受理していない場合であっても、遅くとも優先日から22ヶ月以内に開始する)
- 補充国際調査報告は優先日から28ヶ月までに作成される

* PCT 出願人の手引、附属書 SISA、参照

PCT 制度における補充国際調査



補充調査請求 (1)

- 請求は補充調査請求書 (様式PCT/IB/375) を用いて、次の事項を特定しなければならない
 - 補充調査を行う機関
 - (所定の場合に - 発明の単一性を参照) 調査が行われる請求の範囲
- 請求書には次の書類を伴う必要がある場合がある:
 - 機関が認める言語による国際出願の翻訳文*
 - 電子形式の配列リスト*

* PCT 出願人の手引、附属書 SISA、参照

補充調査請求 (2)

- 選任された代理人は補充国際調査のために特定された機関に対して代理することができるが、それにもかかわらず出願人が望む場合には、当該機関に対して代理する代理人を選任することができる
- 手数料が1ヶ月以内に支払われず、国際事務局が手数料の支払いを求めた場合 (様式 PCT/IB/377)、後払手数料も支払う
- 補充調査のための手数料が支払われない場合、請求は取下げられたものとみなされる

発明の単一性

- 一つの発明のみが調査される - 追加の発明のために、追加調査手数料を支払う選択肢はない
- 通常は請求の範囲に最初に記載されている発明が調査されるが、主 ISA が発明の単一性の要件を満たしていないと認めた場合、出願人は最初に記載されている発明以外の発明に補充調査を限定することを請求することができる
 - ただし、補充国際調査機関は主 ISA が調査していない発明を調査する義務はない (規則 45の2.5(d))
- 補充国際調査機関は主 ISA の単一性に関する見解に従う義務はない
- 主調査の場合の「異議」手続に似た検査手続が利用可能

調査範囲 (1)

- 補充調査は出願された請求の範囲に対して行われ、通常は、請求の範囲の最初に記載されている発明に対して行われる (第19条及び第34条の補正は考慮されない)
- 補充国際調査機関は次の対象を調査する必要がない:
 - 第17条(2)に従って、通常、調査する必要がない対象
 - 主 ISA によって調査されていない請求の範囲
 - サービスの範囲を規定する WIPO と補充国際調査機関との間の取決めにに基づき、制限の対象となる国際出願 (www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html 参照)
 - 実施する補充調査の総数に関する制限
 - 調査を行う請求の範囲の数に関する制限

調査範囲 (2)

- 調査する先行技術の範囲は補充国際調査機関によって決定される
 - 全ての PCT 最小限資料及び当該機関が保有するその他の言語で記載された文献を考慮して、新たな調査として行われる、又は、
 - 主調査を補完するための調査として行われる、典型的には、当該機関によって保有される言語で記載された文献を含む

現在利用できるサービス (1)

- SISA/AT: 3つの調査オプション
 - ドイツ語の文献のみの調査
 - 欧州及び北米の文献のみの調査
 - PCT 最小限資料のみの調査
- SISA/EP: PCT 最小限資料及び欧州特許庁が保有する文献
- SISA/FI 及び SISA/SE: PCT 最小限資料及び同機関が保有するデンマーク語、フィンランド語、ノルウェー語及びスウェーデン語の文献

現在利用できるサービス (2)

- SISA/RU: 2つの調査オプション
 - ロシア語の文献及び旧ソビエト連邦及び CIS 諸国の特許文献
 - 主 ISA が規則 39.1(iv) に関する対象 (処置方法) であることを理由に、第17条(2)(a) の宣言を行っている出願:
上記に加え PCT 最小限資料
- SISA/SG: PCT 最小限資料及び同機関が保有する英語及び中国語の文献
- SISA/TR: PCT 最小限資料及び同機関が保有するトルコ語の文献

現在利用できるサービス (3)

- SISA/UA: 3つの調査オプション
 - PCT 最小限資料のみの調査
 - 旧ソビエト連邦のロシア語及びウクライナ語の文献のみの調査
 - 欧州及び北米の文献のみの調査
- SISA/XN: PCT 最小限資料及び同機関が保有するデンマーク語、アイスランド語、ノルウェー語、及びスウェーデン語の文献
- SISA/XV: 2つの調査オプション
 - 同機関が保有するチェコ語、ハンガリー語、ポーランド語、及びスロバキア語の文献
 - PCT 最小限資料及び同機関が保有するチェコ語、ハンガリー語、ポーランド語、及びスロバキア語の文献

補充国際調査報告

- 補充国際調査報告 (様式PCT/SISA/501) は ISR と類似している
しかし:
 - 国際出願の分類又は発明の名称及び要約に対する見解は含まれない
 - ISR に引用されていない新たな文献との関連で列記する必要がある場合を除くほか、ISR に引用されている文献を列記することを必要としない
 - 次の説明を記載することができる:
 - 関連があると認められる文献の列記に関する説明 (ISRにおける記載よりも詳細)
 - SIS の範囲 (特に、ISR が遅れて主調査の範囲を仮定した場合)
- 補充国際調査報告とともに見解書は作成されない

報告に関する更なる手続

- 補充国際調査報告は出願人及び国際事務局に送付される
- 国際事務局は報告を公衆に利用可能にする（国際出願が公開されている場合）
- 報告が英語で記載されていない場合には、国際事務局は報告を英訳する
- 国際事務局は報告とその英訳を、該当する場合には国際予備審査機関及び指定官庁に送付する

調査が実施されない場合の払戻し

- 補充国際調査機関が補充調査を開始したが、調査が**実施されなかった**場合：

- 主国際調査と同様の理由（主題、明確性の欠如、電子形式による配列リストの欠如）の場合、又は、
- 主国際調査機関が第17条(2)(a)の宣言を行っていることが理由の場合

補充調査手数料は**払い戻されない**

- 機関によって提供されるサービスの範囲特有の限定が理由で、補充調査の請求は受理されないと認められた場合、

補充調査手数料は**払い戻される**



国際予備審査の請求とは

- 国際予備審査の請求は PCT 第 II 章に基づく国際予備審査のための請求
- 国際予備審査は PCT 国際出願の継続した審査を提供する国際予備審査機関 (IPEA) に対する任意の手続
- 国際予備審査の請求はすべての指定国を自動的に“選択”する

国際予備審査を請求する理由 (1)

- 国際予備審査期間中に明細書、請求の範囲、図面を補正する機会が与えられる
- ISA によって提示された特許性に関する見解に対する抗弁を提出できる
- 国際予備審査は、国際段階で特許性に関するより肯定的な見解を得るための最後の機会

国際予備審査を請求する理由 (2)

- 特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) が作成される
- 特許性に関する肯定的な報告に基づき国内段階において優遇を受けることが見込まれる

国際予備審査の請求をする資格のある者 (第31条(2)(a) 及び規則 54.2)

- 出願人 (出願人が二人以上いる場合にはそのうちの少なくとも一人)が以下に該当する場合
 - 第 II 章に拘束される PCT 締約国の国民又は居住者、及び、
 - その出願人の国際出願が、第 II 章に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に出願されていること (現在、全ての締約国)

国際予備審査請求書の様式

- ePCT
- IPEA によって提供される電子出願ソフト
- 印刷された国際予備審査請求書の様式 (PCT/IPEA/401)
- コンピュータで作成した国際予備審査請求書 (規則 53.1(a) 及び実施細則第102号(h)及び(i))
 - レイアウト及び内容に関する要件は願書様式と同じ

国際予備審査請求書：内容（規則 53）

- 国際予備審査請求書には、次の事項を記載しなければならない：
 - 申立て
 - 国際出願を特定できる表示（例えば、国際出願番号）
 - 第 II 章の下での出願人の氏名又は名称
 - 該当する場合は、代理人の氏名
 - 国際予備審査が行われるための基礎となる事項（補正に関する記述）
 - 国際予備審査のための言語
 - 少なくとも一人の出願人又は代理人の署名

国際予備審査請求書の署名（規則 53.8）

- 国際予備審査請求書において選択国のための出願人として表示された者のみが国際予備審査請求書に署名する必要がある
- 出願人が代理人又は共通の代表者を選任している場合は、その代理人又は共通の代表者が署名できる
- 選任された代理人又は共通の代表者がいない場合は、出願人のうちの一人が請求書に署名していれば十分（規則 60.1(a)の3 参照）
- いくつかの機関では、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出を要求していない（規則 90.4 及び90.5）

国際予備審査の請求先 (規則 59) (1)

- 管轄 IPEA に直接提出
 - 受理官庁により特定されている
 - もし受理官庁により二以上の IPEA が特定されている場合は、出願人が選択する
- 選択の際に出願人が注意すべき事項
 - IPEA によって認められる言語
 - 特定の ISA で国際調査された国際出願のみを対象とする IPEA がある (例えば、IPEA/EP)

国際予備審査の請求先 (規則 59) (2)

- 受理官庁としての国際事務局に国際出願がなされた場合、管轄 IPEA は、出願人の国籍又は住所に基づいた管轄受理官庁 (のどれか) にその国際出願がなされていたと仮定した時に管轄となるであろう IPEA
- IPEA の選択は国際予備審査請求書に表示する

管轄 IPEA への国際予備審査請求書の送付 (規則 59.3)

- 国際予備審査請求書が管轄しない IPEA や RO、ISA 又は IB に提出された場合、それらの機関又は官庁は：
 - 国際予備審査請求書に受理の日付を記載し、
 - 当該請求書を IB に送付し、その後、IB は管轄 IPEA に送付する (管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による)、又は、
 - 当該請求書を管轄 IPEA (管轄国際予備審査機関が複数ある場合は出願人の選択による) に直接送付する
- 管轄 IPEA に送付された国際予備審査請求書は、当該請求書が RO、ISA、IB 又は管轄しない IPEA によって受理された日に当該機関に代わって受理されたものとみなされる

国際予備審査の請求の時期 (規則 54の2.1(a)) (1)

- 次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる：
 - 出願人への ISR 及び ISA 見解書の送付から3ヶ月
 - 優先日から22ヶ月
- ただし、第22条(1) で規定する20ヶ月の移行期限を継続して適用する指定官庁に対して、国内段階への移行期限を優先日から20ヶ月から優先日から30ヶ月に繰り延べるためには、優先日から19ヶ月を経過する前に請求を行う必要がある
 - LU、TZ、UGのみ適用

国際予備審査の請求の時期 (規則 54の2.1(a)) (2)

■ 推奨:

国際調査報告及び ISA の見解書を受け取った後、引用された先行技術文献を評価し、さらに手続を進めるか否かを決断し、手続を進める場合は、見解書を参酌して補正/抗弁とともに可能な限り速やかに国際予備審査を請求することによって、国際予備審査報告の作成までの期間(通常、優先日から28ヶ月)を十分に取ることができる

第 II 章における欠陥 (1)

- 補充により国際予備審査請求書の提出日が後になる欠陥
 - 請求を行う資格を有する出願人が一人もいない (規則 54.2(i))
 - 国際出願が特定できない (規則 60.1(b))
- LU、TZ 及び UG に対しては、優先日から19ヶ月経過後であって、規則 54の2.1(a) における適用期限内に国際予備審査請求書を提出した場合には、請求は有効となるが、国内段階への移行期限が30ヶ月まで繰り延べられない (第39条(1)(a))

第 II 章における欠陥 (2)

- 請求日に影響を与えることなく補充できる欠陥:
 - 管轄外の IPEA への国際予備審査請求書の提出 (規則 59.3)
 - 様式上の欠陥 (規則 53.1)
 - 出願人及び代理人に関する表示の欠陥 (規則 53.4 及び 53.5)
 - 国際予備審査請求書の言語 (規則 55.1)
 - 少なくとも一人の署名の欠如 (規則 53.8 及び 60.1(a)3))
 - 第34条補正に言及しているが提出されていない (規則53.9(a)(i))

ePCTと国際予備審査請求書の提出

- ePCTで高度な認証設定を利用することにより、国際予備審査請求書の作成・提出が可能
- フィールドは自動的に入力される
- 作成時に自動的なチェックが行われる
- すべての附属書類を添付することができる (例えば、19条補正書、34条補正書、翻訳文など)
- 国際事務局は、提出された国際予備審査請求書を自動的に管轄 IPEA に転送する
- 手数料およびそれ以降のすべての通信は IPEA に直接提出しなければならない

第 II 章における補充手続き

- IPEA による欠陥の補充の求め (規則 60.1)
- IPEA による未払い又は不足分の手数料の支払いの求め (規則 58の2)
- 更なる可能性:
 - IPEA に対する明白な誤記の訂正の請求 (規則 91)
 - 指定又は選択官庁による検査の請求及び補充の機会の利用 (第25条、第26条及び第39条(3))

■ 国際予備審査

国際予備審査 (1)

- 以下の事項についての非拘束的な見解を提供すること
 - 新規性 (非予見性) (第33条(2) 及び規則 64)
 - 進歩性 (非自明性) (第33条(3) 及び規則 65)
 - 産業上の利用可能性 (第33条(4))
- 国際予備審査は補正の機会が与えられ、且つ、ISA によって提示された特許性に関する見解に対する抗弁を提出できる

国際予備審査 (2)

- ISA にて調査された請求の範囲のみが IPEA において審査される (規則 66.1(e) 及び 66.2(a)(vi))

国際予備審査の開始 (規則 69.1)

■ IPEA が以下のものを保有したときに開始する:

- 国際予備審査請求書
- 国際調査報告 (又は第17条(2)(a)に基づく宣言) 及び ISA 見解書
- 予備審査手数料及び取扱手数料

IPEA は、出願人が明示的に延期を請求しない限り、規則 54の2.1(a) に規定する期間の満了を待たない

- 国際予備審査請求書が補正に関する記述を含んでいる場合は、その補正書の写しが利用可能であるとき (規則 69.1(c)、(d) 及び(e) 参照)
- 国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合は、その翻訳文が利用可能であるとき (規則 55.2(c) 参照)

発明の単一性欠如の発見 (規則 68)

- 要件は国際調査の場合と同じ (規則 13及び国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 10.20 乃至 10.59)
- IPEA は請求の範囲の限定又は追加手数料の支払 (異議申立てとともに支払うことが可能) を求める
- 出願人は「主発明」及び追加手数料を支払うべき発明を選択することができる

IPE における先行技術 (規則 64.1) (1)

■ 先行技術とは？

世界のいずれかの場所において書面による開示 (図面その他の図解を含む) によって公衆が利用することができるようにされているものを先行技術とする; ただし、公衆が利用することができるようにされていることが基準日前に生じていることを条件とする

IPE における先行技術 (規則 64.1) (2)

■ 基準日とは？

- 国際出願日が優先期間の満了後であるが、満了した日から2ヶ月の期間内であるとの理由以外の理由によって、IPEA が優先権主張を無効とみなさなければ、優先権が主張された最先の出願の出願日; 又は、
- その他の場合は、国際出願日

義務的なトップアップ調査 (規則 66.1の3)

- ISR が作成された時点で利用可能ではなかった先行技術、特に公開されていなかった先行技術 (ISR が作成された日以降に公開された特許出願で、より早い優先日のもの) を見つけることが目的
- 例外:
 - IPEA が IPRP (第 II 章) を作成する請求の範囲が対象
 - サーチを実施することが有効ではない場合、例えば、IPEA が、ISRに列記された文献で対象すべての新規性欠如を示すのに十分であると認めた場合

IPEA 見解書 (規則 66.2 及び 66.6)

- ISA 見解書が IPEA 見解書とみなされる (例外: IPEA が特定の他のISA が作成した見解書を受け入れないと決定した場合)
- ISA 見解書が IPEA 見解書とされた場合には、2回目の見解書は作成されなくてもよい
- 2回目の見解書が作成される場合には、当該2回目の見解書に示された期限までに答弁することができる
- IPEA の審査官との面談の請求が可能 (規則 66.6)

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (1)

- 次の期間のうち最も遅く満了する期間内に IPEA により作成されなければならない (規則 69.2) :
 - 優先日から28ヶ月
 - 規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から6ヶ月
 - IPEA が規則 55.2 に基づく翻訳文を受理した日から6ヶ月

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (2)

- 「附属書類」として次のものを含む (規則 70.16) :
 - 第19条又は第34条の規定に基づく補正を含む差替え用紙及び補正の根拠を表示した書簡
 - 規則 91に基づき IPEA によって許可された明白な誤記の訂正を含む差替え用紙及びその添付書簡
 - 報告において表示されている場合、審査に間に合わずに考慮されなかった明白な誤記の訂正に関する用紙及び書簡 (規則 66.4の2)

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (3)

- 「附属書類」として次のものを含む (規則 70.16) :
 - 後の補正が以下の理由によって報告の基礎として用いられなかった場合は、先の補正
 - 国際出願の開示の範囲を超えてされるものと認められる場合、又は、
 - 補正の根拠を表示した書簡が添付されていない場合
- 報告に添付されないもの: その他の通信、後の補正によって差替えられた補正の写し

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (4)

- 国際段階において国際機関に対する不服の申立て又はさらなる手続についての規定はない
- 出願人及び IB に送付される (規則 71.1)
- IB は報告の写し及びその報告について必要とされる英語への翻訳文 (IB が作成) を選択官庁に送付する (第36(3)(a) 及び規則 72.1)
- 附属書類は IB によって翻訳されない (第36条(3)(b))

特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (5)

- 次の事項についての注意を喚起する：
 - 書面による開示以外の開示 (規則 64.2 及び70.9 参照)
 - ある種の公表された文書 (規則 64.3 及び70.10 参照)

- 次の文献が列記される (規則 70.7) :
 - 請求の範囲に関してなされた記述を裏付けるために関連あると認められる全ての文献
 - 文献は ISR に引用されているか否かを問わない
 - ISR に引用された文献で IPEA が関連あると認めるもの

国際予備審査における遅延の理由 (1)

- 出願人側：
 - 手数料の支払の遅れ
 - 国際予備審査請求書における欠陥の補充の遅れ
 - 国際予備審査請求書における、補正に関する不完全な陳述
 - 陳述で言及された補正の未添付
 - 要求された国際出願又は補正の翻訳の提出の遅れ
 - 単一性の欠如が発見された場合における追加審査手数料の支払の求めに対する対応の遅れ
 - 見解書に対する対応の遅れ
 - 補正を含む差替え用紙の未提出

国際予備審査における遅延の理由 (2)

■ ISA 側:

- 国際調査報告の作成の遅れ

■ IPEA 側:

- 単一性の欠如の発見
- 見解書の作成の遅れ

■ 発明の単一性及び 異議申立手続

発明の単一性の要件 (規則 13)

- 国際出願は以下について行わなければならない
 - 一の発明のみ、又は、
 - 二以上の発明の場合、単一の一般的発明概念を形成するように関連している一群の発明 (規則 13.1)
- 一群の発明が、一又は二以上の同一の又は対応する「特別な技術的特徴」を含む技術的な関係があるときに限り、単一の一般的発明概念を形成するように関連しているとみなされる
- 「特別な技術的特徴」とは、各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴をいう (規則 13.2)

(さらなる詳細及び例について、国際調査及び予備審査ガイドライン
パラグラフ 10.20乃至10.59を参照)

ISA における発明の単一性の欠如 (1) (第17条(3) 及び規則 40)

- 複数の発明が存在する場合、請求の範囲において最初に記載されている発明(「主発明」)が常に調査される; 追加調査手数料が支払われた場合のみさらなる発明が調査される
- ISA は:
 - 発明の単一性を満たしているとは認められない理由を特定する (ISA/EP はこの通知とともに主発明についての部分的な調査の結果を送付する)
 - 出願人に対し、求めの日から1ヶ月以内に追加調査手数料、及び、出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払うことを希望する場合は、異議申立手数料 (該当する場合) の支払いを求める

ISA における発明の単一性の欠如 (2) (第17条(3) 及び規則 40)

- 追加手数料の納付がなかった場合、出願に対して影響を及ぼさない; しかし、追加の発明は調査されず、見解書に調査されなかった請求の範囲についての予備的見解は含まれない; その後、IPEA は、調査されなかった発明に関連する請求の範囲について審査を行う必要はない
- 国際段階において分割出願の規定はない; 特定の指定官庁に対して国内段階においてのみ可能 (適用国内法令を参照)

ISA における異議申立手続 (規則 40.2) (1)

- 出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払う場合、ISA は追加の発明について調査を実施し、同時に、追加手数料の支払いの求めを检查する
- ISA によっては、異議申立手数料の支払いを条件に检查を行う
- 检查により、ISA が異議を正当と認めた場合には、追加調査手数料の全額又は一部を払い戻す; ISA が異議を完全に正当と認めた場合のみ、異議申立手数料を払い戻す

ISA における異議申立手続 (規則 40.2) (2)

- 検査により、ISA が求めを正当と認めた場合、異議は拒絶され、出願人に詳細な拒絶の理由を通知する
- 出願人は、異議の内容及びその決定を指定官庁に通知することを請求することができる (注意: 指定官庁は出願人がその翻訳文を提出することを請求することができる)

IPEAにおける発明の単一性の欠如 (第34条(3)(a) 及び 規則 68)

- 発明の単一性は、国際調査の場合と同じ基準に基づく (規則 13及び68)
- IPEA が発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合、請求の範囲を減縮、又は追加審査手数料を支払うことを出願人に求める
- 出願人は、追加手数料が支払われた分の発明を「主発明」として審査されることを選択することができる
- 異議申立手数料の支払を条件とする場合、異議申立てに基づく追加手数料を支払うことができる
- 異議の決定は国際調査の場合と同様に行われる

IPEAにおける異議申立手続（規則 68.3） （1）

- 出願人が異議申立てに基づく追加手数料を支払う場合、IPEA は追加の発明について国際予備審査を実施し、同時に、追加手数料の支払の求めを検査する
- IPEA によっては、異議申立手数料の支払いを条件に検査を行う
- 検査により、IPEA が異議を正当と認めた場合には、追加審査手数料の全額又は一部を払い戻す；IPEA が異議を完全に正当と認めた場合のみ、異議申立手数料を払い戻す

IPEAにおける異議申立手続（規則 68.3） （2）

- 検査により、IPEA が求めを正当と認めた場合、異議は拒絶され、出願人に詳細な拒絶の理由を通知する
- 出願人は、異議の内容及びその決定を国際予備審査報告の附属書類として選択官庁に通知することを請求することができる（注意：選択官庁は出願人がその翻訳文を提出することを請求することができる）



PCT における一般的任務 (1)

- PCT 制度の国際的調整
- 締約国 (すでに PCT に加盟している国又は加盟に関心を示している国) 及びその国内/広域官庁への支援
 - PCT を国内法令に組み入れる方法に関する助言
 - PCT 出願を取り扱うための、受理官庁の研修を含む、内部手続を構築する方法に関する助言

PCT における一般的任務 (2)

- PCT 制度に関する情報の普及
 - PCT 出願人の手引
 - PCT Newsletter
 - 公示 (PCT公報)
 - メーリングリスト等
 - PCT 関連資料ウェブサイト
- PCT セミナー及び研修コース
- 全ての締約国の出願人のための受理官庁

国際出願に関する任務 (1)

- 国際出願の記録原本に対する様式要件の二度目の検査
- 国際出願の公開
- 19条補正の受理及び公開
- 指定官庁に対する、国際出願、国際調査報告及び関係する書類の写しの送達

国際出願に関する任務 (2)

- 規則 92の2 に基づく、出願人、発明者及び代理人に関する表示の変更の記録
- 補充国際調査 (SIS) の請求書及び手数料の受理
- SIS の請求書の関連する SISA の送付
- 国際予備審査請求書の様式要件の二度目の検査

国際出願に関する任務 (3)

- 特許性に関する国際予備報告 (第 I 章又は第 II 章) の DO/EO への送達
- 発明の名称及び要約の翻訳 (英語及び仏語)、国際調査報告の翻訳 (英語、必要な場合)、特許性に関する国際予備報告 (第 I 章又は第 II 章) の翻訳 (英語、必要な場合)



国際公開 (第21条及び規則 48) (1)

■ いつ?

優先日から18ヶ月経過後速やかにインターネットにて
(<https://patentscope.wipo.int>)

■ 公開言語:

- アラビア語、中国語、英語、仏語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、又は、スペイン語
- 発明の名称、要約及び調査報告は常に英文も含む

■ 国際公開の内容

- 常に:
 - 書誌事項と要約とを含む表紙
 - 明細書、請求の範囲、及び図面 (ある場合)
 - 国際調査報告

国際公開 (第21条及び規則 48) (2)

□ 該当する場合:

- 第19条に基づく請求の範囲の補正 (及び説明)
- 規則 4.17に規定する申立て (規則 48.2(a)(x))
- 規則 13の2に基づいて提出された寄託された生物材料に関する情報 (規則 48.2(a)(viii))
- 優先権の回復の請求に関する情報 (規則 48.2(a)(xi))
- 公開後に受理された、許可された明らかな誤記の訂正に関する陳述 (規則 48.2(i))
- 行われなかったものとみなされた優先権の主張に関する情報 (規則 26の2.2(d))

国際公開 (第21条及び規則 48) (3)

□ 出願人の要請により*:

- 出願人が優先権の主張の補充又は追加を希望しているが、規則 26の2.1(a) に規定する期間が満了している場合に、当該事項に関する情報 (規則 26の2.2(e))
- 拒否された明白な誤記の訂正のための請求 (規則 91.3(d))

* 適用される手数料については、PCT 出願人の手引 附属書 B2/IB を参照

国際公開 (第21条及び規則 48) (4)

- 国際公開からの特定情報の省略 (規則 48.2)
 - IB に対する、出願人による理由を示した請求
 - 差替え用紙、及び差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡の添付
 - 規則48.2に基づく請求の期限:
 - 国際公開の技術的な準備が完了する前
 - 公開の対象から省略され得る情報
 - 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと
 - 当該情報の公開により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

国際公開 (第21条及び規則 48) (5)

- 国際公開からの特定情報の省略 (規則 48.2) (続き)
 - RO、ISA、SISA 又は IB は、規則 48.2に基づき国際公開からの省略が適切であると認める情報について出願人の注意を喚起するとともに、規則 48.2に基づく請求をするよう示唆することができる
 - IB が規則 48.2に基づく請求を認めた場合、IB は当該情報を保有する全ての官庁、機関に対し、当該情報へのアクセスを認めないよう通知する

公開された国際出願の送達 (第20条及び規則 47)

- 公開された国際出願の紙の写しは請求によってのみ出願人に送付される
- 国際事務局から指定官庁に送達される
- 指定官庁に国際出願の送達が行われた旨の通知は、出願が指定官庁により受領された証拠となる
(規則 47.1(c)の2)、様式 PCT/IB/308 (最初の通知) : 修正された第22条(1)を未だ適用していない指定官庁が対象、
様式 PCT/IB/308 (2回目の補足的通知) : 全ての指定官庁を対象)

早期の国際公開 (第21条(2)(b)及び規則 48.4(a))

- 出願人の明示の請求により
- 国際調査報告が利用できる場合、無料
- 国際調査報告がまだ利用できない場合の手数料については、PCT出願人の手引 国際段階、一般情報 (附属書B2/IB) を参照

公開の形式

- 公開された国際出願は、以下のサイトから利用可能
<https://patentscope.wipo.int/search/en/structuredSearch.jsf>
- 公示（PCT公報）は、以下のサイトから利用可能
www.wipo.int/pct/en/official_notices

国際公開の頻度

- 国際出願の国際公開及び PCT 公報の発行は、毎週木曜日に行われている
 - ただし、その木曜日が国際事務局の閉庁日（例、クリスマス/年始期間の木曜日）の場合を除く
- このような場合、必要に応じて国際事務局に公開日がいつになるか問い合わせると良い（常にではないが、前日の水曜日に振り替えられる可能性がある）

国際公開のための技術的準備

- 国際公開のための技術的準備は、通常の場合、実際の公開日の15日前に完了する

例：国際公開日が2021年1月21日（木）の場合、技術的準備の完了日は2021年1月6日（水）となる

したがって、国際事務局に2021年1月5日（火）に到着したいかなる書類も、国際公開において反映される（例、名称又はあて名の変更、第19条に基づく請求の範囲の補正、国際出願・指定・優先権主張の取下げ）

- 技術的準備は、国際公開日が国際事務局の閉庁日のため「通常の」木曜日でない場合や国際公開日までの15日間に多くの公休日があった場合には、その国際公開日の15日前よりも早く完了する場合があります；迷った場合は、国際事務局に問い合わせるとよい

国際公開の効果

- 公開された PCT 出願は、国際公開日に先行技術となる（規則 34.1(b)(ii)）
- 指定国において公開された国内出願に仮保護が与えられるならば、国際公開によって当該指定国における同一の保護が与えられる（第29条）
 - 仮保護が与えられるために以下を条件とすることが可能
 - 翻訳文（請求の範囲のみの場合もある）の提出
 - PCT に基づいて公開された国際出願の写しの指定国による受領、及び/又は、
 - 第21条(2)(b) に基づく早期公開がなされた場合は、優先日から18ヶ月の経過
 - 各国の特別の要件に関する更なる情報については、PCT 出願人の手引 国際段階、一般情報（附属書B1及びB2）を参照

国際出願の公開の回避 (規則 90の2.1(c)) (1)

- どのように: 国際出願を取り下げることにより
- いつ: 国際公開の技術的準備の完了前に
- 取下げの通知は:
 - 書面によらなければならない (様式 PCT/IB/372 の利用を推奨)
 - 全ての出願人、又は全ての出願人の代理 (選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により) によって署名され、且つ、
 - 国際公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない

国際出願の公開の回避 (規則 90の2.1(c)) (2)

- セーフガード: 公開回避に間に合って取下げ通知が国際事務局により受領されることを条件に取下げが可能
- 結果: 国際出願は公開されず、その出願の効力は消滅する

国際出願の公開の延期 (規則 90の2.3(d) 及び (e)) (1)

- どのように: (最先の) 優先権主張を取り下げることにより
- いつ: 国際公開の技術的準備の完了前に
- 取下げの通知は:
 - 書面によらなければならない (様式 PCT/IB/372 の利用を推奨)
 - 全ての出願人、又は全ての出願人の代理 (選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により) によって署名され、且つ、
 - 国際公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない

国際出願の公開の延期 (規則 90の2.3(d) 及び (e)) (2)

- セーフガード: 公開延期に間に合って取下げ通知が国際事務局により受領されることを条件に取下げが可能
- 結果: 優先日に基づいて計算された全ての満了していない期限が、新たな優先日又は国際出願日に基づいて計算される、例えば:
 - 国際公開
 - 予備審査請求の提出
 - 国内段階移行



公開後の一件書類の利用

- 一般原則
- 官庁及び機関が保有する一件書類の利用

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

一般原則

- 受理官庁 (RO)、国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA)、指定官庁 (DO)、選択官庁 (EO) 及び国際事務局 (IB) は国際出願に関する一件書類を管理する
- 出願人又は出願人の承諾を得た者はいつでも国際出願の一件書類を利用することができる
- 国際出願は国際公開まで第三者や他の官庁に対し秘密保持される
- DO は、第 I 章の手続に関する限りにおいて、IB の一件書類の文書を利用することができる
- EO は、上記に加えて、特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 II 章) の作成の後は IPEA の一件書類を利用することができる

IB が保有する一件書類の利用 (1)

- 国際公開前: 出願人又は出願人の承諾を得た者のみ国際出願の一件書類を利用することができる (高度な認証を用いた ePCT サービスの利用を推奨)
- 公開された PCT 国際出願は PATENTSCOPE から利用可能
- 2020年7月1日以降、国際予備審査機関 (IPEA) は、技術的に送付可能となり次第、当該機関の一件書類の中から特定の書類の写し (例えば、見解書、出願人が提出した抗弁又は補正) をIB に送付し、IB は選択官庁に代わって、それらの書類を一般利用可能にする

IB が保有する一件書類の利用 (2)

- 公開後の第三者による IB が保有する一件書類の文書の利用:
 - 2009年1月1日以降に出願された国際出願:
 - PATENTSCOPE で公開後のすべての一件書類が利用可能
 - 1998年7月1日から2009年1月1日までに出願された国際出願:
 - 特定の文書は PATENTSCOPE で利用可能
 - ある文書は紙形式でのみ利用可能であり、費用の支払を条件として利用可能
 - 1998年7月1日までに出願された国際出願:
 - 一件書類の利用は不可

IB が保有する一件書類の利用 (3)

■ 制限:

- IPRP (第 I 章及び第 II 章) の写し及びその翻訳、並びに IPEA が IB に送付した書類は、優先日から 30 ヶ月以降に PATENTSCOPE で利用可能
- 利用不可:
 - IPRP (第 II 章) を除き、第 II 章の手続に関するすべての文書
(国際予備審査請求書、IPEA 見解書など)
 - 純粋な内部文書と官庁間の連絡事項
 - 規則 48.2(l) に基づき公開の対象から省略された情報
 - 規則 94.1(e) に基づき IB が保有する一件書類から省略された情報

IB が保有する一件書類の利用 (4)

■ 規則 94.1(e) に基づき公衆による一件書類の利用から特定情報を省略するための要件:

- IB に対する、出願人による理由を示した請求
- 差替え用紙、及び差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する書簡の添付 (該当する場合)
- 規則 94.1 に基づく請求の期限: いつでも可能
- 公衆による一件書類の利用から省略され得る情報
 - 当該情報が国際出願について公衆に周知する目的に明らかに資さないこと
 - 当該情報の公衆による利用により、いずれかの者の個人的な又は経済的な利益が明らかに損なわれること
 - 当該情報を利用する優先的な公共の利益がないこと

IB が保有する一件書類の利用 (5)

- 規則 94.1(e)に基づき公衆による一件書類の利用から特定情報を省略するための要件 (続き) :
 - IB は、規則 94.1(e)に基づき公衆による一件書類の利用からの省略が適切であると認める情報について出願人の注意を喚起するとともに、規則 94.1(e)に基づく請求をするよう示唆することができる
 - IB が規則 94.1(e)に基づく請求を認めた場合、IB は当該情報を保有する全ての官庁、機関に対し、当該情報へのアクセスを認めないよう通知する
 - 特定情報を省略するための請求が認められるか否かに関わらず、当該請求のいずれかの部分の書類に含まれるそのような情報を省略するための請求は、IB によって公開されることはない

第三者による IB が保有する 一件書類の利用方法 (1)

- PATENTSCOPE: <https://patentscope.wipo.int>
 - 公開された国際出願、最新の書誌情報データ、特定の文書及び様式が利用可能
 - 書類の利用可能性に関する詳細は、「ヘルプ」タブの下の「データ収録範囲」をクリックすることにより閲覧可能

第三者による IB が保有する 一件書類の利用方法 (2)

- pct.infoline@wipo.int へのメール、又は、PCT 法務・ユーザ関連部への FAX * (+41 22) 910 00 30
 - 費用の支払を条件として、紙の写しを送付
 - 役務の費用に関する情報は、次のサイトから利用可能：
www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexb2/ax_b_ib.pdf
 - 書類送付と別に請求書を送付

* 注：FAX送信は2018年1月1日以降は推奨されなくなりました

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (1)

- 国際公開前：出願人又は出願人の承諾を得た者のみ RO、ISA 又は IPEA が保有する文書を利用可能
- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り：
 - RO が保有する文書：
 - 第三者は、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報を除く、すべての文書を利用可能 (第30条(3))

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (2)

- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り：
 - ISA 及び SISA が保有する文書：
 - 第三者は、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報を除く、すべての文書を利用可能 (第30条(3))
(見解書及び出願人が提出した非公式コメントは2014年7月1日以降に出願された国際出願において利用可能)

RO/ISA/IPEA が保有する 一件書類の利用 (3)

- IPEA が保有する文書：
 - 選択官庁: IPEAの有する一件書類はIBに送付され、選択官庁に代わってそれらを一般利用可能にするが、IB によって公開の対象又は公衆アクセス可能な一件書類から省略された情報はこの利用の対象とはならない
 - 第三者: 利用不可 (第38条)

DO/EO が保有する一件書類の利用 (1)

- 国際公開前: 出願人又は出願人の承諾を得た者のみ DO 又は EO が保有する文書を利用可能
- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:
 - DO が保有する文書:
 - DO が国際出願の写しを受領した後、第三者はすべての文書を利用可能 (第30条)

DO/EO が保有する一件書類の利用 (2)

- 国際公開後、適用される国内法令によって定められた場合に限り:
 - EO が保有する文書:
 - 1998年7月1日以降に出願された国際出願:
 - EO が国際出願の写しを受領した後、第三者はすべての文書を利用可能 (第30条)
 - 1998年7月1日までに提出された国際出願:
 - 第三者は第 I 章の手続に関するすべての文書を利用可能だが、通常、第 II 章の手続に関する文書は利用可能ではない



受理官庁 (RO) に対する支払手数料

- 送付手数料
- 国際出願手数料 (IB 向け)
- 調査手数料 (ISA 向け)
- 30枚を超える用紙毎の手数料 (IB 向け)
- 優先権書類のための手数料
- 後払手数料
- 遅延提出手数料 (国際出願の翻訳文)
- 優先権の回復の請求のための手数料
- 文書の写しのための手数料

(破線で囲まれた手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際調査機関 (ISA) に対する支払手数料

- 追加調査手数料
- 異議申立手数料 (該当する場合)
- 文書の写しのための手数料
- 遅延提出手数料 (配列リストの提出)

(上記手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際事務局 (IB) に対する支払手数料

- 早期公開のための手数料 (ISR 作成前)
- 拒否された明白な誤記の訂正の請求の公表のための手数料
- 遅れた優先権の主張の補充/追加の請求の公表のための手数料
- 文書の写しのための手数料
- 補充調査手数料 (SISA 向け)
- 補充調査取扱手数料

(上記手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際予備審査機関 (IPEA) に対する 支払手数料

- 予備審査手数料
- 取扱手数料 (IB 向け)
- 後払手数料
- 追加審査手数料
- 異議申立手数料 (該当する場合)
- 文書の写しのための手数料
- 遅延提出手数料 (配列リストの提出)

(破線で囲まれた手数料は、特定の状況においてのみ支払う)

国際段階において支払われない手数料

PCT では、以下についての支払手数料は発生しない:

- 方式上の欠陥の補充のための期間の延長の請求に対する手数料
- クレーム手数料 (国際出願時、又は国際段階中にクレームが追加された場合)
- 特定の通知への遅れた応答に対する手数料 (例、補充又は書面による見解の求め)
- 規則 91に基づく明白な誤記の訂正の請求の提出に対する手数料
- 規則 92の2に基づく出願人、発明者等に関する変更の記録要請に対する手数料

手数料の支払の期限 (1)

■ 第 I 章:

- 送付手数料、国際出願手数料、調査手数料:
RO による国際出願の受理の日から1ヶ月
(規則 14.1(c)、15.4 及び16.1(f))
- 国際出願が規則 19.4に基づき RO/IB に送付された場合につ
いての特別の規定 (規則 19.4(c))

手数料の支払の期限 (2)

■ 第 II 章:

- 予備審査手数料及び取扱手数料:
IPEA による国際予備審査の請求書の受理の日から1ヶ月又は
優先日から22ヶ月の期間のいずれか遅く満了する期間内 (規則
57.3及び 58.1(b))
- 国際予備審査の請求書が規則 59.3に基づく管轄 IPEA に送付
された場合についての特別の規定 (規則 57.3 及び 58.1(b))

手数料の支払に関するセーフガード

- 受理官庁に支払う送付手数料、国際出願手数料、調査手数料に関して (規則 16の2.1(d))
- IPEA に支払う取扱手数料、予備審査手数料に関して (規則 58の2.1(d))
- 手数料が適用される期間の満了後であるが、当該官庁又は機関による更なるアクションの前に支払われた場合、手数料は適用される期間内に支払われたものとみなす
- ある官庁が他の官庁のために徴収した手数料を IB を介して移転することを許容 (PCT規則15、16、57 及び 96)

未払手数料の支払いの求め (第 I 章) (規則 16の2)

- 手数料 (例、送付手数料、調査手数料、国際出願手数料) が適用される期間内に支払われなかった場合:
 - RO は、求めの日から1ヶ月以内に未払の手数料を支払うよう出願人に求める; 及び、
 - RO は未払の手数料の額の50%の後払手数料を求めることができる (最小: 送付手数料、最大: 国際出願手数料の50%)
- RO は、調査手数料が支払われるまで、調査用写しを ISA に送付しない (規則 23.1(a))
- 手数料が未払いの場合、最終的に:
 - 国際出願は RO により取下げられたものとみなされる

未払手数料の支払いの求め (第 II 章) (規則 58の2)

- 手数料 (例、予備審査手数料、取扱手数料) が適用される期間内に支払われなかった場合：
 - IPEA は、求めの日から1ヶ月以内に未払の手数料を支払うよう出願人に求める；及び、
 - IPEA は未払の手数料の額の50%の後払手数料を求めることができる (最小：取扱手数料、最大：取扱手数料の2倍)
- 手数料が支払われるまで審査は開始されない (規則 69.1(a)(ii))
- 手数料が未払いの場合、最終的に：

予備審査手数料、取扱手数料、及び該当する場合、後払手数料を賄うために必要な手数料の支払が不足している場合、IPEA は、国際予備審査の請求が提出されなかったものとみなし、その旨宣言する

受理官庁による手数料の払戻し (規則 15.4 及び 16.2)

- 国際出願日が認められない場合、又は、国の安全に関する規定により国際出願が国際出願として取り扱われない場合： 国際出願手数料、調査手数料
- 国際出願が取下げられ、又は、取下げられたものとみなされた場合：
 - IB への記録原本の送付前： 国際出願手数料
 - ISA への調査用写しの送付前： 調査手数料
- 他の手数料について (例、送付手数料)、又は表示された期間外の場合、特定の状況において払い戻される手数料もある (管轄官庁・機関に確認すること)

IPEA による手数料の払戻し

- 取扱手数料：全額払戻し（規則 57.4）
 - IPEA が国際予備審査の請求書を IB に送付する前に、国際予備審査の請求が取り下げられた場合
 - 規則 54.4に基づき、国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合
- 予備審査手数料：状況及び IPEA により、100%を上限とする払戻し
 - 国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合（規則 58.3）
 - 国際予備審査の開始前に国際予備審査の請求が取り下げられた場合（IPEA 及び WIPO の IB との取決め）；詳細は、PCT 出願人の手引 国際段階、国際予備審査機関（附属書E）を参照

注意 – 登録手数料についての詐欺的な支払請求

- PCT 出願人及び代理人が、IB 以外の者から PCT に基づく国際出願の手続とは関係のない手数料請求書を受けるケースがある
- そのような請求書においていかなる登録サービスが提供されたとしても、WIPO 又は WIPO による公式出版物とは全く無関係
- 国際公開は、IB によって別途の手数料なしに提供されるものであり (<https://patentscope.wipo.int>)、上記サービスは出願人に新たな価値をもたらすものではない
- このような紛らわしい請求書の例について、次のリンク先のウェブサイトから閲覧可能：
http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.htm



PCT における補正

- 第19条に基づく補正
- 第34条に基づく補正
- 補正の方法
- 国内段階移行の際の補正

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

第19条に基づく補正 (規則 46) (1)

- 国際調査報告及び ISA の書面による見解の受領後、請求の範囲を1回だけ補正できる
- 補正された請求の範囲は出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない (第19条(2)) (しかし、この時点ではこの要件を満たすか否かはチェックされない)
- 補正書には説明書を添付することができる (19条(1) 及び規則 46.4)
- 通常の場合、国際調査報告及び ISA 見解書の送付の日から2ヶ月以内に提出されなければならない (規則 46.1)

第19条に基づく補正 (規則 46) (2)

- IB に直接提出する (規則 46.2)
- 一般的に、仮保護の範囲 (適用される場合) をより明確に規定するために用いられる
- 国際出願の一部として出願時における請求の範囲とともに優先日から18ヶ月経過後に公開される (規則 48.2(f))

第34条に基づく補正 (規則 53.9及び66.3乃至66.9) (1)

- 第 II 章に基づく国際予備審査において、明細書、請求の範囲及び図面の補正が可能
- 補正書は以下の時期に提出すべきである
 - 当該補正に基づいた審査のために、国際予備審査請求書とともに (規則 53.9)、又は、
 - 遅くとも国際予備審査請求書の提出期間 (規則 54の2.1(a)) が経過する前に
- 留意事項: 審査官がさらなる見解書や報告書の作成を開始した後に補正書が提出された場合は、その補正書を考慮に入れる必要はない (規則 66.4の2)

第34条に基づく補正 (規則 53.9及び66.3乃至66.9) (2)

- 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない (第34条(2)(b))
- 補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされた場合には、国際予備審査報告はその補正がされなかったものとして作成され、当該報告にはその旨を表示する
- また、当該報告にはその開示の範囲を超えてされた補正と認める理由を記載する (規則 70.2(c))

国際段階での補正の種類と比較

第 I 章 (第19条)

- 全ての指定官庁に有効
- 請求の範囲のみ
- ISR 及び ISA 見解書の受領後に提出
- IB に直接提出 (ISAではない)
- IB による方式審査
- IB によって国際出願の一部として公開
- 撤回しない限り IPEA の審査の基礎となる

第 II 章 (第34条)

- 全ての選択官庁に有効
- 明細書、請求の範囲、図面
- 望ましくは国際予備審査請求書とともに、又は IPEAによる審査中に提出
- IPEA に直接提出
- IPEA による方式及び実体審査
- 補正書は IPEAと出願人との間で秘密であり、国際段階では公開されない
- 差替えのない限り IPEAの審査の基礎となる

補正の方法 (規則 46.5及び 66.8)

- 第19条又は第34条に基づいた請求の範囲の補正を行う場合、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない
- 出願人は出願時における国際出願中の補正の根拠を示さなければならない、さもなければ、補正がなかったものとして IPRP (第 II 章) が作成される
- 一部の請求の範囲を削除する場合、残りの請求の範囲の再番号付けは要求されない
- 請求する補正の内容を説明する添付書簡が求められる
- 更なる詳細: 実施細則第205号

第19条に基づく補正を含む差替え用紙

- 受理官庁には提出しないこと
- IB に直接提出しなければならない (ePCTの利用が推奨される)
- 明白な誤記の訂正 (規則 91) は19条補正と区別されなければならず、ISA に直接提出する

第34条に基づく補正を含む差替え用紙

- ePCT において国際予備審査請求書を作成する際に提出可能
- もしくは、管轄 IPEA に直接提出しなければならない
- 明白な誤記の訂正 (規則 91) は34条補正と区別されなければならない

国内段階移行の際の補正 (第28条、第41条、規則 52及び78)

- 明細書、請求の範囲及び図面の補正が可能
- 期限 = 通常、国内段階移行の要件を満たしてから少なくとも1ヶ月 (すなわち、第22条又は第39条(1) に基づく期限からではない)
- 各国の国内法令によってはさらに遅い期限を適用
- 指定官庁及び選択官庁ごとに異なる補正が可能
- 通常、国内段階で必要となる請求の範囲に対する手数料は国内段階に移行したときの有効な請求の範囲の数に基づいて計算される

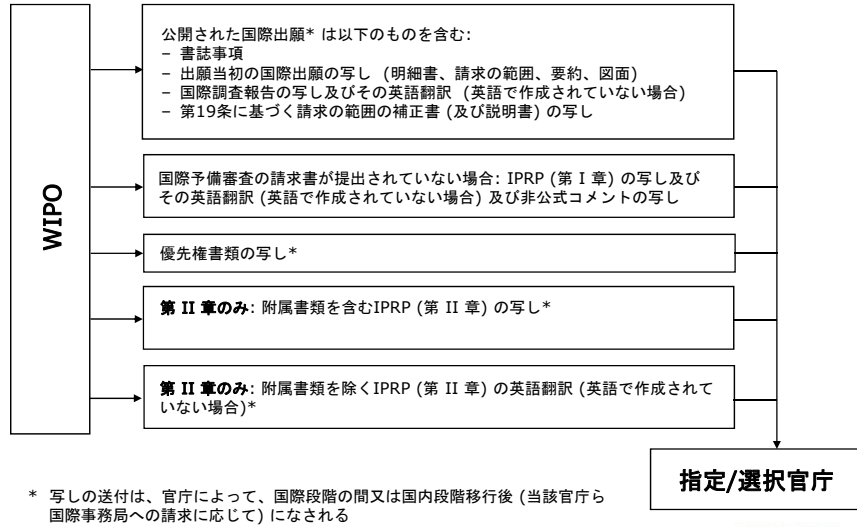


出願人が取りうる国内段階移行の決定

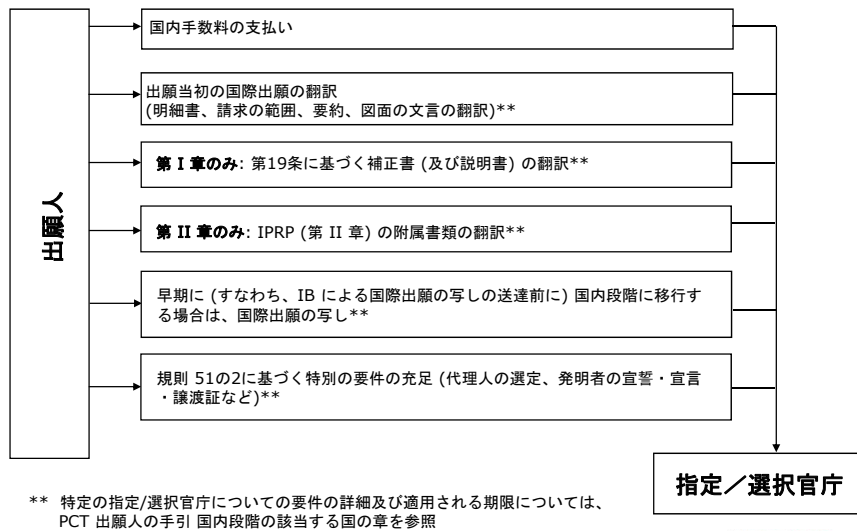
- 判断
 - 国際出願の手続を継続するか中止するか?
- いつ
 - 優先日から30ヶ月の期間の経過前 (31ヶ月又はそれ以上の場合もある)
 - 第 I 章に基づく?*
 - 第 II 章に基づく?
 - 早期国内移行?
- どこへ (指定/選択官庁に限られる)
 - いずれかの国内官庁
 - いずれかの広域官庁

* LU 及び TZ に対しては引き続き20ヶ月の移行期限が適用される

国際事務局によって行われる行為



出願人によって行われる行為



国内段階移行期限

国際段階における以下の手続の遅延に関係なく期限は適用される：

- 国際調査報告及び ISA の書面による見解の作成の遅延
- 国際予備審査の遅延
- 特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の作成の遅延
- 特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の翻訳作成の遅延

一般的な国内的要件 (第22条(1) 及び第39(1)(a))

- 要件：
 - 翻訳文（該当する場合）
 - 国内手数料の支払
 - 特別の状況の場合には、国際出願の写し
- 第22条(1)に規定された期間：優先日から30ヶ月
 - 追加の期間について、PCT 出願人の手引 国内段階の概要を参照
 - 例外について、以下参照
www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html
- 第39条(1)(a)に規定された期間：優先日から30ヶ月
 - 追加の期間について、PCT 出願人の手引 国内段階の概要を参照

特別な国内的要件 (第27条及び規則 51の2.1)

- 規則 51の2.3に規定された期間:
 - 第22条又は第39条に規定された国内段階移行期限内に、要件が満たされていない場合:
 - DO による求め
 - 当該求めから少なくとも2ヶ月

規則 51の2.1に基づく特別の要件の例 (1)

- 発明者による宣誓又は宣言 (USのみ):

対応する申立てを国際段階において又は DO/EO に対して直接提出している場合、DO/EO/US は、その申立ての真実性の合理的な疑義がある場合以外に文書や証拠を求めることはできない
- 譲渡書類 (優先権や出願に関する):

対応する申立てを国際段階において又は DO/EO に直接提出している場合、DO/EO は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合以外に文書や証拠を求めることはできない

規則 51の2.1に基づく特別の要件の例 (2)

- 優先権書類の翻訳は次の場合に求めることができる (規則 51の2.1(e))):
 - 優先権の有効性が発明の特許性判断に関連する場合
 - 引用による補充の場合
- 国内代理人の選任及び委任状の提出
- 翻訳又は出願に関する書類の複数部の写しの提出
- 国際出願の認証翻訳文 (翻訳の正確さに合理的な疑義がある場合のみ)

PCT 出願により簡略化された 国内的要件 (1)

- 優先権書類
 - IB が優先権書類の写しを DO/EO に送付しているため、出願人が優先権書類を提出する必要はない
 - DO/EO が優先権書類の写しを受領していない場合、IB にその写しを請求しなければならない (出願人には請求しない)
- 図面
 - 図面に翻訳すべき文言が含まれていない場合、DO から出願された図面の写しを要求されることは少ない
 - 図面に翻訳すべき文言が含まれている場合、翻訳された文言を含む図面一式を提出する必要がある

PCT 出願により簡略化された 国内的要件 (2)

- 国際出願の法的な又は認証された翻訳は必要ない
 - 単なる翻訳は要求される
 - 一部の官庁 (例えば、AU, GB, IN, NZ, SG, ZA) は「検証された (verified)」翻訳を要求している
- 国内段階移行には特別な様式の使用を必要としない (しかし、使用することを強く推奨)

DO/EO への書類の送達 (規則 93の2)

- 送達、通知、通信又はその他の書類の国際事務局から DO/EO への送付は、その官庁による請求によってのみ、且つ、当該官庁が特定する時に行われる
- 多くの DO/EO は、出願人が当該官庁に対して国内段階移行した後にも関連する書類の大部分を受領している
- 現在、ほとんど全ての PCT 締約国は公開された国際出願のフルテキストを収録した DVD を受領している

国際事務局による優先権書類の写しの提出 (規則 17.2(a))

- 国際事務局は優先権書類の写しを指定官庁に提供する：
 - 請求に基づいて
 - 出願人が第23条(2)に基づく早期処理の明示の請求を行った場合以外、国際公開後
- ほとんど全ての官庁は出願が当該官庁に対して国内段階移行された後に優先権書類の写しを請求する
- 欧州特許庁のみが全ての優先権書類の写しを体系的に受領している

国内段階移行の準備のための 推奨事項 (1)

- 必要な場合、国際出願の翻訳文の準備のための十分な時間を残す
- 現地代理人に、提出済みの(関連)書類の写しを送付: 国際公開公報、国際調査報告及び ISA 見解書、国際予備審査報告、優先権書類; これらの書類は、現地代理人による現地特許庁(国内官庁)への提出が要求されているものではない点に留意

国内段階移行の準備のための 推奨事項 (2)

- 特定の国内法令に基づき適用される追加のクレーム手数料又は他の手数料の支払を避けることを望むのであれば、国内実務に従って、出願及びその補正を準備しておくこと
- いくつかの指定/選択官庁はより長い国内段階移行期限を設定しているが、(管理システム等において) 全ての官庁に対して、移行期限の設定を30ヶ月と記録しておくことが望ましい
(www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html
第22条(1)に基づく例外を参照)

覚えておきたいいくつかの助言

- 国内段階移行期限を忘れずに監視する
 - 国際段階の遅延に関係なく適用される
- 当該出願が国内段階に移行予定である、例えば、国内直接出願ではない旨の表示を行う
- 国際出願の翻訳文は正しく、完全なものにしなければならない(主題を追加、及び/又は、削除することはできない)
- 必要な手数料の支払(国内直接出願に適用される額と異なる可能性がある)

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (1)

- 特定のDO/EOにおいて、出願人が第22条又は第39条(1)に基づく国内段階移行期限を徒過した場合に適用される：
 - 期間が遵守されなかったことが故意でない場合
又は、(官庁の選択により)
 - 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず期間が遵守されなかった場合

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (2)

- 出願人は、以下の期限のうちいずれか早く満了する期間内に権利の回復の請求を提出し、国内段階に移行する：
 - 国内段階移行の期限を遵守できなかった理由がなくなった日から2ヶ月、又は、
 - 国内段階移行の期限の満了の日から12ヶ月

DO/EOにおける権利の回復 (規則 49.6) (3)

- さらに長い期間及び/又はさらなる要件が国内法令によって適用される
- さらなる詳細は、PCT 出願人の手引 国内段階の各 DO/EO に関する記載を参照

規則 49.6に基づく権利の回復が適用されない DO/EO

- 国内法令との不適合に関し、規則 49.6(f)に従って通知がなされた官庁:

| | | | |
|----|------|----|----------|
| CA | カナダ | LV | ラトビア |
| CN | 中国 | MX | メキシコ |
| DE | ドイツ | NZ | ニュージーランド |
| IN | インド | PH | フィリピン |
| KR | 大韓民国 | PL | ポーランド |
- これら官庁に適用される国内法令は、別の形態で権利の喪失に対する保護規定を用意している可能性がある – 詳細は、PCT 出願人の手引 国内段階の各 DO/EO に関する記載を参照

権利の喪失の保護に関する追加のケース

- 規則 49.6に基づく(最小限の)保護以外: 期間が遵守されなかったことによる遅滞についての指定/選択官庁の許容(第48条及び規則 82の2)
- RO 又は IB による誤りの指定/選択官庁による訂正(規則 82の3)
- 指定/選択官庁による再検査、及び、指定/選択官庁に対する訂正の機会(第24条(2)、第25条、第26条、第39条(3)、第48条、規則 82の2、規則 82の3)



取下げ

第 I 章における取下げ (1) (第24条(1)(i) 及び規則 90の2)

- 対象は?
 - 国際出願、指定 (保護の特定の種別も)、優先権の主張
- いつ?
 - 優先日から30ヶ月の期間の満了前
- どのように?
 - 全ての出願人、その代理人、又は選任された共通の代表者によって署名された取下げ通知 (様式PCT/IB/372の利用を推奨) を RO 又は IB に提出

第 I 章における取下げ (2) (第24条(1)(i) 及び規則 90の2)

- 効果:
 - RO 又は IB の受領時に取下げの効力を生じる
 - 国内段階手続又は審査が既に開始されている場合、指定官庁において取下げの効力は生じない
 - 国際出願又は指定の取下げは:
 - 該当する指定官庁における手続が終了し、その国の国内出願の取下げと同様の結果となる
 - 国際公開の技術的準備の完了前に国際事務局が取下げの通知を受理した場合、国際公開されない (公開回避のために間に合った場合に取下げがなされることを条件とすることができる)
 - 優先権の主張の取下げ: 取下げの結果、優先日に変更が生じる場合、まだ満了していない期間は変更された優先日から起算する

第 II 章における取下げ (1) (第37条及び規則 90の2)

- 対象は?
 - 国際出願、指定、国際予備審査請求、選択、優先権の主張
- いつ?
 - 優先日から30ヶ月の期間の満了前
- どのように?
 - 全ての出願人、その代理人、又は選任された共通の代表者によって署名された取下げ通知 (様式PCT/IB/372の利用) を次の官庁・機関に提出:
 - 国際出願又は優先権の主張の取下げの場合、RO、IB 又は IPEA
 - 国際予備審査請求又は選択の取下げの場合、IB

第 II 章における取下げ (2) (第37条及び規則 90の2)

- 効果:
 - 該当する機関 (前ページ参照) の受領時に取下げの効力を生じる
 - 国内段階手続又は審査が既に開始されている場合、DO/EO において取下げの効力は生じない
 - 国際予備審査請求又は選択の取下げ: 第 I 章の国内移行の期間の満了後の取下げは、該当する国について国際出願が取下げられたものとみなされる
 - 優先権の主張の取下げ: 取下げの結果、優先日に変更が生じる場合、まだ満了していない期間は変更された優先日から起算する



微生物に係る発明

- 完全な開示要件を満たすための試料の寄託：
 - 多くの国内法令においては、特許出願において公衆に利用可能になっていない生物材料への言及がなされる場合、当該材料の試料を公認の微生物株保存機関に寄託することが要求されている
- 特許手続上の微生物寄託の国際承認に関するブダペスト条約（ブダペスト条約）
 - ブタペスト条約の基づき、国際寄託当局（IDA）への寄託の締結国による承認を提供
- IDAは、PCT出願人の手引の附属書Lに記載された全てのPCT締結国によって、当該国がブタペスト条約の締結国であるか否かにかかわらず、承認される

寄託すべき時期

- 多くの官庁が、PCT出願の出願日前に寄託が行われていることを、要求している
- なお、寄託の遅れは、優先日から12ヶ月の期間の満了後に優先権主張を伴うPCT出願を行う弁明にはならない(優先権の回復は機能しない)
- 官庁によっては、PCT出願が優先権主張を伴う場合、当該優先権出願の出願日前に寄託が行われていること、及び、当該優先権出願においても寄託された生物材料への言及がなされていることが、要求される(例、BY, CN, US)

PCT出願における寄託された生物材料への言及 (規則13の2)

- 指定国の国内法令によって要求されている場合のみ、PCT出願において要求される(通常は発明の完全な開示に必要)
- *PCT出願人の手引*の「生物材料の寄託」(附属書L)には、生物材料寄託に関する規定を含む国内法令を有する指定国の要件についての情報が含まれており、当該寄託された生物材料について、いつ・どのように言及すべきかについて記載されている

寄託された生物材料への言及における表示の届出の期限(規則13の2.4)

- 出願時における国際出願の一部として (明細書に): 規則 13 の2.3(a)(i)から(iv)に従って言及
- 優先日から16ヶ月以内、又は、国際公開のための技術的準備の完了日前: 国際出願の一部ではない寄託生物材料に関するさらなる言及
- 早期国際公開の請求の場合: 国際公開のための技術的準備の完了日前

明細書における寄託された生物材料への言及

- PCT規則13の2.3に従い、言及には次の事項を表示する：
 - 寄託対象である寄託機関の名称及びあて名
 - 当該寄託機関に生物材料を寄託した日付
 - 当該寄託機関が寄託について付した受託番号
 - 生物材料の特徴に関する関連情報
- 通常、明細書の最初の段落に含まれている
- 代わりに、様式PCT/RO/134をこの目的で利用することが可能であり、明細書の用紙として番号が付される

明細書以外で寄託された生物材料への言及を行う方法

- “expert solution”（専門家のみへの試料の分譲）に関する陳述
- 出願人が寄託者でない場合、出願人が生物材料への言及、及び公衆に利用可能とする権利を有することについての寄託者による陳述
- 様式BP/4：IDAによる受理の確認
- 様式BP/9：生存陳述書
- 上記の書類は全て、IBによって国際出願と共に公開される

“expert solution”（規則13の2.6）

- 特定の指定官庁において、出願人は、請求人により推薦された専門家へのみ試料分譲されることを請求する権限を有する
- 様式PCT/RO/134には、そのような表記を行うためのスペースが設けられている
- 当該請求は、国際公開の技術的準備が完了する前にIBに到達していなければならない
- また、官庁によっては、国際公開前に当該官庁に直接通知することを、出願人に要求している（例、DO/AU、DO/DE、DO/DK）

出願人と試料の寄託者が異なる者である場合

- この場合、DO/GB、及び、DO/EP は次の陳述書を要求している
 - 優先日から16ヶ月以内又は国際公開の技術的準備が完了する前に、
 - 寄託者の氏名（名称）及びあて名を言及に含めるとともに、
 - 寄託者が出願において寄託された生物材料への言及を行う権限を出願人に与えており、寄託された材料が公に入手可能となる旨の留保不能かつ撤回不能な同意を出願人に与えていることを特定した陳述書
- 上記手続を怠った場合、出願は、不十分な開示を理由として、国内段階で拒絶される可能性がある

規則 13の2によって対象とされる言及の種類

- ブダペスト条約に基づく寄託への言及のみ、PCT規則 13の2に基づく生物材料への言及として取り扱われる
- 欧州共同体植物品種庁によって発行された植物品種権の登録の証明書は、ブダペスト条約及び規則 13の2の対象とはならない
- 規則 13の2に基づく生物材料以外への言及は国際出願の一部として公開されないが、PATENTSCOPE 上の「国際事務局において保管されている関連書類」で利用可能

ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列リストの表示（其の1）

- 関連規定：
 - PCT規則5.2および49.5(a)の2)
 - 実施細則第208号及び附属書C
- 国際出願が配列リストに含まれることが要求される開示ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列を含む場合、明細書はWIPO標準ST.26に準拠した配列リスト部分を含まなければならない（2022年7月1日より前に出願された出願には、WIPO標準ST.25が適用される）

ヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列リストの表示（其の2）

- 正しいフォーマット(XML)で提出されたものだけが、明細書の配列リスト部分として認められる
 - 電子出願の場合：
 - 配列リストを含んだ別のXMLファイルで提出
 - 紙出願の場合：
 - XML形式の配列リストを含む物理的媒体を提出
- 受理官庁(RO)は、ファイル形式(XML)が正しいか否かの確認だけを行う
- 標準に準拠した配列リストであれば、国際段階の全てのRO、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)、及び国内段階の全ての指定官庁／選択官庁で受理されなければならない

ST.26の適用対象

- 2022年7月1日以降の**出願日**を有する全ての特許出願が、ST.26の適用対象となる：

- 優先日は基準ではない！



- 2022年6月30日以前の出願日を有する出願には、今後もST.25が適用される：



配列リストの言語要件(規則12)

- 言語依存フリーテキストのみが対象となる
- どのROであるかによって、どの言語が認められるかが決まる
 - 出願本体の言語と異なる場合がある
 - 国際事務局(IB)がROの場合には、あらゆる言語が認められる
- ROは、2以上の言語を認める場合がある：
 - 英語+別の言語
- ROとしてのIBへの送付については、規則19.4に基づく

配列リストを後から提出する場合

- 明細書の配列リスト部分（規則5.2(a)）
 - 引用による補充
 - 国際出願の補充（20.5(a)(i)）又は国際出願の訂正（規則20.5の2(a)(i)）
 - → 国際出願日に変更になる
- 調査目的だけの提出（規則13の3）？

調査目的の配列リスト（規則13の3.1） (1)

- 国際機関は、出願人に、標準に準拠した配列リストを、下記に従って提出するよう求める場合がある：
 - ISAが認める言語で、
 - 当初の開示を超えない内容であることを述べた陳述書、および
 - 遅延提出手数料とともに
- 標準に準拠した配列リストを出願人が提出しなかった場合、ISAは、配列リストなしで有意義な調査を行うことのできる範囲のみを調査対象としてよい

調査目的の配列リスト（規則13の3.1） （2）

- 調査用に提出された配列リスト（規則13の3）は、国際出願の一部を構成するものではない
- ISAは、規則13の3の下での配列リストを国際事務局に転送し、PATENTSCOPEで閲覧することができる状態にする

国際公開

- 明細書の配列リスト部分は、XML形式の別ファイルとして公開される
- WIPOは、PATENTSCOPEに、配列リストのリーダー（読出）機能を組み込む予定である

国内段階での要件 (規則13の3.3および49.5(aの2))

- 指定官庁（DO）や選択官庁（EO）は、WIPO標準ST.26に準拠した配列リスト以外の配列リストは要求しない
- 官庁は、配列リストに含まれるフリーテキストの翻訳文を提出するよう要求する場合がある：
 - 配列リストに含まれるフリーテキスト用の言語として官庁が認める言語の翻訳文で
 - さらに、データベースプロバイダから要望された場合には、英語の翻訳文で

WIPO Sequenceソフトウェア

- WIPO Sequence (ユーザ向け)
 - WIPO開発の無料デスクトップツールであり、ST.26に準拠した配列リストの作成、検証及び出力を支援します。
 - www.wipo.int/standards/en/sequence/index.html
 - 上記のページから最新情報を確認できます。
- 出願前に必ず配列リストを検証することを忘れないでください！



手續上のセーフガード (1)

- 非管轄受理官庁による受理官庁としての国際事務局への国際出願の送付 (規則19.4)
- 欠陥の補充の求め (方式上の欠陥、優先権主張)
- 受理官庁による期間の延長 (手数料の支払、優先権主張の補充及び/又は追加の場合を除く)
- 未払又は不足の手数料についての支払の求め (規則16の2、規則58の2)
- 引用により含める旨 (規則20)

手続上のセーフガード (2)

- 優先権の回復 (規則26の2.3、規則49の3)
- 明白な誤記の訂正 (規則91)
- 公開の回避を目的とした出願の取下げ
- 出願の公開の遅延及び/又は国内移行期限の延期を目的とした優先権主張の取下げ
- 文書又は手数料が到達すべき期間の末日が国内官庁又は機関の就業日でない日又は法定の休日に当たる場合における当該期間の延長 (規則80.5)
 - 官庁・機関の閉庁日 (WIPOウェブサイトに掲載) :
<https://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

手続上のセーフガード (3)

- 出願人に発送された郵便の遅延: 「7日ルール」 (規則80.6)
- 出願人が発送した郵便物の遅延又は亡失: 「5日ルール」、書留航空郵便及び運送事業機関 (規則82.1)
- 所定の期間内に国内段階移行を行わなかった場合の権利の回復 (規則49.6)
- 期間が遵守されなかったことによる遅滞についての指定/選択官庁による許容 (48条、規則82の2)
- 指定/選択官庁によるRO又はIBの誤りの訂正 (規則82の3)
- 指定/選択官庁による検査 (24条、25条、26条)

手続上のセーフガード (4)

- 不可抗力によりRO、ISA、SISA、IPEA又はIBに対する期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容 (規則82の4.1)
 - 該当する機関は、以下に関する証拠が十分であると認められる場合には、規則上の期間の不遵守による遅滞を許容する
 - 戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災、感染症の流行、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由により期間が遵守できなかった場合であって、
 - 当該期間の満了後6ヶ月以内に上記事由を示す証拠が提出された場合
 - 該当する機関は、期間の不遵守による遅滞を正当化する特別な事象の発生について認識している場合には、必要な証拠の提出を免除することができる
 - 各機関は、免除措置の条件の設定・公表を行う
 - 条件を満たす場合には、出願人は証拠を提出する必要なし。遅滞の許容を請求して、当該遅滞が免除措置の対象となる旨を陳述すればよい

手続上のセーフガード (5)

- 不可抗力によりRO、ISA、SISA、IPEA又はIBに対する期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容 (規則82の4.1) (続)
 - 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
 - すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

手続上のセーフガード (6)

- 官庁が認める電子的通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞の許容 (規則82の4.2)
 - 予測不能なサービス停止又は予定されたメンテナンス等、各官庁が認める電子的通信手段の不通により期間が遵守されなかった遅滞を、当該官庁が許容することを認める
 - 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
 - すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

手続上のセーフガード (7)

- 規則82の4.2に定める期間不遵守による遅滞を許容するRO、ISA、IPEA及びIBに関する情報は、IBによってPCT公報に公表される
 - 国際事務局 (RO/IBを含む) での期間の不遵守による遅滞は、ePCTシステム又はPCT緊急用アップロードサービスが国際事務局の特定の就業日において最低1時間継続して不通となった場合に許容される可能性がある。その場合、出願人は以下の要件を満たす必要がある。
 - 上記事由によって期間を遵守できなかったことを示して遅滞の許容を請求すること
 - 遅滞した行為を、ePCT又はPCT緊急用アップロードサービスが回復した後のIBの翌就業日に行うこと

手続上のセーフガード (8)

- RO、ISA、SISA、IPEA又はIBは、以下に関する証拠が十分であると当該機関が認める場合に、規則上の期間の不遵守による遅滞を許容する
 - 出願人が、当該機関が認める電子的通信手段のいずれかの不通により期間を遵守できなかったことを示して、遅滞の許容を請求し、且つ
 - 当該機関において、前述の電子的通信手段が出願人がアクセスを試みたときに不通であったことを認め、且つ
 - 遅滞した行為が、前述の電子的通信手段が回復した後の翌就業日に行われたこと
- 電子的通信手段の不通 (予測不能なサービス停止または予定されたメンテナンス) が生じた場合、当該機関は
 - 不通が生じた期間を含む不通についての情報を公表する
 - 不通をIBに通知し、IBはその情報をPCT公報で公表する

手続上のセーフガード (9)

- 全般的な混乱に起因する各機関による期間の延長 (規則82の4.3)
 - 以下の場合において、規則82の4.1 (a) に掲げる事象による全般的な混乱に起因して期間の不遵守による遅滞が発生する場合に、機関は、延長期間を設定することができる
 - 当該機関の業務に影響を及ぼす場合であって、
 - これにより当事者が当該機関に対する行為を行うことが妨げられる場合
 - 延長期間は、2ヶ月を超えないものとする
 - 全般的な混乱が継続する場合には追加の延長を設定することができる (最長で2ヶ月)
 - 当該機関は、延長期間又は追加の延長期間の日付を公表するとともに、国際事務局にその旨を通知する
 - IBは、その情報を公報で公表する

手続上のセーフガード (10)

- 全般的な混乱に起因する期間の延長 (規則82の4.3) (続)
 - 該当する機関において係属中の期間は、当該機関が公表した決定に従って自動的に延長される
 - 本規則は、以下の期間には適用されない
 - パリ条約に基づく12ヶ月の優先期間
 - 国内段階移行期限
 - すでに国内段階が開始されている指定官庁においては、遅滞の許容を考慮する必要はない

MM9

2022年7月1日発効のPCT規則改正

2022年7月1日発効のPCT規則改正 (1)

■ PCT規則5、12、13の3、19.4及び49の改正

- 配列表の基準が標準ST.25から標準ST.26に変更
- 実施細則の関係箇所の変更及び附属書Cの全面的な修正 (WIPO標準ST.25から標準ST.26への移行)
- 配列表は、XMLデータ形式による提出が必須
- 配列表内の言語依存フリーテキストは、明細書本文で繰り返し記載することは不要
- フリーテキストは複数の言語で記載可能
- 各配列に追加の必須qualifier値
- ST.26では追加の配列型の記載が必要

2022年7月1日発効のPCT規則改正 (2)

■ PCT規則5、12、13の3、19.4及び49の改正 (続き)

- フリーテキストの言語または電子形式が受理官庁が認めるものではない場合、出願はRO/IBに送付される

■ 「WIPO Sequence」デスクトップツール

- 出願人がST.26に準拠した配列表を作成するために利用可能
- ダウンロード:

<https://www.wipo.int/standards/ja/sequence/index.html>

■ 改正は2022年7月1日以降に出願される国際出願に適用

- 国内出願でも2022年7月1日以降の出願ではST.26に準拠した配列表が必要

2022年7月1日発効のPCT規則改正 (3)

■ PCT規則82の4の改正

- 緊急時に該当する事由に「感染症 (epidemic)」を追加
- 官庁の判断で、規則82の4.1で求められる遅延事由を証明する書面の提出を免除することが可能
- 官庁が全般的な混乱に直面して業務に支障を来すときは、官庁の判断でPCT規則に定める期間の延長をすることが可能

- 改正は、2022年7月1日以降に満了するPCT規則に規定される期間に適用される

最近の進展

最近の進展

- PCT ハイライト
- ライセンシングの利用可能性
- 第三者情報提供
- PATENTSCOPE
- WIPO Pearl
- PCT Direct
- PCT と PPH
- PCT協働調査及び審査

PCT ハイライト

- PCT 制度の最近、及び今後の動向についてのハイレベルな概説であり、より詳細な情報、データベース、ビデオなどへのリンクを提供する
- 特に経営層や法律家を対象
- PCT ハイライトのメーリングリストに登録すれば更新のお知らせを受信可能
- <http://www.wipo.int/pct/en/highlights/index.html>

ライセンスの利用可能性 (1)

- 自身の国際出願に関するライセンスに関心のある出願人は、国際事務局に対して、この情報を PATENTSCOPE で表示するよう請求することが可能:
 - どのように? 出願人は「ライセンスによる利用可能性の表示請求」を ePCT の “アクション” 機能を利用して IB に提出
 - もしくは、様式 PCT/IB/382 を利用可能
 - いつ? 出願時、又は、優先日から30ヶ月以内
 - 無料
 - 出願人はライセンスによる利用可能性の表示請求を重複して提出可能、又は、すでに提出された請求を更新することが可能 (優先日から30ヶ月以内)

ライセンスの利用可能性 (2)

- ライセンスによる利用可能性の表示は国際出願の国際公開後に公衆に利用可能
- ライセンスによる利用可能性の表示は、PATENTSCOPE の「書誌情報」タブにおいて、提出された請求にリンク付けされ閲覧可能
- PATENTSCOPE でライセンスによる利用可能性の表示を含む国際出願を検索可能
- 「書誌情報」タブに示されたライセンスによる利用可能性の表示は、出願人によって、優先日から30ヶ月以降であっても、いつでも取り消すことが可能

第三者情報提供 – 主な特徴

- 第三者は新規性及び進歩性に関する先行技術文献を提出可能
- ePCT を用いたウェブ上のシステム、又は PATENTSCOPE 上のウェブフォームを用いる
- 無料
- 提出期限は優先日から28ヶ月まで
- 出願人は優先日から30ヶ月まで情報提供に対する反論を提出可能
- 匿名による第三者情報提供が可能
- 第三者が提供した文献は、PATENTSCOPE で閲覧可能とはならないが、国際機関や国内官庁は利用可能

第三者情報提供 – IB の役割

- スパムのチェック
- 情報提供を受けた出願人への通知
- PATENTSCOPE で提供情報を利用可能にする
- 提供情報、引用文献、出願人の反論を国際機関、指定官庁に送付する
- 2012年7月からサービス開始

PATENTSCOPE

- 公開10言語 (+モバイルバージョン) でのインターフェースが利用可能
- “書類” タブに、新たな “調査及び審査関連書類” セクションが含まれる
- 65ヶ国以上の国内段階移行情報
- 55以上の検索可能な国内及び広域特許コレクションへのアクセス
- https を介しての PATENTSCOPE への安全なアクセス
- WIPO 翻訳
 - 高度に技術的な特許文献を、一般的な使用方法を厳密に反映した書式と構文で第二言語に変換可能な、ニューラル機械翻訳技術に基づく翻訳ツール
- 多言語検索 (Cross-Lingual Expansion : 多言語への拡張)
 - 1つの言語で用語を入力するだけで、幾つかの言語での用語/連語及び異形/異綴語も検索可能であり、その他の言語での特許文献を検索可能にする当該用語の異形/異綴語や翻訳を提案する

JA
Presentation-337
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO Pearl

- 特許文献で使われている科学技術用語にアクセス可能な多言語の専門用語ポータルサイト
- PCT 全10言語で利用可能
- 科学技術知識の検索と共有を容易にすることで、言語横断的に用語の正確で一貫性のある使用を推奨するのに役立つ
- 全てのコンテンツを信頼性の評価点で検証
- PATENTSCOPE に統合
- 詳細は以下のウェブサイトを参照:
www.wipo.int/reference/en/wipopearl

JA
Presentation-338
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

“PCT Direct” (1)

- 新しいサービスの提供
 - EPO が2014年11月1日から
 - イスラエル特許庁が2015年4月1日から
 - フィンランド特許登録庁が2019年4月1日から
- PCT 手続の間、出願人は同じ官庁により作成された優先基礎出願についての調査報告書で提示された特許性の問題について対処することが可能
- ISA に対する手続きの効率と質の向上が目的
- 詳細は EPO のウェブサイトを参照：
www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/09/a89.html
- 詳細はイスラエル特許庁のウェブサイトを参照：
www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/PCT/News/Pages/PCTDirect.aspx
- 詳細はフィンランド特許登録庁のウェブサイトを参照：
https://www.prh.fi/en/asiakastiedotteet/2019/P_17863.html

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-339
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

“PCT Direct” (2)

- 要件
 - 非公式コメントは PCT 出願と共に以下の受理官庁に提出
 - ISA/EP, ISA/FI 又は ISA/IL を選択した場合は何れの RO でも可
 - ISA/EP、ISA/FI 又は ISA/IL を選択
 - 以下の官庁により調査された先の出願の優先権を主張する PCT出願
 - ISA/EP (最初のEPO出願又は最初の国内出願)¹
 - ISA/FI
 - ISA/IL
- 様式
 - 非公式コメントは PDF 形式の単一文書の “PCT Direct Letter” の形式で提出し、PCT 願書様式 (様式PCT/RO/101) の第 IX 欄の “その他” に “PCT Direct/非公式コメント” と表示

¹ EPO はフランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、イタリア、トルコ、ギリシャ、キプロス、マルタ、サンマリノ、リトアニア、ラトビア及びモナコの国内調査を実施

WIPO | PCT
The International
Patent System

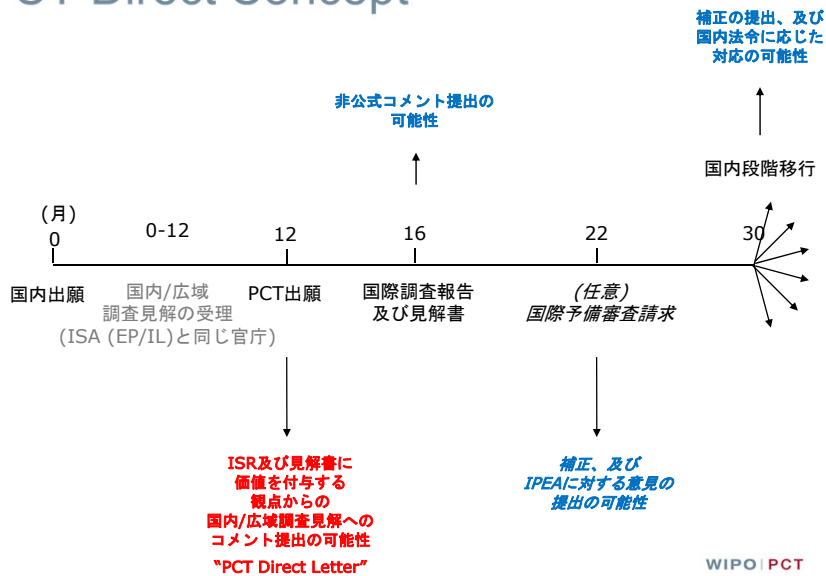
JA
Presentation-340
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

“PCT Direct” (3)

- 非公式コメントは、
 - PCT 出願の請求の範囲の特許性に関する意見
 - 出願書類、特に請求の範囲における、先の出願と比較したすべての修正に関する説明を含む (例えば、マークアップの写し)
 - 優先基礎出願で作成された調査見解で提示された異議を解決する目的
 - PCT 出願の一部ではないが、PATENTSCOPE にて閲覧可能

PCT Direct Concept



特許審査ハイウェイ (PPH) と PCT

- 国際機関の作成した肯定的な見解 (ISA や IPEA の見解書、IPRP (第 I 章又は第 II 章)) に基づく国内段階での早期審査
- 条件:
 - 少なくとも一つのクレームが新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の PCT の基準を満足すると ISA 又は IPEA によって判断され、且つ、
 - 全てのクレームが PCT の基準を満足すると見なされたクレームと十分に対応すること (PCT出願のクレームと同一又は類似の範囲を有するか、PCT出願のクレームよりも狭い範囲)
- グローバル PPH と PCT:
 - グローバル PPH 試行プログラムは2014年1月に開始
 - 既存の PPH ネットワークを簡略化する単一の適用要件によりユーザの利便性を向上

JA
Presentation-343
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

特許審査ハイウェイ (PPH) と PCT

- グローバル PPH は既存の二国間の PPH 協定を補完する
- PCT-PPH に関するウェブサイト:
www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html
- PPH ポータルサイト:
www.jpo.go.jp/ppph-portal/index.htm
- 手続と様式については参加官庁のウェブサイトを参照
- PCT-PPHを利用された際のご意見などを IB にお送りください
pct.legal@wipo.int

JA
Presentation-344
27.06.2023

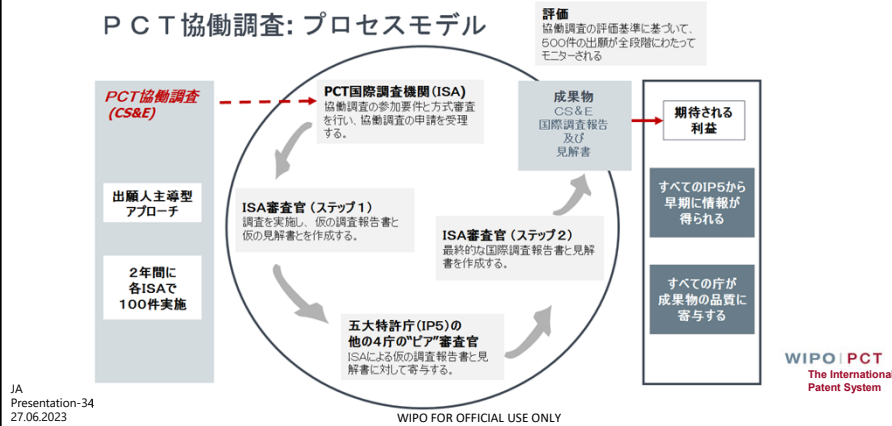
WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 協働調査及び審査

- PCT 協働調査及び審査の第3次試行パイロット
- IP5 オフィス (EPO, USPTO, JPO, CNIPA, KIPO)
- 2年間で1 オフィスあたり100 出願

PCT 協働調査: プロセスモデル



仲裁調停センター (AMC)

- 当事者間の商業上の紛争処理のための代替手段 (裁判より時間と費用の面で効果的) を提供する独立した公平な機関
- 知的財産やその他の商業上の紛争について、調停、仲裁、専門家による決定といったサービスを提供
- 少なくとも一方の当事者が公開された PCT 国際出願の出願人又は発明者として記載されている場合 (紛争との関係は求められない)、AMC の登録及び実施手数料の25%軽減
- 手数料計算
www.wipo.int/amc/en/calculator/adr.jsp



WIPO | PCT
The International
Patent System

■ 出願人向けのePCTサービス
(2023年4月)

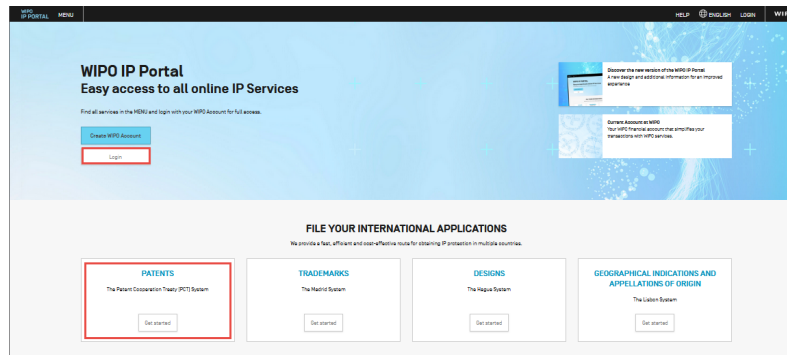
WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ePCTとは

- WIPOが出願人と官庁に対してPCTに関するオンラインサービスを提供するために開発したWebポータル (<https://pct.wipo.int>)
- ユーザーインターフェイス (UI) は全てのPCT公開言語で利用可能
- 国際事務局で管理されるPCT出願に関して、直接かつ安全に手続を行うことができる
- 86のPCT受理官庁に対してePCT出願 (ePCT-Filing) による出願が可能
- 出願人は国際事務局及びePCT参加官庁に対して、様々なPCT手続を電子的に実行可能 ("アクション"機能)

WIPO IP Portal – ePCTの統合 (1)

■ WIPO IP Portal



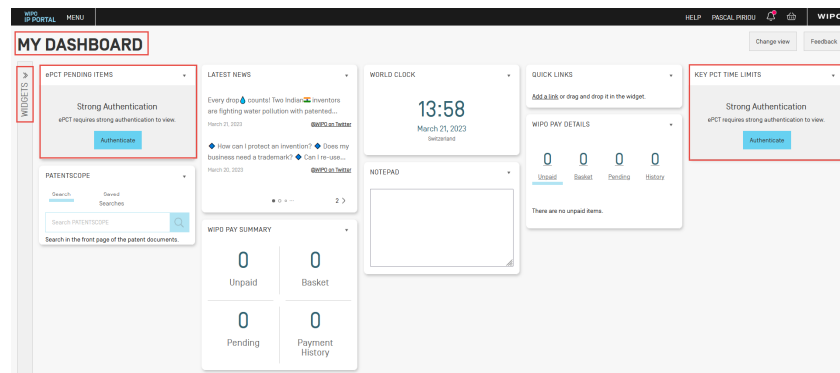
JA
Presentation-349
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO IP Portal – ePCTの統合 (2)

■ ダッシュボード (例) – ユーザーが自由にカスタマイズ可能



JA
Presentation-350
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO IP Portal – ePCTの統合 (3)

■ メニュー – IP Portalのどの画面からでもアクセス可能

The screenshot shows the WIPO IP Portal menu with several items highlighted and arrows indicating navigation paths:

- MY FAVORITES** (highlighted)
- PATENTS** (highlighted)
- TRADEMARKS** (highlighted)
- DESIGNS** (highlighted)
- GEOMATICAL INDICATIONS** (highlighted)
- PLANT VARIETY PROTECTION** (highlighted)
- DIGITAL EVIDENCE** (highlighted)
- ASSISTANCE PROGRAMS** (highlighted)
- MEDIATION AND ARBITRATION** (highlighted)
- DOMAIN NAME DISPUTE RESOLUTION** (highlighted)
- PAYMENTS** (highlighted)
- Search** (highlighted)
- File & Manage** (highlighted)
- ePCT** (highlighted)
- PCT Reference Data Look Up** (highlighted)
- PCT eServices Help** (highlighted)
- Digital Access Service (DAS) for Applicants** (highlighted)

Additional text in the screenshot includes:

- What are you looking for?
- HELP PASCAL PIBROU WIPO
- Close
- eMadrid – your digital gateway to international trademark protection
- WIPO Lex
- WIPO Academy
- WIPO GREEN
- WIPO | PCT The International Patent System
- JA Presentation-351 27.06.2023
- WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO IP Portal – ePCTの統合 (4)

■ ePCTの新ホームページ

The screenshot shows the new ePCT homepage with the following content:

- WIPO'S GLOBAL PATENT GATEWAY FOR FILING AND MANAGING PCT APPLICATIONS**
- Log in to ePCT** button
- LATEST ePCT NEWS** (MAJOR updates to ePCT released on 01 Apr 2021)
- DID YOU KNOW?** (Get data in real time to request a change)
- WHAT IS ePCT?** (ePCT is a secure browser-based system available in the 10 languages of publication offering a wide range of functions for applicants, IP Offices and third parties. Users with the relevant access rights can login to ePCT using their WIPO Account to access the latest bibliographic data and documents as recorded at the International Bureau (IB), including before publication. Login with strong authentication is required to access confidential information.)
- WHY USE ePCT?** (Applicants can file new international applications to WIPO, update PCT documents, and manage all subsequent processes using ePCT. IP Offices can use the online functions hosted and maintained by WIPO to perform their functions as receiving Office (RO), International Searching Authority (ISA), International Preliminary Examining Authority (IPEA) and/or designated Office (DO), potentially economizing both the effort and expense required to develop their own electronic systems.)
- BENEFITS OF ePCT**
 - WORLDWIDE COVERAGE**: Web-based system in 10 languages with no software to install or update. [Learn More](#)
 - TRUSTED & SECURE**: Secure access to live PCT data & documents on record at the IB. [Learn More](#)
 - CONFIDENTIALITY**: Access rights model for secure collaboration with trusted associates. [Learn More](#)
- WIPO | PCT The International Patent System
- JA Presentation-352 27.06.2023
- WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

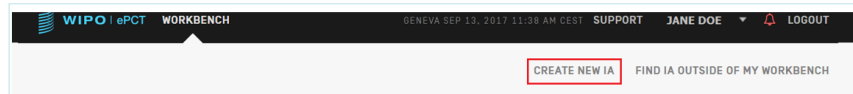
ePCT – 高度な認証あり/なし

- **WIPOユーザアカウント** (ユーザ名+パスワード) を使って、ePCT及びWIPOのその他のオンラインサービスにアクセス可能
 - 新規アカウントの作成: <https://www3.wipo.int/myaccount/en/>
- **高度な認証なし**でログインした場合
 - 限定的な機能: ドキュメントアップロード等
 - 紙による書類提出の実用的な代替手段
- **高度な認証**を用いてログインした場合
 - 追加の認証手順を経ることで、PCT出願の作成と提出をはじめとするePCTの全機能にアクセス可能になる
<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/landing.xhtml>
 - 2009年1月1日以降のPCT出願 (公開前のものを含む) にアクセス可能

高度な認証方法

- **ベストプラクティス**: 少なくとも2つの認証方法を設定しておく
 - **プッシュ通知**: モバイル端末に ForgeRock Authenticator アプリをインストールし、プッシュ通知を受信
 - **アプリ**: モバイル端末の認証アプリでワンタイムパスワード (OTP) を生成 (モバイル端末が使用できない場合はPCの認証アプリ (例: WINAUTH) を使用)
 - **SMS**: 携帯電話でワンタイムパスワードが記載されたSMSメッセージを受信、又は固定電話でワンタイムパスワードを受信
 - **電子証明書**: WIPOの電子証明書を取得してアップロード (EPO電子証明書スマートカードも利用可能)
- ePCTヘルプページから、設定方法の解説やビデオチュートリアルが閲覧可能 <https://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>

ePCT出願



- 全てのPCT出願人が利用できるウェブベースのPCT出願サービス
- 願書様式を全てのPCT公開言語で作成可能
- 入力データの即時検証 (国際事務局の電子処理システムに照らした検証)
- 画面に表示される手順に従いデータを入力することで、一部のデータ入力の簡略化が可能
- ePCT出願に関する詳細情報は以下を参照
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=567>

RO/IBに対するePCT出願

- 全てのデータ及び書類がePCTにアップロードされ、検証が行われる
- RO/IB出願については、国際事務局に対する支払いの即時オンライン決済が可能 (クレジットカード又はWIPO当座預金口座からの引落し)
 - 出願時 (又は出願後) にスイスフラン、米ドル、ユーロ建ての支払いが可能
- 同日付の補充が可能: ROのタイムゾーンの深夜24時まで可能 (RO/USについては2ステッププロセスのため、この手続は認められない)
- ePCT上で出願データへのアクセスを開始するのに、記録原本の送付を待つ必要がない

ePCTを使ったRO/USに対する出願

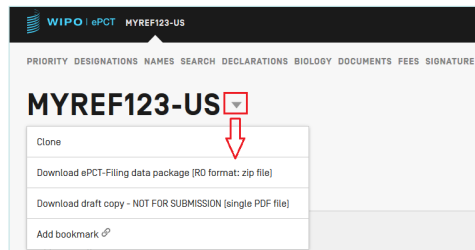
- 旧PCT-SAFEソフトウェア (2022年7月に段階的に廃止) の機能と同様に、PCT願書 (PCT/RO/101) を作成してデータ検証を行い、ZIPファイル形式でダウンロードしてEFS-WebやPatent Centerで利用することが可能
- 書類の添付はできないので、ePCTで作成した関連書類 (例: RO/134、委任状) は、PDF形式でダウンロードしてからEFS-WebやPatent Centerにアップロードする必要がある
- 明細書、請求の範囲、要約及び図面のページ数 (該当する場合) の記入
- [ePCTとEFS-Webを併用したRO/USへの出願 \(英語\)](#)

米国出願用のデータパッケージのダウンロード

- 必要であれば (外部の署名取得など)、仮の下書きの写し (提出不可) をZIPファイル又は単一PDFファイル形式でダウンロード可能
- 出願の下書きが完成したら、"確認してパッケージを作成"の機能を利用してパッケージをダウンロードし、ROのウェブサイトにはアップロードする
- ePCTのデータ検証結果の有効性を保つために、可能な限り、同日中にROのウェブサイトにはアップロードすることが望ましい
 - 後日アップロードする場合は、検証結果の有効性に影響を及ぼす可能性があることに留意
 - 出願時に忘れずにZIPファイルをROのウェブサイトにはアップロードする

米国出願用のデータパッケージの再ダウンロード

- USPTOのウェブサイトへのアップロード用にダウンロードしたZIPファイルがPC内で見つからない場合には、書類記号の横に表示されるドロップダウンメニューから、RO提出用の形式のパッケージを再度ダウンロード可能



国際出願の複製

- 既存の出願データや出願の下書きを"複製"して、新規の国際出願を作成可能
- ePCTで国際出願を作成してある場合:
 - 既存の出願データ (下書きも含む) の書誌情報をテンプレートとして再利用できる
 - 明細書や添付書類を新規出願に含めることも可能 (米国以外)
 - 例外 (複製不可): 配列表、発明者である旨の申立て (iv)、国際出願本体の翻訳文

署名 (1)

- ePCTアクセス権の保有者 (eOwner又はeEditor) は、権限のある署名者 (出願人又は代理人) とは別
- 出願人や代理人が必ずしもePCT上のeOwner又はeEditorになる必要はない
- ePCT出願及びePCTのオンラインアクションやアップロードの実行には、出願人又は代理人の署名が必要 (例: 規則92の2に基づく変更届、国際予備審査請求、19条補正、取下げなど)

署名 (2)

- 署名は、テキスト形式の署名を行うか、又は署名を含む画像ファイルをアップロードする (米国以外)
- 権限のある署名者の署名がなされた書類を添付して示すことも可能
- "外部の署名"機能を利用して、ePCTのアクセス権がない者が、ePCTで作成された書類に署名することが可能 (例えば、代理人はePCTのアクセス権を取得していないが、パラリーガルがePCTで作成した書類の承認と署名を行う必要がある場合)
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=992>
- ヘルプページの動画を参照
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=926>

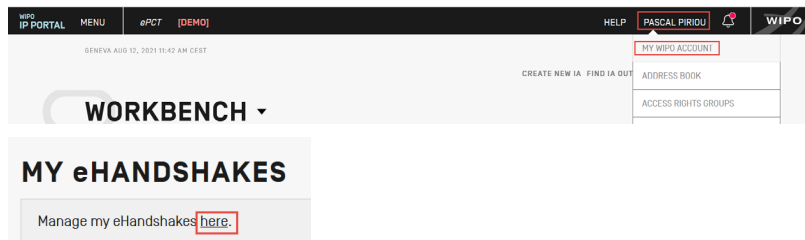
eHandshake (1)

- ePCT上でPCT出願へのアクセス権を共有する最初のステップ
- 高度な認証を用いてePCTを利用するWIPOユーザアカウント間で、アクセス権を共有するための準備段階として、互いに信頼できる関係であることを確認する作業
- eHandshakeを実行することでアクセス権が自動的に共有されるわけではなく、別途アクセス権付与の設定を行う必要がある(ただし、デフォルトでアクセス権を付与するように設定することは可能)

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=695>

eHandshake (2)

- eHandshakeは、WIPOユーザアカウントのアカウント情報ページから管理可能。
ナビゲーションバーに表示されるユーザの名前をクリックし、ドロップダウンメニューからアカウント情報のメニューを選択して移動する。



eHandshake (3)

■ 新規のeHandshakeの申請

- 相手のカスタマーIDを知っている場合は、所定の欄に入力して申請

REQUEST NEW eHANDSHAKE

Enter the Customer ID of the user to whom you want to send an ehandshake request.

Customer ID *
user_CH_PIRIOU_PASCAL_0044

Request ehandshake

- 相手のカスタマーIDを知らない場合には、自分のカスタマーIDを相手にメールで送信し、相手の方で設定できるようにする

INITIATE eHANDSHAKE

Your Customer ID is user_CH_PIRIOU_PASCAL_0044. Send Customer ID by e-mail to an associate to initiate an ehandshake request.

WIPO | PCT
The International
Patent System

アクセス権の種類

■ eOwner

- ePCT上でPCT出願を完全に管理可能
- 実際にPCT出願を提出した出願人、代理人、若しくはその他の者 (例: パラリーガル、アシスタント、秘書)、又は既存のeOwnerからアクセス権限を付与された者

■ eEditor

- アクセス権の付与や管理はできないが、全ての手続を実行可能

■ eViewer

- 閲覧とダウンロードのみ可能

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=694>

WIPO | PCT
The International
Patent System

アクセス権グループ (1)

- アクセス権を共有するアクセス権グループの設定
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=542>
 - 新規国際出願の作成時
 - 既存の出願の複製時
 - EPOのオンライン出願ソフト又はJPOのPASを使った出願に伴うeOwnershipコードの申請時
 - アクセス権の編集時

アクセス権グループ (2)

WIPO IP PORTAL MENU ePCT [DEMO] HELP PASCAL PIRIOU WIPO

GENEVA AUG 12, 2021 12:08 PM CEST

CREATE NEW IA FIND IA OUT

MY WIPO ACCOUNT
ADDRESS BOOK
ACCESS RIGHTS GROUPS

WORKBENCH -

ACCESS RIGHTS GROUPS Close

Create a group of eHandshake users to whom you would like access rights to be assigned when you create a New IA (or become eOwner by using a confirmation code).
If you create more than one group, you will be prompted to select the group to which you would like to assign access rights.
IMPORTANT - To remove all existing ePCT access rights for an eHandshake user, use the function 'Remove all ePCT rights' via your eHandshakes list. [here](#)

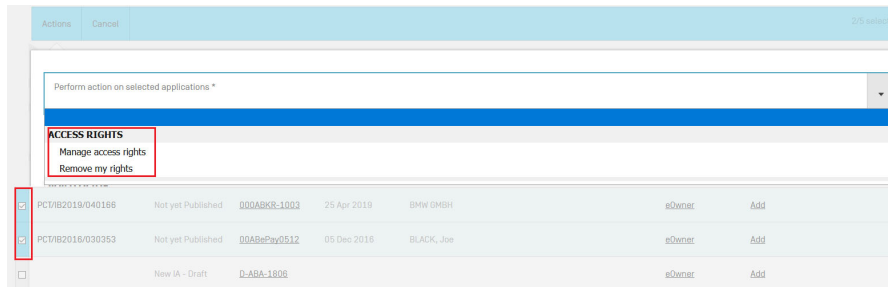
Add access rights group History

| | |
|-------------------------|----------------------------------------------------|
| ▶ Name of group Geneva | |
| ▶ Name of group Webinar | 🗑️ Rename ✎ |
| ▶ Name of group WIPO | ✎ |

Access Rights Group

アクセス権の付与と管理 (1)

- eOwnerは、ワークベンチから、又は各出願の"アクセス権"の項目から、他のユーザに対するアクセス権の付与/修正/削除が可能 (ワークベンチからは複数の出願への一括設定が可能)



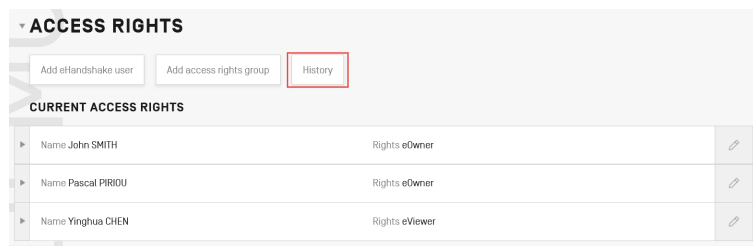
JA
Presentation-369
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

アクセス権の付与と管理 (2)

- ベストプラクティス: アクセス権管理を円滑に進めるために、常に少なくとも2人のeOwnerを設定しておく
- PCT出願へのアクセスが不要になったPCTユーザ (例: 名義変更や代理人の変更、辞任など) については、アクセス権を削除する必要がある
- 全てのアクセス権変更の全履歴が閲覧可能



JA
Presentation-370
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

ePCT出願時のアクセス権取得

- ePCTで出願する場合は、アクセス権を自動的に取得できる
- eHandshakeを交わした相手、又はアクセス権グループに対して、アクセス権の付与が可能(出願前も可能)
- デフォルトのアクセス権グループを設定しておくことで、設定に基づく自動的なアクセス権付与も可能

出願後のアクセス権取得 (1)

- アクセス権の取得申請は国際事務局に送信されなくなり、代わりに、記録上の出願人/代理人の通知のあて名となっている電子メールアドレスに送信される

FIND IA OUTSIDE OF MY WORKBENCH

| | |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| International Application Number * PCT/IB2022/040040 | International Filing Date * 01/02/2022 |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

Reason *

- Request access rights
- Upload Documents
- View contents
- Third Party Observations

出願後のアクセス権取得 (2)

- ePCTはユーザのWIPOユーザアカウントに登録されている電子メールアドレスと、国際事務局の記録上の出願人/代理人の通知のあて名となっている電子メールアドレスを照合する
 - アドレスが一致した場合、そのユーザ (及び申請時に選択されたアクセス権グループ) に自動的にアクセス権が付与される
 - アドレスが一致しない場合、そのユーザはオンラインフォームを使って、出願人/代理人に対してアクセス権の取得を申請するよう促される
 - 出願人/代理人は、リンクを使って専用のページに移動し、アクセス権の取得申請を承認又は拒否する

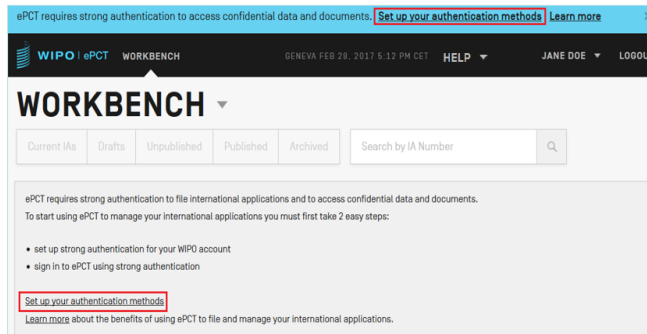
出願後のアクセス権取得 (3)

- よくある質問 (FAQ):
 - [出願後に国際出願に対するアクセス権を取得する方法 \(英語\)](#)
- チュートリアル動画 (英語):
<https://multimedia.wipo.int/wipo/en/pct/request-access-rights-after-filing-2023-01-23-480p.mp4>

ePCTワークベンチ (高度な認証なしの場合)

- 初めて使うユーザには、空のワークベンチと、高度な認証を設定するためのリンクが表示される

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=544>



WIPO | PCT
The International
Patent System

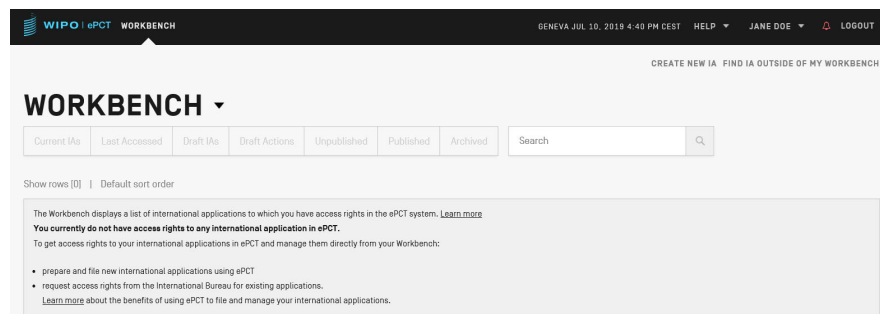
JA
Presentation-375
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ePCTワークベンチ (高度な認証なしの場合)

- 高度な認証を使ってログインすることで、ワークベンチの利用を開始できる

- ePCT出願 (ePCT-Filing) 機能を使って新規出願を作成
- 既存の出願を検索し、ePCT上のアクセス権取得を申請
- eHandshakeで繋がったeOwnerにアクセス権を付与してもらう

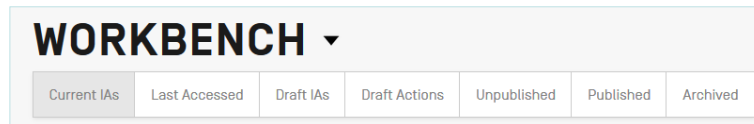


JA
Presentation-376
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

ワークベンチの機能 (1)

- ワークベンチでは、ショートカット・ボタンを使って、予め設定された7種のフィルタを適用してステータスごとに出願を表示できる

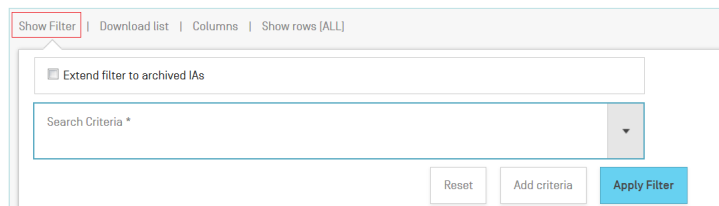


- 優先日から32か月を経過した出願があった場合、ePCTにログインした際に、アーカイブ化を促すメッセージが表示される

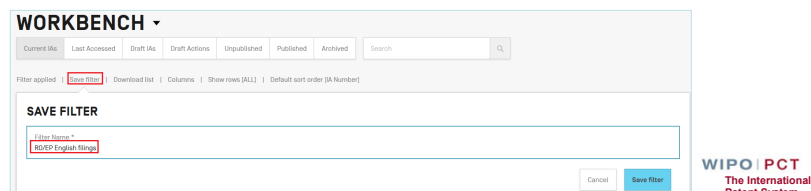
Consider archiving IAs for which the 30 month time limit (end of the international phase) has expired +2 additional months for entry into national phase in certain designated Offices. [Archive](#)

ワークベンチの機能 (2)

- 様々な検索条件の組み合わせをフィルタとして適用可能 (検索範囲をアーカイブまで拡張可能)



- よく使う検索条件の組み合わせをお気に入りとして保存することも可能



ワークベンチの機能 (3)

- ワークベンチの表示項目 (列) は、ドラッグ&ドロップで順序を変えたり、表示/非表示の項目を変更できる (保存して設定を維持可能)
- ワークベンチのアイテム一覧はエクセル形式でダウンロード可能
- 出願を選択 (複数可) すると、アクション・バーが表示され、アクセス権の管理、アーカイブ化、ポートフォリオへの移動など様々な操作を実行できる

The screenshot shows the 'WORKBENCH' interface with a table of patent applications. The table has columns for IA Number, IA Status, File Ref, Priority, IFO, Applicant Name, My Rights, and My Comments. The first row is highlighted, and the 'Actions' button is visible above it.

| IA Number | IA Status | File Ref | Priority | IFO | Applicant Name | My Rights | My Comments |
|------------------|-------------------|----------|-------------|-------------|----------------------|-----------|-------------|
| PCTAM2018/080001 | New IA - R0 Phase | ANN-AM | 01 Nov 2017 | 04 Apr 2018 | BEN HELDGAR, Mohamed | sOwner | Add |

- 国際出願番号や書類記号、アクセス権のリンクをクリックすると、その出願のデータが表示される

ポートフォリオ

- PCT出願をグループ分けするためにユーザが自身のために個人的に作成できる仮想フォルダ
- ポートフォリオとは基本的に、ユーザの任意で出願をグループ分けして特定のグループの出願のみ表示するためのフィルタ機能
- ポートフォリオから出願を削除したりポートフォリオ自体を削除したりしても、仮想的グループ分けが削除されるのみで、出願自体は削除されない
- ワークベンチ表示とポートフォリオ表示の切替
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=546>

PCT出願の表示

- 出願の各セクションに移動するためのショートカットが表示

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=830>

WIPO | PCT PCT/IB2017/080020

DATA DOCUMENTS ACTIONS ACCESS RIGHTS TIMELINE HISTORY

1234567 PCT/IB2017/080020

IA Status: Not yet Published Int. Filing Date: 23 Jan 2017 ISA/EP Search copy not yet sent

Applicant(s) ABC COMPANY (+1)
Inventor(s) SMITH, John

Portfolio Team at IB PCT RO/IB Team Language of Filing EN

- ▶ DATA
- ▶ DOCUMENTS
- ▶ ACTIONS
- ▶ ACCESS RIGHTS
- ▶ TIMELINE
- ▶ HISTORY

WIPO | PCT
The International Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

JA
Presentation-381
27.06.2023

国際出願番号のドロップダウンメニュー

- 多数の便利な機能に素早くアクセスが可能

<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=833>

DATA DOCUMENTS ACTIONS ACCESS RIGHTS TIMELINE NATIONAL PHASE HISTORY

A10RIADH PCT/IB2017/080337

- Archive
- Add to Portfolio
- Warning Message
- My Comments
- Clone IA
- View draft IA as filed via ePCT
- IA Status Report (PDF)
- IA Status Report (XML)
- History
- Add bookmark

Int. Filing Date 07 Nov 2017

Team at IB PCT RO/IB Team

WIPO | PCT
The International Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

JA
Presentation-382
27.06.2023

データ (書誌情報)

- PCT出願の最新の書誌情報を閲覧できることに加えて、国際公開のフロントページのレイアウト・プレビューも可能
- 国際公開/再公開の予定日に関する情報
- "国際出願ステータスレポート" (IASR) として書誌情報をPDF又はXML形式で取得可能
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=877>
- 国際出願の出願言語がアラビア語、中国語、日本語、韓国語又はロシア語の場合、英語の書誌情報に加えて、上記言語での書誌情報も閲覧可能

書類 (1)

- 国際事務局で記録・保管されている書類に加えて、RO、ISA、IPEAとして行動するePCT参加庁に対して提出した書類も閲覧可能
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=532>

| DOCUMENTS | | | | |
|-------------------------------------------------------------|--------|-------------------|-------------|--|
| RECORD AS HELD BY THE IB | | | | |
| Documents [Doc ID] | Source | Status | Date | |
| E Filing Transmission Receipt (11) , 1 page | ePCT | Processed | 06 Mar 2017 | |
| ePCT Message (9) , 1 page | RO | Not yet processed | 06 Mar 2017 | |
| Application Body as Filed (2) , 4 pages | ePCT | Not yet processed | 06 Mar 2017 | |
| DOCUMENTS FOR ISA/EP | | | | |
| Documents [Doc ID] | Source | Status | Date | |
| ePCT Cover Letter (10) , 1 page | ePCT | Copy as received | 07 Mar 2017 | |
| Request for Rectification (11) , 1 page | ePCT | Copy as received | 07 Mar 2017 | |
| DOCUMENTS FOR IPEA/EP | | | | |
| Documents [Doc ID] | Source | Status | Date | |
| Chapter II Demand for IPEA (13) , 6 pages | ePCT | Copy as received | 07 Mar 2017 | |
| ePCT Cover Letter (12) , 1 page | ePCT | Copy as received | 07 Mar 2017 | |

書類 (2)

- "さらに表示"をクリックして、各種書類のステータス、PATENTSCOPEでの公開状況、並びに書類履歴情報 (利用可能な場合) を表示

▼ RECORD AS HELD BY THE IB

| Documents (Doc ID) ☺ | Source ☺ | Status ☺ | PATENTSCOPE ☺ | Date ▼ | | |
|-----------------------------------|----------|-------------------|--------------------|-------------|------|------|
| Validation Log [L] 1 page | ePCT | Not yet processed | Pending process... | 02 May 2... | View | More |
| [RO/1011 Request form [E] 3 pages | ePCT | Not yet processed | Pending process... | 02 May 2... | View | More |
| Fee Calculation Sheet [S] 1 page | ePCT | Not yet processed | Pending process... | 02 May 2... | View | More |

Document : Fee Calculation Sheet[S]
 Status : Not yet processed
 Available on PATENTSCOPE : Pending processing
 View document as it will be rendered at the IB

02 May 2019 Ann BARDINI Import

JA
Presentation-385
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

書類 (3)

- "閲覧"ボタンをクリックして、IBの電子システムで記録されている (処理及び公開で使用される) TIFF形式の書類を同じブラウザ上で閲覧可能

- DOCUMENTS

Upload

▼ RECORD AS HELD BY THE IB

| Documents (Doc ID) ☺ | Source ☺ | Status ☺ | PATENTSCOPE ☺ | Date ▼ | | |
|----------------------------------|----------|-------------------|--------------------|-------------|------|------|
| Fee Calculation Sheet [S] 1 page | ePCT | Not yet processed | Pending processing | 25 Jan 2019 | View | More |

DATA DOCUMENTS FEES AND PAYMENTS ACTIONS ACCESS RIGHTS TIMELINE NATIONAL PHASE HISTORY

▼ DATA

Print

VALIDATION REPORT

Report generated on 18 Mar 2019 at 16:44:00 CET

GENERAL INFORMATION

International Application Number PCT/IB2019/080028 Applicant/Agent's file reference: 123456789012345678901234567890123456

INTERNATIONAL PUBLICATION

Fee Calculation Sheet [S]

1234567890123456789012345 1/1

PCT (ANNEX - FEE CALCULATION SHEET)
 (Original in Electronic Form)
 (This sheet is not part of and does not count as a sheet of the information.)

| | | | |
|--------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|--------------|
| 0 | For receiving Office use only | | |
| 0-1 | International Application No. | PCT/IB2019/080028 | |
| 0-2 | Date stamp of the receiving Office | | |
| 0-4 | Form PCT/IB2019 (Annex) PCT Fee Calculation Sheet | | |
| 0-4-1 | Processed Using | WPCT-Filing Version: 4.009 MT/IFOP 2019012 | |
| 0-9 | Applicant's or agent's file reference | 123456789012345678901234567890123456 | |
| 2 | Applicant | ABC COMPANY | |
| 12 | Calculation of prescribed fees | Fee amount(s)/tick | Total amount |
| 12-1 | Administrative fee | + | - |
| 12-2-1 | Search fee | + | - |
| 12-2-2 | International search to be carried out by | EP | |

JA
Presentation-386
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

書類 (4)

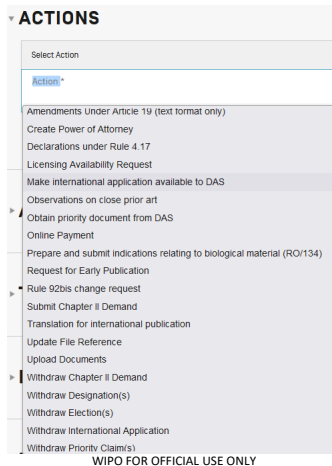
- “アップロード”ボタンをクリックして“ドキュメントアップロード”アクションにアクセスし、IBや、RO又はISAやIPEAとして行動するePCT参加庁に対して書類(主にPDF形式)を送信可能
 - 選択した送信先に応じてアップロードする書類の種類を選択可能
 - カバーレターが自動的に作成されるので、ユーザは連絡事項をメッセージとして追加可能
- 郵送による書類送付に代わる、簡便で安全な書類提出方法
- 送信先の官庁の現在時刻と日付が画面に表示され、それがアップロードされた書類の受領日となる
- アップロード後、書類はePCTの“書類”セクションに表示され、送信先の官庁にはシステム通知が届く

ドキュメントアップロード – 優先権書類

- 電子署名された優先権書類のアップロード
 - 次の官庁によって電子形式で発行された優先権書類についてのみ利用可能:
AT、BR、CZ、FR、GR、IT、PL、PT及びUS
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=838>

アクション機能 (1)

- ePCTで利用可能なアクション機能の全てにアクセスするには、高度な認証を用いてログインし、出願に対してeOwner/eEditorとしてのアクセス権を取得する必要がある



JA
Presentation-389
27.06.2023

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

アクション機能 (2)

- 手続書類をアップロードする代わりに、"アクション"機能を利用する
- 書誌データが予め自動入力されており、自動チェック機能による検証も行われるため、エラー発生リスク回避に役立つ；
手続期限のチェック機能も装備
- アクション機能で提出されたデータや書類は、そのままインポートされて処理される (再度入力されることによる転記エラーの減少)
- 二次的なワークフロー上の利点
 - 出願の取下げのアクションを実行すると、技術的準備完了前の出願については自動的に国際公開が停止される
 - 国際予備審査請求の提出のアクションを実行すると、期限に間に合わせるために必要な場合は、IBに転送される (例: IPEA/AUでは期間が満了した場合)

JA
Presentation-390
27.06.2023

WIPO | PCT
The International
Patent System

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

タイムライン

- 期限への注意喚起のため、画面上部にスイス・ジュネーブの日付と時間が表示される
- PCTの各種期限をチャート形式で図示
- 主要な期日の一覧を表示
- 期限の大半について、電子メール通知を設定可能 (通知設定) <https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=528>

ePCT通知

- 全ての機能を使うためには高度な認証が必要
 - PCT出願のライフサイクルにおいて通知を受けたいイベントを設定可能
 - インフォーマルな注意喚起であり、正式な通知ではない (開発予定)
 - 通知方法 (電子メール、ePCT上の通知、又はその両方) と通知の種類
- フィルタ設定
 - 受信日、開封日、未読通知、日付の範囲
- 一覧からの通知の削除
- 直近500件の通知のみ表示される

多言語アドレス帳

- 出願人、発明者、代理人の連絡先を記録、保管
- アラビア語、中国語、日本語、韓国語、ロシア語での入力時に、アルファベットの文字変換 (音訳) を含めることが可能
- PCT-SAFEやEPOオンライン出願ソフトウェアの既存のアドレス帳 (.csv形式のファイル) をインポート可能
- アクセス権限に基づいたアドレス帳の共有
 - eOwner (編集、閲覧及び共有可能)
 - eEditor (編集及び閲覧可能)
 - eViewer (閲覧のみ可能)

履歴

- 出願に対して全てのePCTユーザが行った全ての手続の一覧
 - フィルタで日付による絞り込み可能
- 初期表示では直近1週間分の履歴が表示される
- ePCT画面上部のユーザの名前の横にあるドロップダウンメニューから、類似機能の"利用履歴"も利用できる
 - 各ユーザの"利用履歴"では、出願に対して自身が行ったアクションのみが表示される

ePCTのデモモード

- <https://pctdemo.wipo.int>
- ePCTに触れ、習熟することができるデモ環境
- ePCTデモモードでは、機密情報や重要なデータを使用しないよう注意が必要
- デモ版を正式版と間違えて使用しないよう注意が必要

ePCTに関するお問い合わせ先 (1)

- ePCTの画面上部に表示される"ヘルプ"メニューを利用
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/support.html>
- よくある質問 (FAQ) とユーザサポート資料
 - ヘルプ情報のデータベース (トピックから検索可能)
 - オンラインチャット (営業時間内) (FAQ回答ページに表示されるボタンからアクセス)
 - ePCTに関するウェビナー
 - チュートリアル動画
- 「緊急用アップロードサービス」(ヘルプページ経由でアクセス可能)により、国際事務局に対してPDF文書を提出可能 (ePCT不通時のみ利用が推奨される)
<https://www.wipo.int/pct/en/epct/learnmore.html?N=1010>

ePCTに関するお問い合わせ先 (2)

- 「PCT参照データ検索」を利用してIBのデータベースに含まれる参考情報の検索が可能: 官庁プロフィール、各官庁の閉庁日、手数料金額などの、システムが検証に用いる情報
- PCT eServicesチーム
 - Tel: +41-22-338-9523
 - E-mail: pct.eservices@wipo.int
 - 月曜日から金曜日の午前9時から午後6時 (ジュネーブ時間)
 - オンラインチャット可能

■
情報の取得

インターネットで利用可能な PCT 関連情報 (1)

- PCT 条約、規則
(www.wipo.int/pct/en/texts/)
- PCT 実施細則
(www.wipo.int/pct/en/texts/)
- PCT 出願人の手引 (毎週更新)
(www.wipo.int/pct/guide/en/)
- PCT Newsletter (毎月)
(www.wipo.int/pct/en/newslett/)
- PCT ハイライト
(<http://www.wipo.int/pct/en/highlights/>)
- PCT 条文索引 (PCT 条約、規則、実施細則、様式、PCT の各種ガイドラインへの参照を提供)
(www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf)
- 公示
(www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-399
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

インターネットで利用可能な PCT 関連情報 (2)

- PCT 受理官庁ガイドライン
(www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html)
- PCT 国際調査・予備審査ガイドライン
(www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html)
- WIPO 標準
(www.wipo.int/standards/en/part_03_standards.html)
- PCT 最小限資料、特許及び非特許文献
(www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-01-01.pdf 及び www.wipo.int/export/sites/www/standards/en/pdf/04-02-01.pdf)
- WIPO 国際事務局と国際調査機関・国際予備審査機関との取決め
(www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

WIPO | PCT
The International
Patent System

JA
Presentation-400
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 出願人の手引 (1)

- 無料で利用可能な、定期的に更新される、ウェブベースの公開情報
www.wipo.int/pct/ja/appguide/
- 詳細な更新情報が無料で毎週送付される電子メールサービス
- 内容:
 - 国際段階
 - 国際出願の作成・提出・手続に関する指示
 - 様式 (願書、国際予備審査の請求書、委任状等)
 - 「附属書」に各締約国、広域官庁、国際機関及び各官庁や機関に関連する情報を掲載

PCT 出願人の手引 (2)

- 内容 (続き):
 - 国内段階
 - DO/EO に対して行わなければならない、又は、行うことが可能な全ての行動に関する情報
 - 期限
 - 手数料
 - 国内様式

PCT 研修教材

- PCT ビデオシリーズ
(<http://www.wipo.int/pct/en/training/index.html>)
 - PCT 制度の基礎知識から重要な点まで紹介する29の短編ビデオシリーズ (英語版)
- PCT ディスタンスラーニングコース (通信講座) が10の公開言語で利用可能
(https://welc.wipo.int/acc/index.jsf?page=courseCatalog.xhtml&lang=jp&cc=PCT_101J#plus_PCT_101J)
- PCT ウェビナー
(<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>)
 - 要請に応じて企業や法律事務所のために PCT に関するウェビナーを無料で提供
- さらなる情報は PCT 関連資料ウェブサイトを参照:
www.wipo.int/pct/ja

JA
Presentation-403
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 関連質問の WIPO 問い合わせ先 (1)

| | | |
|---------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| PCT インフォメーション・サービス (Infoline) | 電話 電子メール | +41 22 338 83 38 pct.infoline@wipo.int |
| RO/IB に関する問い合わせ ro.ib@wipo.int | 電話 | +41 22 338 92 22 電子メール |
| PCT 電子サービスヘルプデスク | 電話 インターネット 電子メール | +41 22 338 95 23 www.wipo.int/pct-safe pct.eservices@wipo.int |

JA
Presentation-404
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

PCT 関連質問の WIPO 問い合わせ先 (2)

| | | |
|---------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| Marketing and Distribution Section (PCT関係の出版物) | 電話 | +41 22 338 96 18 +41 22 338 99 30 +41 22 338 95 90 Fax* +41 22 740 |
| 18 12 オンライン注文 publications.mail@wipo.int | インターネット 電子メール | www.wipo.int/ebookshop |
| WIPO代表番号 | | +41 22 338 91 11 |
| PCTインターネットサイト | インターネット | www.wipo.int/pct/ja |

* 注: FAX 送信は2018年1月1日以降は推奨されなくなりました

JA
Presentation-405
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

WIPO | PCT
The International
Patent System

Media Meetings Contact Us My Account 日本語

WIPO
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

IP Services Policy Cooperation Knowledge About IP About WIPO

ホーム | IP サービス | PCT 制度

PCTインフォメーション・サービス

PCTインフォメーション・サービスでは、PCT国際出願の出願手続及び国際発露の手続に関する一般的なご質問にお答えします。PCTの概要については、外国における発明の保護：PCTに関するFAQ [PDF](#) をご参照下さい。

なお、国際出願の個別案件についてのご照会は、PCT事業部へお問合せください。好ましくは、ePCT 経由（この場合は高度な認証なしでもご利用いただけます）、緊急用アップロードサービス (FAQs)、あるいは、FAX番号 (+41-22) 338 8270 (2019年中に廃止予定) 又は国際事務局から送付されたIB様式に記載されたFAX番号へお送りください。更に、[担当官 \(Authorized Officer\)](#) に直接お問合せ いただけます。

特に以下の質問事項のみに関連するお問い合わせは：

- 受理官庁としての国際事務局に直接出願した国際出願、又は、
- PCT 規則 19.4 に基づき受理官庁としての国際事務局に転送された国際出願（すなわち、出願が行われた国内（広域）官庁が関連する国際出願の受理を管轄しない場合、出願が当該国内官庁の認める言語で行われなかった場合、又は、当該国内官庁及び国際事務局がその他の理由により当該規則に規定された手続を採用することを合意した場合）

国際事務局のPCT受理プロセッシングセクションまでご連絡下さい（電話: (41-22) 338 92 22、FAX: (41-22) 910 06 10 (2019年中に廃止予定)、Eメール: ro_ib@wipo.int）。国際事務局への直接出願に関するさらなる情報はこちらからご覧いただけます。

PCTインフォメーション・サービスへのお問合せは以下までお願いします。

- 電話: (+41-22) 338 83 38
- FAX: (+41-22) 338 83 39 (2019年中に廃止予定)
- Eメール: pct.info@wipo.int

電話でのお問合せは、中央ヨーロッパ時間で午前9時から午後6時までです。

ショートカット

- PCT関係の出版物のご注文はWIPO電子ブックショップ(英語版)または下記のMarketing and Distribution Sectionにお問い合わせください。 publications.mail@wipo.int FAX (2019年中に廃止予定): (+41-22) 740 18 12.
- 国際事務局の開庁日(英語版)

World Intellectual Property Or... (CH) https://patentscope.wipo.int/search/ja/teamlookup.jspf Search

WIPO PATENTSCOPE
国際・国内特許データベース検索

Mobile | Deutsch | English | Español | Français | 한국어 | Português | Pycckий | 中文 | العربية

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

検索 閲覧 翻訳 オプション 最新情報 ログイン ヘルプ

ホーム > IP サービス > PATENTSCOPE

当該国際出願の担当チームの連絡先を検索する

特定の国際出願に関する質問は、「権限のある職員」にお問い合わせすることができます。「権限のある職員」についての情報を入手するには、国際出願の出願番号を下に入力してください。問い合わせ情報が表示されます。

国際出願番号

検索

検索 リセット

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-407
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

World Intellectual Property Or... (CH) https://patentscope.wipo.int/search/ja/teamlookup.jspf?jsessionid Search

WIPO PATENTSCOPE
国際・国内特許データベース検索

Mobile | Deutsch | English | Español | Français | 한국어 | Português | Pycckий | 中文 | العربية

WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

検索 閲覧 翻訳 オプション 最新情報 ログイン ヘルプ

ホーム > IP サービス > PATENTSCOPE

当該国際出願の担当チームの連絡先を検索する

特定の国際出願に関する質問は、「権限のある職員」にお問い合わせすることができます。「権限のある職員」についての情報を入手するには、国際出願の出願番号を下に入力してください。問い合わせ情報が表示されます。

国際出願番号

検索 e.g. EP2007001234

検索 リセット

US2009051003

チーム PCT Operations Team 2
コーディネーター Lingfei Bai
電話 +41 22 338 74 02
ファックス +41 22 338 89 65
電子メールアドレス pctl.team2@wipo.int
ス

WIPO | PCT
The International Patent System

JA
Presentation-408
27.06.2023

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

PCT 判例データベース

- テキスト検索可能な PCT 判例データベースが利用可能：
www.wipo.int/pctcaselawdb/en

- 内容:

- 国内裁判所の決定
- 広域行政機関の決定
- IB による要約及び法的参考資料

- コメント、追加事例は、IB 宛に提出可能：
pct.legal@wipo.int

PCT 関連資料/情報

- PCT に関する一般的な質問については PCT インフォメーションサービスにお問い合わせください:

Telephone: (+41-22) 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

- 講演者のお問い合わせ先:

Mineko.Mohri@wipo.int

Telephone: (+41-22) 338 7485